

になつて居ります。まるで判事も被告も無我夢中の記録になつて居るのであります。以上は岡田に關することでありませう。

(ロ) 山根に關すること

次に山根に關して少し申上げたいと思ひます。第一に使のことに就て申上げます。六年十二月の事件に於て、長谷川は林伊三郎を山根の宅へ使にやつた。斯う云ふことになつて居りますが、林は證人として左様な使は致して居ないと云ふ。そこで長谷川が今度陳述を變へて、林は間違ひであつた、中村を使にやつたのだ、斯う云ふ陳述になつた。處が中村は淺田警部に對して使には行つて居ないと云ふことを證言した。證言した後にも長谷川はやはり中村を使にやつたのだと再度述べて居りますが、今度は中村は検事局、淺田警部でなしに、検事局に出て來て使には行きませぬと云ふ證言をした。そこで長谷川は折角林や中村を引張り出して居つたけれども、それが成立たない爲に結局は局の窓口で山根に手渡したと、斯う言つて鼻がついて居るのであります。果して局の窓口で贈賄をして居るのならば何も林だとか中村だとか云ふ者を引張り出す必要がない、まるで不必要な廻り道であります。

次に山根の場所に就て申上げます。六年の十二月事件、今申しますやうに林を使にやつた、或は中村を使にやつた、終に窓口で手交したと長谷川は言つて來て居ります。山根は初めから終ひ

まで窓口だ、斯う云ふ陳述になつて居ります。即ち長谷川、山根共にさう云ふ陳述をして居るに拘らず、検事の豫審請求書を見ますと、山根に對しても、長谷川に對しても長者町だと指摘して居るのであります。是は八年四月事件と混同して居るのであります。六年十二月事件には長者町だと云ふ被告の陳述記録は一つも見當らないのであります。まるで無茶な指摘であると思ひます。次に八年四月事件に就て見ますと、山根は初め窓口だと言つて居る、長谷川は長者町だと述べて居る、それに對して検事は櫻木驛構内で授受をしたのだ、斯う云ふ指摘であります。さうして結論に於ては今度は山根が長谷川の陳述に迎合をして長者町だ、斯う申して居るのであります。然るに検事の最後の意見書では、やはり櫻木驛構内だと指摘して、事が進められて居るのであります。是等の記録経過を見ますと、検事は豫斷、獨斷で事を進めて、被告が何と言つて居らうが、そんなことに頓着なしに自分で櫻木驛構内と決めたならば、終ひまで櫻木驛構内と云ふことで不動なのであります。如何にも無茶な調べ方であると思ふのであります。

(ハ) 灰塚に關すること

次に灰塚に關する件に就て申上げます。灰塚の八年四月事件を見ますと、初め長谷川は自宅に林を使にやつたと云ふ記録がありますが、林は使に行かないと云ふことで、其事は消えてしまつた。そこで今度は八幡橋附近で授受をしたと、斯う云ふ陳述になつて、最後まで通して居るので

あります。さうして灰塚自身が初め自席で授受して居ると言うて居たが、長谷川の陳述に迎合し  
 まして八幡橋だと、斯う云ふことになりまして、記録全部が兩方共、並に檢事自身の豫審請求書  
 も全部八幡橋附近と云ふことに記録が一致して居るのであります。然るに終結決定書を見ますと  
 自宅で授受したと云ふことになつて居ります。八年四月事件は、自宅と云ふ記録は、一回も出て居な  
 いのであります、然るに突如として自宅と決定されて居ります。是は終結決定書であります。終  
 結決定書が如何に杜撰粗漏であるかと云ふことを示すものでありまして、吾々に取りまして死命  
 を制する此公の文書が斯る取扱振りにされて居ることは洵に寒心の至りに堪へませぬ。當時の係  
 官全體の信用程度と申しますか、記録の信用程度を十分御賢察を願ふ次第であります。

#### 其五、長谷川の贈賄手段

長谷川の贈賄手段に就て申し上げます。長谷川の贈賄手段として、詰り役所の退廳時の四時頃と  
 云ふことに陳述はなつて居りますが、實は電氣局は事業局でありまして、他の多くの役所と違ひま  
 して、春夏秋冬ズツト四時三十分が退け時でありまして、吏員が實際に役所から退けて行くのは  
 五時近くになるのが事實なのであります。併し長谷川の記録には四時頃と云ふことに何時もなつ  
 て居ります。其頃に電氣局に来て自己の自動車を門前に待たして置いて、目的の人が役所の仕事  
 を終つて退けて來ると云ふとそれを待受けて車に乗せて、さうして走つて居る間に自動車の中で

贈賄をした、是が長谷川の贈賄手段であります。岡田二回、永田、山根各一回、合計四回さう云  
 ふ手段に陳述されて居るのであります。而も其四回共に全部自動車に乗つて櫻木町に向ふ途中、  
 斯うなつて居るのであります。何時でも櫻木町の方へ走つて居るのであります。それで當時の關  
 係者の住宅の位置を調べて見ますと、當時の永田の住宅は神奈川區の白樂二十四番地であり、  
 岡田は中區の瀧の上の六番地、山根は東京市品川區大井立會町五百二十六、長谷川が中區櫻木町  
 七丁目、現在の會社の所在地、斯う云ふことになつて居ります。それでありまして、電氣局  
 から長谷川の會社へ行くには瀧頭、舊刑務所前、長者町、羽衣町、櫻木町、こんな所をズツト通  
 つて行くのであります。故に長谷川を主體として考へますと、櫻木町に向ふ途中と、斯う言ふこ  
 とは合理的であります。併しながら岡田は瀧の上に住居をして居るのでありまして、全く反對の  
 方向に出發しなければならぬのでありまして、退廳時に櫻木町の方へ送られたのでは洵に迷惑な  
 ことでもあります。此不合理に對して特に岡田の記録に斯う云ふことが書いてあります。「私の家  
 は根岸競馬場の附近ですから、二回とも私の歸宅方向ではなく、横濱公園附近の横濱市役所に向  
 つて長谷川の車に同乗して來た際で、羽衣町附近を通つた頃に渡されたこともあるやうに思ひま  
 す」極めて自信のない文句であります。兎も角斯う云ふことを言つて何程か不合理をカムフラ  
 ージュしたやうな形になつて居りますが、是は甚だしき無理がありました、所謂語るに落ちる

捏造曝露であります。殊に此記録の通りに電氣局から横濱公園、市役所の方に向つて走つて行き  
ましたならば、それは千歳町線と云ふのを通りまして、羽衣町は斷じて通らないのであります。  
「市役所に向つて走つて居つた際に、羽衣町附近を通つた時に」こんな記録になつて居るのであり  
ます。斷じて通らない羽衣町をそこに持つて來てあるのでありまして、全く無我夢中と申さなけ  
ればなりません。山根は當時東京から通うて居つて、櫻木町驛で乗降して居つたのであります  
から、山根に對しては此點は合理的になつて居ります。永田は局長であります、自動車の使用は  
自由であります。何を苦しんで長谷川の自動車の御世話になる必要がありません。殊に住所は神  
奈川區の白樂にあるのでありますから、途中で降されては甚だ迷惑であります。永田は斷じて商  
人の車に同乗させて貰ふやうなことは致して居りませぬ。殊に裁判長殿に御注意、御關心を願ひ  
たいと思ふ點は、午後の四時、退廳の時間に局の前から同乗させたと述べて居る點であります。  
此退廳時の局の前の光景を御想像願ひたい。多くの局員、従業員、此局の直ぐ横に電車運輸營業  
所がありまして、横濱市の電氣局としては、一番大きな運輸營業事務所がありまして、乗務員が  
非常に澤山出入を致して居るのであります。電車停留場であり、乗務員交代の場所であります。  
事務の終つた所謂退廳時には一般吏員も局の前に群集して居るのであります。其光景の中で唯一  
人商人の自動車に拾はれて同乗すると云ふことは想像も出来ないことであります。是は私のみな

らず、岡田も山根も同様であります。當時は労働運動が非常に盛んでありまして、人心が甚だ動  
搖致して居りまして、六年の暮頃から一層甚だしくなりまして、七年三月十三日にストライキが  
勃發致して居るのであります。此ストライキの事情を此際一寸申上げて置きたいのであります。先  
先に申しますやうに、七年度は電氣局の財政は極度に疲弊致しまして、己むを得ず従業員の給與  
の或る部分を低減しなければならぬ事情に立至りました。是は單り電氣局のみならず、横濱市全  
體として財政が非常に困りました爲に、全體としても給與を下げたのであります。豫算面に於て  
下げたのであります。其事が電氣局従業員に何處からともなしに漏れて聞えて居るのであります。  
それに對して今度は電氣局従業員としては、六大都市を通ずる労働運動の團體筋途がありまして、  
他の都市へも影響が来る、是は六大市が協力して横濱市の給與低減案を潰してしまはなければな  
らぬ、さう言つたやうな労働運動の筋途でありました。六年暮から其氣運が進みまして、幸に暮、  
正月は無事に過ぎましたが、二月、三月、豫算を愈々確定すると云ふ間際になるに連れまして氣  
勢が段々と上りまして、遂に三月十三日にストライキの勃發を見たのであります。此氣運があり  
ました爲に暮頃からすつと縣の特高課の係の方、或は保安課の係の方、又磯子警察署の係の方、  
是等の警察方面の方が電氣局の内外を往復されて居つたのみならず、庶務課並に局長室へ度々そ  
れ等の係の方が出入りをされて居つたのであります。又一面に於きましては市會の無産派の方々

が労働運動者の言ふ所に同情されて、色々な運動もありまして、其無産派の議員諸君も度々局長の室へ往復をされて居たのであります。でありますから吾々市當局も是等の方々から監視を受けて居る状況の下に、監視の眞只中に働いて居た氣持でありまして、こゝに記録されて居りますやうな退廳時に局の前から商人の自動車に同乗して行くと云ふやうな事柄は、夢にも出来得べき状況ではなかつたのであります。此點を特に御賢察を御願ひ致す次第であります。

更にこゝで一寸申添へて置きますが、やはり此事件でありますが、六年十二月の暮に私が熱海へ温泉旅行をしなかつたと云ふこと、後に申上げる點であります。前年度、其次の年と詰り毎年年末に温泉旅行を家族一同と致して居つたが、此六年の暮だけが温泉旅行をしなかつたと云ふ理由は、此労働争議の影響を受けたのでありまして、當時私は二日でも三日でも連続して此横濱の土地を離れると云ふことが甚だ心許ないやうな事情であつたが爲めであります。此事を一寸此際に申添へて置きます。

#### 其六、長谷川の陳述に就て

次に長谷川の陳述に就て申上げます。

##### (イ) 使者に就て

第一に使が色々に變つたと云ふことは前に申した通りであります。九年の十一月二十八日に再

び中村を使にやつたのだと云ふ點に就てはこんな陳述があります。「會社の事務室で贈賄金を贈る爲に其日の午後三時頃私の會社の部分品係の中村文次郎に持たせて灰塚、山根兩書記の自宅に届けさせました、中村よりは其日の夕方確に届けた旨の報告を受けました」と云ふ記録になつて居ります。そこで灰塚の宅は杉田の森であつて、山根の宅は東京であります。會社は櫻木町にあるのであります。此場所的關係は午後三時頃に發動した時には夕方に其結果の報告を受けると云ふことは聊か困難なのであります。更に此件に就て松本検事が中村を調べた時には、斯うなつて居ります。「六年十二月下旬の午後五時頃」長谷川は三時頃に發動したと言つて居るのであります。中村は五時頃だと言つて居るのであります。「午後五時頃私は長谷川専務の命に依つてシャツ入の箱と思ひましたが、一個の箱包を持つて森の灰塚の宅を訪ね、三十歳位の奥様にそれを差上げて歸りました。灰塚方だけであつて、東京市荏原區中延町の邊は知つて居りますが、本社の命に依つて自動車で行つたことはありません」斯う云ふ風に山根自宅に使に行つたと云ふことは明瞭に否認して居るのであります。さうして時間的には午後五時頃と云ふことになつて居るのであります。此證言に依りますと、事實は灰塚方へシャツの入つたやうな箱を使ったと云ふ外は捏造であると云ふことが明に看取出來るのであります。それであるならば、夕方に報告を受けると云ふことも出來るのであります。更にこゝに東京市荏原區中延町と記録されて居りますが、そ

れは恐らく調べられた松本検事が中村に對して此處へ行つたのだらうと云ふやうな調があつて斯う云ふ記録になつて居るのでありますが、山根の住宅は御調を受けて居る當時は如何にも荏原區中延町であります。併し事件のあつたと云ふ當時は品川區の大井立會町であります。まるで場所が違つて居るのであります。さう云ふ點に就ても御取調の検事は御心付になつて居ないのであります。

以上申上げましたやうに、其變化が實に甚だしく、而も全く必要のない變化であります。具體的に言ふと、悉く證言に依つて打消されて、結局反證の擧らないやうな本人相互間の手交だと云ふやうなことになつて、八年四月の灰塚の分、六年十二月の山根の分が結末を告げて居るのであります。若し是が事實であるのならば、初めから此旨を述ぶるべきでありまして、既に贈賄を肯定して居る以上は、林や、中村を引出す必要が少しもないのであります。嘘八百のことを作り上げようとして如何に苦心したか察せられるのであります。

(ロ) 贈賄の日に就て

贈賄の日に就て申上げます。此日に就ても検事局の陳述と豫審廷の陳述と多少の差を持つて居ります。併し大體に契約を致した日を基礎にして長谷川は述べて居りますから、大きな動きはありません。今豫審廷の陳述の方が證據力があるのだと聞いて居りますから、又其方が日が稍確

實に述べられて居りますからそれを根據として検討を申上げます。九年の十二月二十四日の豫審廷の第二回訊問に、永田に對しては、岡田には二十七日にやつたと云ふことになつて居るのでありますが、岡田の翌二十八日頃午前十一時頃局長室を訪ひ、明後日、即ち三十日であります、午後四時頃磯子園を約束、三十日頃午後四時頃磯子園に行き五時頃永田が自動車で來た、さうして會食をして贈賄をした、斯う云ふ陳述であります。岡田に對しては六年十二月二十七日午後四時頃局長の表入口で待受けて自動車に同乗、車中で渡した。山根に對しては、十二月二十九日午後三時頃庶務課受付窓口で手交、灰塚に對しては、十二月二十九日中村を自宅にやつた、斯う云ふ陳述になつて居ります。それから八年四月事件に就ては、十二月二十六日の第三回訊問で、永田に對しては契約の翌日、契約は四月二十八日であります、即ち翌日と云へば二十九日であります。尙ほ契約の翌日の午後三時頃局長室を訪ねての歸途自動車に同乗して車中で渡した。岡田に對しては其翌日、即ち四月三十日であります、午後四時頃局長表口に待受けて、自動車に同乗して車中で渡した。山根に對しては日を明記して居りませぬが、岡田の次だと言つて居るのであります、午後四時頃局長の表道路に待受けて、自動車に同乗して車中で渡した。灰塚に對しては、山根の其翌五月一日、日を明記して居るのであります、五月一日の午後四時頃局長庶務課前に待受け八幡橋に向ふ途上渡した。斯う云ふ陳述になつて居るのであります。そこで此陳述を順次に検討致して

行きたいと思ふのであります。第一に六年の十二月事件に對しまして、永田に對しては二十八日の午前十一時局長訪問、斯う云ふことになつて居りますが、此日は御用終ひであります。それで午前十時から市役所の本廳で吏員全般に對して市長から挨拶のある日であります。局長は必ず之に参加致して居ります。其式を終つてから私は他の局長と年末の挨拶をするのが例でありますから、十一時頃には約四軒の距離にある瀧頭の電氣局には居ないのであります。又十二月三十日の午後四時の約束で磯子園で五時に會食をした、斯う云ふ記録になつて居りますが、私(永田)は此三十日には同僚の賀田、下村、此兩人と釣に横須賀の邊まで出掛けて、午後四時頃と云ふ時間は歸航途中であると云ふことは私の日記帳及び兩證人の證言する通りであります。而して其夜は酒井氏が來宅して居ることはやはり日記帳及び同氏の證言の通りであります。三十日には磯子園には行つて居ないのであります。

次に岡田には六年十二月二十七日に贈賄をしたと云ふのでありますが、十二月二十七日は日曜日でありまして、局の表口で待受け云々と云ふ陳述は全然嘘言であることは明瞭であります。而も岡田自身も十年三月二十五日の豫審廷で二十七日だと迎合して居ります。日曜日は局は表口は終日閉ぢて居るのであります。岡田は出勤して居る筈はないのであります。此事實から致しまして第一に申上げたいことは、岡田に贈賄をしたと云ふ翌日二十八日局長訪問、私を訪問したと云ふ

根據は、岡田に贈賄をした其翌日、二十八日だと斯う云ふ記録になつて居るのであります。既に二十七日が日曜日で、全然成立たぬと云ふことになります、私に對して二十八日に訪問したと云ふ根據が覆つてしまふことと思ひます。もう一つは此の如きあり得べからざることを、詰り日曜に斯う云ふことをしたと云ふ事柄を長谷川も岡田も一致して自供して居る。其理由は一體何處にあるのか、單に記憶違ひと云ふやうなことでは説明出來ないのであります。是は必ず檢察官が誘導合致せしめ、捏造是努めた爲に斯う云ふことになつて居るのであります、記録自體が立派に立證して居る點を御明察願ふのであります。

次に山根には十二月二十九日の午後三時頃課窓口で授受した、斯う云ふことになつて居りますが、十二月二十八日が既に御用終ひでありまして、二十九日には局の庶務課は仕事はして居りませぬ、是は明瞭に仕事はして居ないのであります。殊に山根の購買事務はないのであります。さうして二十九日には局内の大掃除をして居ります。此大掃除をして居ると云ふ證據は其日に大掃除に使つた人夫の傭上のそれ／＼の書類があります。是は書證として後程差上げたいと思ひます。其大掃除のことを監督し自らやつた小使の餅田清治と云ふのが尙ほ居りますから、是も證人として御喚出しを願へますならば、大掃除の時の庶務課の實狀がはつきり證言が出来ることと思ひます。即ち午後三時頃山根は窓口に腰を掛けて事務を執つて居ると云ふやうなことは事實ないので

あります。随てそんな時間に贈賄物を持つて來たと云ふことは全く嘘であります。併し本件に就ても、山根はやはり長谷川の陳述に迎合して二十九日云々と云ふ記録になつて居ります。是等數多の物的證據に依つて明に各被告の自供は偽白であると云ふことは立證して餘りあるものと存するのであります。

次に八年四月事件に就て申し上げます。永田に對しては、四月二十八日の契約の翌日、即ち四月二十九日であります。四月二十九日は申すまでもなく天長節であります。當日は事務を休むのであります。私は局へは斷じて出勤をして居りませぬ。押收になつて居ります私の日記帳に依つて調べて見ますと、此日友人の甲斐莊氏と横須賀の方面へやはり釣に行つて居るのであります。此甲斐莊と云ふのは私の高等學校、大學の同級生でありまして、目下蒲田にある高砂香料株式會社の社長を致して居る者でありまして、灰塚が現在此處に御世話になつて居ります。此二十九日午後三時半頃局長室を訪ね、歸途自動車に同乗云々と眞實らしく述べて居るのでありますが、全然成立しない事柄であります。殊に奇怪至極に思はれます。事柄は、檢事も豫審判事も此四月二十九日は天長節であると云ふことに全然氣付いて居られないと思はれる事柄であります。洵に咄々怪事であります。こんなことで何の檢察が出來ませう。頭腦の化石と申しますよりも、一步進んで國民精神を疑ふ者であります。

岡田に對しましては其翌日、三十日午後四時頃やはり自動車に乗せた、斯う云ふことになつて居ります。併ながら前にも申上げました如く、八年四月三十日は日曜日であります。岡田の出勤して居ないことは明であります。岡田自身は十年の三月二十五日の豫審廷で、四月二十八、九日頃收賄したのだ、斯う云ふことになつて居ります。契約の日か又は局長と同日と云ふことになるのであります。殊に二十九日は天長節であります。又長谷川の陳述の趣旨と全然一致しないのであります。所謂三十日と云ふ長谷川の陳述を採りますと、それは丁度日曜だと云ふことになるのであります。

それから次に山根に對しては記録上日を明示して居りませぬ。併し記録をずつと讀んで行きますと、岡田のことを述べて、次はとして、山根のことを述べて居ります、さうして今度灰塚のことに及んで、山根に贈賄の其翌五月一日午後四時頃、是は極めて明瞭に月日時間を指摘して居るのであります。それであるから前後の關係から見ますと、山根に對しては岡田の詰り四月三十日其次の日で、灰塚に贈つた五月一日の前日でなければならぬのであります。其日の退廳時に自動車に乗せて斯く／＼斯う云ふ陳述になつて居ります。併しながら四月は三十日までとありまして、三十一日と云ふ曆日はないのであります。全然御話にならぬのであります。長谷川は契約の日を基算點と致しまして、四日間連續的に毎日一人づつ自動車に乗せて不正行爲をしたと云ふことに

なつて居るのであります。其四日の中生憎にも天長節と日曜とが含まれて居るのであります。而して四月三十一日と云ふ暦日はないのであります。こんな見易い事柄も豫審判事は氣付いて居られないのであります。以上の検討に依りまして八年四月の事件は全然空中樓閣であると云ふことを御諒解得たことと存するのであります。

其七、磯子園の件

次に磯子園の件に就て申し上げます。九年の十月二十日に長谷川の陳述に依りますと、電話を掛けて磯子園に来て貰ひ、夕食を致して云々、斯う云ふことになつて居ります。處が十一月二十八日陳述では、六年十二月二十八日の午前十一時局長室で明後日磯子園で午後四時頃夕食を共に御願ひしたい云々と言つて居りまして、前回の電話云々と云ふこととは全く事情が變つて居ります。元來磯子園と云ふことの發端は、長谷川の上申書、並に九月十三日に當公判廷で陳述されたのに依りますと、「檢事が昭和八年は磯子の永田局長宅へ使に持たせたと述べて居るが、永田さんの宅は磯子ではないが、私は永田さんの宅を知らず、磯子の料理屋で渡したのではないかと言はれ、私は出鱈目に磯子園で渡したと言ひ、出来るだけ檢事の意に迎合するやうに答辯しますと檢事は其通り調書に採りました」斯う云ふのが磯子園の出た因なのであります。隨て前後不自然なことばかりで辻褄を合はされて居るのであります。長谷川の陳述に依りますと、磯子園の表入口の前の道

路に出て待つて居たと述べて居ります。全く奇怪なことであります。人を招待して料亭の門外の道路で待つて居ると云ふ法はないと思ひます。席を設けて居るべきが當然であります。席も申込んで居ないと云ふことは不用意千萬と云ふよりも、此事一つで本件はなかつたと云ふことが立派に立證出来ることと、私は信じて居るのであります。殊に不正なことを計畫して居る際に、門外の道路上で公然と其人を待つて居ると云ふのは餘りにも考へのないことだと思ひます。又「代金六圓五十錢を支拂ひ」斯う云ふ陳述になつて居りますが、併し二人で夕食をするならば最低の料理だけでも六、七圓は必ず掛るのであります。局長を招待する夕食と致しましては餘りにも御粗末だと思ひます。殊に酒を用ひますならば、此金額ではどうしても不合理でありまして、長谷川も酒を飲むと云ふことは先日裁判長殿が御訊問の通りであります。私も酒を飲みます。此六圓五十錢の支拂と云ふことは何としても辻褄が合はないのであります。此記録は二回豫審廷にも記録されて居るのであります。

更に私の事情を申し上げますと、此長谷川が來たと云ふ十二月二十八日の事情は曩に申しました通り御用終ひで、局には居なかつたのであります。更に十二月十日私が檢事局で迎合陳述を致しました際に、私は約束時間に云々と記録になつて居りますが、長谷川の陳述に依りますと午後四時が約束時間でありませう。所で其時刻には魚釣に行つて歸る途中であります。私は六年の十二月



三十日だと云ふことを豫審廷で初めて篠原判事から申聞かされました際に、直に私の念頭に上りました事柄は、毎年二十八日御用済の後は家族一同を連れて熱海温泉の古屋と言ふ旅館に行くのを例と致して居りましたから、此年も古屋に行つて居るのではないか、十二月三十日には横濱に居なかつたのではないか、斯う思つたのであります。そこで其旨を豫審判事に申上げまして、更に詳細な事柄は自分の日記があるのだから、それを取寄せて貰へば能く判る筈だと云ふことを申上げました。今御手許にある調書には此日記を見ると云ふ事柄に就ては私が申したやうにはなつて居りませぬが、私は長谷川と磯子園で會見をしたと云ふやうなことが全然ないのでありますから、日を定められた以上は日記を見れば事が明瞭すると思ひまして、斯う申上げたのであります。處が豫審判事は妻に其の日記を持たせて御呼寄せになつたと見えまして、五月十三日に私は豫審廷で其日記を見たのであります。處が其日記には偶々温泉には行つて居ないのであります。此年に限つて行つて居なかつたと云ふ事情は、先程申上げました労働爭議の關係からだと思ひます。さうして其日は同僚の賀田、下村の兩氏と横須賀まで魚釣に行つて、而も其日は波が少し荒くて四時半頃になつて、若し長谷川と四時の會食の約束がありましたならば、假令魚釣に行くとしても横須賀までは行かない筈であります。遠方なのであります。殊に他の同行者もありません。一つの船でありますから、自分一人が早く歸る譯には参りませぬ、風浪がなければ歸つて來るの

が今少し遅れたに違ひないのであります。私の宅は曩の圖面にありますやうに、神奈川區の白樂でありまして、八幡橋に船上りまして自宅までは約四十分掛るのであります。賀田氏の宅は掃部山でありますから、何時も電車で同乗して歸るのであります。下村氏の宅は芝生と云ふので八幡橋の極く近くであります。下村氏の證言に依りますと、五時頃歸宅したと云ふことになつて居りますが、若し此時間が正しいと致しますならば、私が自分の宅へ歸つたのは早くとも五時三十分頃になるのであります。魚釣の仕度では料亭には行けません。而も夜同僚の酒井三一氏が午後七時私の宅へ來て碁を打つて居る。酒井が來る時は先づ電話で私の在宅を確めて來るのが普通であります。其夜は釣つて來た魚で自宅で夕食をして居るに間違ひがないのであります。此魚釣から歸つて裝束を改めて酒井が來訪するまでの間に、白樂の自宅から磯子園に出掛けて、此距離は十三軒位あります、さうして長谷川と夕食をして來たと云ふことは何としても無理な考へ方です。其前後の動作の中に長谷川と約束があつたと云ふやうな節は少しもありません。更に磯子園の帳面上にも此會食と思はれるやうな痕跡がありません。全體人を招待して居る以上は其料亭に假に空席があると思つても、先づ席を申込んで間違ひのないやうに用意すべきが當然であります。殊に年末であります、如何なる都合で席が塞がるかも知れないのであります。其用意をした痕跡は一つもないのであります。私の十年五月十日の訊問調書中に強調致して居りますや

うに、斯う云ふ記録になつて居ります。「私は職務の關係上市電氣局に關係して居る請負人と酒食を共にすることは絶対に慎み、昭和五年頃長谷川歡二より一般の得意先として他の自動車事業者と共に招待を受けた際に、電氣局の課長は出席しましたが、特に私だけは缺席した程であります。又料理屋磯子園は屢々出入し、顔を知られて居るのですから、其やうな個所へ物品納入者たる長谷川と同行し食事を共にすると云ふ如きことはありませぬ」斯う云ふ記録になつて居ります。是は全く私の行ひ來つた事實であります。尙ほ昭和五年の長谷川の招待の時はこんな事實があつたのであります。夫は私は長谷川から招待を受けました際に長谷川に對して、折角の御招待でありますが、他に先約があるからと言つて極めて紳士的な辭令で出席を御断りました。然る所、其翌日、磯野庸幸氏、元代議士で横濱政友會の支部長とされた方でありましたが、當時の社長であります。其磯野氏から電話がありまして、長谷川の招宴に出席をして呉れないかと云ふ話がありました。そこで私は磯野氏に對しては卒直に、實は他に支障がある譯ではありませぬが長谷川とは今後も商取引をしなければならぬ立場にあるのだから、御招宴には遠慮して置く方が宜い、斯う云ふ意味に御答を致しました所が、磯野氏もそんな御氣持ならば強ひては申しませぬと言つて電話を切つたことがあるのであります。私共は公務を執る上に於ては常に此程度の注意は怠らないのであります。以上申述べました通りで、長谷川と磯子園で會食云々のことは全然事

實無根でありまして、長谷川も私も一時的に斯く陳述しなければならぬやうな破目に陥られました、虚構の事柄であります。當時労働運動の盛んな事情の下にあつたことも能く御参照を御願ひ致したのであります。

### 一 結 語

以上各方面からの記録検討に依りまして、各人の自供は幾多の物的證據を以て悉く其虚偽であると云ふことが立證し得たものと信じます。且又當時何等贈賄を必要とするやうな事情などになつて居なかつたと云ふことを十分に御諒察を願へたこと、信するのであります。之にて長谷川關係事件の陳述を終ります。

## 三 太平洋貿易株式會社事件

### 一 事件の經過

事件の經過に就て先づ申上げます。本件も九年九月二十三日、山根が八年八月頃會社の人で年齢四十歳位の云々と云ふことで其人から百圓收賄したと同時に、永田に貳百圓、岡田に百圓取次いたと云ふ陳述から本件は起つて居るのであります。其次に今村が呼ばれて贈賄をしたと云ふ迎合になりました、其際に今村の陳述金額が山根とは違つたものになりました。次に岡田、次に

大芦とすつと進みまして、前回に私が上申書として検討録と云ふのを提出致しました如く、非常なる陳述變遷を経て結局私以外のものは悉く贈收賄を肯定して調書が出来たのであります。十年五月一日に山根は上申書で否認を致し、大芦、今村の兩人は保釋後の最後の訊問で否認を致し岡田も保釋後に上申書で否認を致しました。私は終始否認を通して居るのであります。さう云ふ記録になつて居ります。尙ほビチユマルス會社と市土木局との関係もあるのであります。事件の全貌を見る爲には此事にも論及致したのでありますけれども、餘り煩雜に互りますから前回私の提出致しました上申書に譲ることに致したいと思ひます。土木局の事件も私としては全然實在しないものだと確信致して居ります。終結決定に於きまして是等工事請負に就き便宜の取扱を受くる目的を以て大芦、今村共謀の上、今村より高藤に百圓、同人を介して永田に參百圓、岡田に貳百圓贈賄、永田、岡田、高藤は同様收賄した、斯う云ふ認定をされて居るのであります。

## 二 事件關係工事

關係工事に就て申し上げます。工事名は櫻木町驛前から高島町間の軌道舗裝修繕工事でありまして、八年八月二十一日に着手して、二十四日に完成して居る、請負人の名義は大芦嘉三郎である、さうしてそれに對する局の支拂は九月十六日で會社は九月十八日に金を受取つたと云ふ記帳になつて居る。八年秋の大觀艦式に際しまして、初め行幸路は鐵道で直接に横濱港に出られる御

豫定でありましたが、期日が切迫致した頃に至りまして、急に横濱驛から自動車で御出になることに變更せられました。隨て此區間が御路筋になつたのであります。此御變更は外にも原因があつたことと思ひますが、東京から御出になるならば列車は直ちに岸壁に直通する設備になつて居るのであります、併し當時 陛下は葉山に御滯在中でありまして、葉山から行幸になりました關係上列車が岸壁に直通をする設備になつて居ないのであります。是が一つ豫定變更の原因であつたかと拜察致して居るのであります。行幸路線變更の報を聞きました私は、直ちに工務課長の矢野技師、それから主任の平松技手、此兩人を連れまして現場に参りまして、其御路筋全部を徒歩で視察を遂げたのであります。私は長く京都市に奉職致して居りました關係上、此行幸啓御路筋の諸準備のことに就きましては相當に經驗を持つて居りますので、全線徒歩視察を致したのであります。然るに此問題の區間は電車線路が震災直後の施行でございまして、他の路線に較べますと比較的古い、殊に其表面の舗裝がコンクリート・ブロックで作られて居ります。其面が甚だしく割れて居るのであります。普通の道路と致しましては別に支障のないことでもあります。御路筋としては洵に畏多い程度に考へました。而も今急に其ブロックを入替へようと致しましても、材料のブロックもありませぬし、工事期間もありませぬ。己むを得ず此ビチユマルス全面塗布に依つて一時的の工事をなすことが一番適當な方法だと考へまして、決定して工務課長に命じて即

日諸般の準備を進めさせたのであります。日夜兼行の施行にいそしみまして漸く應急の完成を見たのであります。工事契約書は八月二十一日附であります。其前から各材料の蒐集現場の準備と云ふやうなことに着手して工を急いだのであります。随て工事契約書は記録にもありますやうに依命起案と云ふやうな言葉が使はれて居りますが、後から契約手續を完結したやうな次第であります。工事に關して申上げたい事柄は、一つは電氣局の受持つて居ります部分は、道路の中央の幅約三間ばかりの部分であります。それ以外の部分は土木局が管理を致して居ると云ふことであります。それから第二には、電氣軌道は全線殆ど新しく出来て居るのであります。外には大した仕事をする場所がない、偶々此本件の工事區間は震災直後の特別工事であつて比較的損傷を起して居つて、行幸道路としては不適當と云ふ程度に壊はれて居つた、斯う云ふことであります。第三には、電鐵線路の表面の舗装は殆ど全部が板石敷、又はコンクリート・ブロックでありまして、此ビチュマルス會社と關係を持つやうな舗装はないのであります。極く小部分アスファルト工事がありますが、是は極めて完全な工事でありまして、修繕も何も要らないのであります。もう一つは、經濟的に電氣局が毎度申上げますやうに、極度に急迫致して居ります爲に、新工事は勿論、大修繕も何もやる必要もなく、又財力もなかつたのであります。毎年度豫算に何等の計上がないのであります。又事實上六年度以降に電氣局は何等工事を致して居ないのであります。

して、此點に就きましては、今村の陳述に「其結果後に工事を請負ふことが出来たか」と云ふ訊問に對して、「其後電氣局から仕事はまだ出ませぬので、其儘でありました」斯う云ふ答辯になつて居りますが、事實其通りなのであります。要するに、電氣局には六年以後には工事がなかつた。隨て贈賄をしようと云ふ根本がなかつた。斯う云ふことを御認識願ひたいのであります。此點は日本鋪道の西野平治郎の事件に就きまして、又砂利商の淺野美作の事件に就きまして同じで、度々申上げて居る所であります。

#### 一 太平洋貿易株式會社及大芦嘉三郎、今村和作

太平洋貿易株式會社と云ふものはどう云ふものであるかと云ふことを申上げます。此點は會社側の大芦が既に相當詳細に御説明がありましたから、大體はそれに譲ります。唯大芦嘉三郎が會社設立以來常務取締役であつて、昭和八年七月以降九年二月末まで大阪支店に勤務して居る、此處を御留意願ひたいのであります。八年七月以降九年二月末まで大阪支店長として大阪に勤務して居つた、其間會社は川口社長が自身横濱支店の業務一切を擔當して居つて、九年の三月一日から大芦が再び横濱支店に勤務して今日に至つて居るのであります。今回事件になつて居ります工事は八年八月の工事でありまして、出資者と目されて居ります大芦は當時横濱に居なかつた人であつて、工事には全然關係のない人である、茲に本件捏造の無理が出發して居るのであります。

此點を御留意を願ひたいのであります。今村和作は八年三月二十一日に入社をして、八年中は今村一人で瀝青部の仕事をやつて居ります。天野の陳述に、今村と七年頃から知合ひになつたと云ふやうな陳述がありますが、是は明に出鱈目の陳述であります。

一 記録検討

次に記録の検討を申し上げます。

其一、贈收賄の時期

(イ) 陳述の矛盾

第一 陳述の矛盾、此事を申し上げます。陳述の日とか、色々のことを申し上げますと却つて煩雜になると思ひますから、私の陳述の趣旨を取纏めて申し上げます。時期に就ては山根が多分書類を見ての陳述と思ひますが、施行期日が八年八月であるが爲に、八年八月二十三、四日頃に贈賄があつたのだ、斯う云ふ根據で陳述が始つて居るのであります。此八年八月と言つて山根が陳述して居るのに對して、今村も大芦も岡田も、總て八年八月と云ふことに迎合陳述が一致して居るのであります。殊に今村の九年十月二十三日の陳述を見ますと、工事着手の日を八年八月二十日か二十一日だと決めて、其工事着手の日か翌日頃、即ち八年八月二十三日頃大芦より贈賄金を貰つたのだ、斯う云ふやうに極めて據り所のあるやうな供述を致して居るのであります。兎

も角記録上山根、今村、大芦、岡田此四名、贈收賄ありと自供致しました四名の供述は、八年八月頃にあつたことである、斯う云ふことで検事局、豫審廷の供述が全部一致して居るのであります。私(永田)は終始否認でありますから、日の陳述が何もないのであります。左様な狀況で御調が進んで居りました際に、九年十一月五日附を持ちまして、大阪の支店から大芦常務の動靜書と云ふ調書が提出されたのであります。尙ほ日附は書いてありませぬが、横濱支店から上田和三郎の名を以て大芦常務の動靜に對する報告書が出て居ります。此二つの調書に依りますと大芦は八年七月三十一日に大阪支店に赴任致しまして、出張ではなく赴任であります、其後同年中横濱に來たのは一回であつて、九月十五日横濱に來て、同月十八日に大阪に歸つて、横濱滞在は僅に四日間である。是は横濱支店の回答に依つて申上げて居ります。斯う云ふ所謂物的證據が出て來ましたが爲に、前申しました四名の八年八月に贈收賄をしたのだと言つて事細かに出來て居る供述が覆つたのであります。維持が出來なくなつたのであります。其結果今度は先づ更に今村の陳述が、八年九月半頃、大芦が大阪より歸り四五日横濱に居つた間のこととす。斯う云ふ風に訂正致しました。次いで大芦も八年九月十五日云々、大阪から歸つてからと云つたやうな訂正が出來て居ります。こゝで少し横途に入りますが、大芦は九年の十一月二十日に事件は九月の事件だと訂正をして居るに拘らず、十二月二十六日の豫審に於きまして検事からの豫審請求書を讀聞かせ

られて、豫審請求通りでありますと言うて肯定して居る記録があります。其豫審請求書には八年八月だと云ふ指摘であります。既に九月の事柄だと自供、否修正陳述を致した後で、やはり八年八月と指摘されたる追加豫審請求書を讀聞かせられて、左様であります、斯う述べて居るのであります。大芦自身は八月であらうが、九月であらうが、當時こんなことは頭に考へて居なかつたかとも想像されるのでありますが、豫審判事が何故此矛盾を怪しまなかつたのかと私は思ふのであります。

次に山根も十二月十八日の陳述で修正を致しまして、「百圓貰つたのは昭和八年九月中頃で、其場所は電氣局庶務課廊下邊であります、是は今まで申上げた通りであります」斯う云ふ陳述になつて、八年八月が八年九月中頃に變つて居るのであります。是まで申上げた通りでありますと云ふ陳述であります、是まで申上げたのは八年八月と申上げて居るのであります。然るに全く他人が申して居るかのやうなことで、八年九月と修正されて居るのであります。山根も亦曩に大芦に申しましたやうに、其後に豫審判事から八年八月と云ふ豫審請求書に對する御訊問に對して、八年八月でありますと、斯う云つたやうな陳述があります。

次に岡田も、八年九月十六日頃だと斯う訂正陳述になつて居ります。是で四人の贈收賄の時日が一旦八年八月二十三、四日頃だと云ふやうな陳述で、検事局も豫審廷も全部出來上つて居つ

た、今度は四人が四人とも月日も全然變更されて、九月十六日頃だ、斯う云ふ風に編隊運動を致して居るのであります。更に最も奇怪に存じます事柄は、是は一々申上げますと煩雜になります、私の申上げる趣旨は既に八年八月では事が成立たぬと云ふことが、物的證據で判つてしまつた後に、又今村等がそれは九月十五、六日だと言つて陳述を變更して居る後に、検事局がやはり八年八月として豫審請求と言つたやうな取扱をして居る事柄であります。是が實に奇怪なことだと思ふのであります。それから此事柄に就て私の一つの觀察を裁判長殿にお聴きを願ひたいのであります。それは吾々の體驗から致しますと、検事局で事柄を色々御調べを受けて居ります際に、例へば永田が十二年の十一月四日の午後五時頃に市役所で收賄をした、斯う云ふ御調が出來上つて、相手方は其時間に贈賄をしたのだ、斯う云ふ陳述があつた際に、永田は其時間には公判廷で陳述をして居つたと云ふことがはつきりと自分の頭にある、其際に検事に對して、私は其時は公判廷に居たのであるから市役所で收賄をする筈がありませんと、明瞭なる反證を致しましたならば、其事件は消えてしまふべき筈だと思ふのであります、さう申しますと、検事は、それでは四日でなしに、今度は五日であつたのだらう、五日だと云ふ風に検事は事件を持つて行つて捨て居るのであります。是は吾々の實感、體驗であります、それでありませぬから、御調を受けて居つた際に反證を擧げると云ふことが善いのか悪いのか、吾々は甚だ疑問を持つて居るのであります。

ます。猜く考へますならば、證據があるならば、其の證據を伏せて居つて、出て来てから公判廷で其證據を持つて來ると云ふことが賢明なやり方であるかの如くに考へられるのであります。其因は何處にあるかと云ふと、檢事が事實を御調になる際に本當に事實を糺明しようと思ふ御考で進まずに、只管事件其ものを作り上げようと云ふことに腐心される結果ではないかと思ふのであります。此ビチュマルス事件の如き、既に八年八月と云ふことに陳述が出来上つて居るのであります。それが他から事實、反證が擧つて、八年九月だと云ふ風に變つたのであります。若し此大芦の動靜が大阪支店、横濱支店から提出されず居たと考へますならば、必ずや此事件は八年八月として記録上組立てられて、其儘に進んだこと、私は信じます。此経緯に就ても十分其前後の事情を御洞察を御願ひする次第であります。更に申上げますが、此強制處分の請求の日附に依つて事件が八月中であつたと言つて取扱はれた日附、豫審請求書に依つて事件が八月中であつたと言つて取扱はれた日附、是等をすつと表にして見ますと、曩に申しましたやうに、既に證據が出て、八月では成立たないと云ふことが判つて居る筈であるのに、其後に於てもやはり八月の事件だと言つて、檢事が色々な事務を執進められて居ると云ふ點が一つの奇怪な事柄だと思ふのであります。それからもう一つ奇怪だと思ひます點は、斯う云ふ事實があります。それは豫審請求が大芦、今村に對して二段になつて居るのであります。第一段は大芦、今村が山根に對して八年八

月中に贈賄をしたから豫審を進めて呉れ、斯う請求されて居ります。第二段は大芦、今村は永田岡田に對して八年九月中旬頃に贈賄をしたと言つて豫審請求になつて居ります。此山根には八月中だと云ふ豫審請求、永田、岡田に對しては九月中旬頃だと云ふ豫審請求、假に第一、第二と名付けます。此第一、第二に就て其豫審請求を二つ並べて、同じ日に、同じ時に、大芦、今村を訊問致して居るのであります。然るに、それに對して大芦、今村は御訊問の通りであります、と言つて御辭儀をして居るのであります。それですから、記録の上から申しますと、大芦、今村は山根には八月中旬に贈賄をし、永田、岡田には九月に贈賄をし、而も永田、岡田に對する贈賄は山根が取次いだのだと云ふことになつて居る。さう云ふ事柄を大芦、今村は同時に並べての訊問に其通りでありますと、斯う御辭儀をして居るのであります。此點に就きましても被告等の頭の混乱と云ふやうなことに私は非常な同情を持つて居るのでありますので、敢て大芦、今村の矛盾を咎めようとは思ひませぬが、之を訊ねて居られる豫審判事が、一體何故此點に就て疑問を起されないのであるかと云ふことを指摘したいのであります。別の日に訊いて居るのではないのであります。第一と第二の豫審請求書を並べて同じ時に訊いて居つて、さうして此矛盾が少しも怪しみを起して居ないのであります。實に此作り上げられて居る記録全體は夢中の記録である、何の信憑力があるのでありませうか、其粗雑さは呆れるの外ないのであります。決して記憶違ひと云ふ

やうな問題ではないのであります。まるで無我夢中の記録であります。尙ほ此間の記録にありま  
す難點を指摘致しますと、今村が大芦に贈賄のことを報告したと云ふ點に就て調べて見ますと、  
大芦の記録に九月四日頃大阪に行く前に今村より報告を受けた、斯う云ふ記録があります。併し  
九月四日には横濱には居ないのであります。又今村は大芦より金を受取り、其日に贈賄し、其後  
約二週間程経て大芦に報告した、斯う云ふ記録もあります。併し大芦は四日間横濱に滞在したの  
であつて、二週間程経て後は大芦は居ないのであります。又大芦の陳述に八年九月の十六日頃今  
村に金を渡し、其後一週間後に報告を受けた、と云ふのがあります。是も横濱に居ないのであり  
ます、後になると大芦は其報告を受けたのが、大阪から電話で庶務の指揮をして居る際に有つた  
かも知れぬと言つたやうな供述があるのであります。實に滑稽の至りと申しますか、詰り日取が  
合はなくなつて斯様な遁げ口上を述べたものだらうと思ふのであります。

次に檢事の豫審終結意見書の理由中に、山根の收賄は八年八月だ、さうして山根から取次を受  
けた永田、岡田の收賄は八年九月中旬だ、大芦、今村の贈賄は八年九月中旬だ、斯うなつて居る  
のであります。山根一人だけが八年八月と云ふことに檢事の豫審終結の意見書理由はなつて居る  
のであります。是は山根の記録が當然八年九月と訂正されるべきものを、檢事の捏造もれであつ  
たことと察せられるのであります。不用意の至りだと思ふのであります。

## (口) 不在證明

次に不在證明を申し上げます。本件は今村の第四回の訊問、九年十二月二十八日の訊問で、「大  
芦は結局之を承諾して、六百圓出して呉れたので、私は其日に前述の如く永田、岡田、山根にそ  
れ／＼金を贈りました云々」となつて居るのであります。それが本件の本筋であります。其本筋  
に對して考へて見ますと、少くとも大芦、今村、及び受取つた山根、此三人が其日に横濱に居な  
ければならぬのであります。此點に就て検討しますと、大芦の横濱滞在の日は、茲に色々記録上  
から書上げてありますが、大阪支店からの回答、横濱支店の上田和三郎の出した報告書、大芦が  
記録中に述べて居る日取、大芦が當公判廷に於ての陳述、それを總て拾ひ集めて表に取つて見ま  
すと、大芦横濱滞在の日は最大限九月十五、十六、十七、十八、十九、二十日となります。本當  
は、十五、十六、十七、十八の四日間と私は記録上見るのであります。兎も角記録全部の最大限を  
見て九月十五日から二十日迄であります。此期間に於て、第一に今村和作は九月十四日午後九時  
三十分東京を離れ信濃方面へ出張し、同十六日午後十時に新宿に歸つて居ると云ふことは同人の  
提出して居る書證に依つて明であります。それで十五、十六は横濱に居ないのであります。次の  
十七日は日曜日であります。山根は十八、十九、二十日の三日間賜暇で出勤をして居ない。是は  
電氣局長の公文に依つて證明して居る所であります。此書證は揃へて差出しました。此三日は何



の爲の賜暇であつたかと云ふと、長女が足を痛めて麻布の赤十字病院で手当をして居ります。當時の山根の住居は東京市であります。隨て十八、十九、二十日の三日間は横濱に居ないのであります。是で、大芦の横濱滞在中に、今村と山根が直接賄賂を授受出来なかつたと云ふ不在證明は極めて完全に成立つのでございます。此不在證明は外の不在證明と餘程趣が違ふと思ひます。例へば九月十日でなければ九月半ばであつたのかも知れぬと云ふやうなことを假に考へて見ますと、それは大芦が大阪在勤であると云ふことに括られて融通がつかぬのであります。初めに申上りました通り、大芦の大阪在勤中と云ふのに其間に出来た工事に關して大芦が贈賄の主謀者であると云ふ風に喰付けて捏造したが爲に、何としても説明のつかぬ反證が擧つて来たのであります。更に本件は最初八月だと云ふことであつたのを、わざ／＼九月に變更したのであります。其變更した日が偶々今村の出張、嘗て賜暇、休暇を取らない山根の賜暇、休暇と云ふやうなものにぶつかつて居るのであります。神明の加護吾にあるを想ふのであります。

其二、贈賄の相手方

次は贈賄の相手方に就て申し上げます。会社が請負ひました工事は、今村が矢野工務課長から呼出されて、専ら矢野と接衝を致しまして、總てを決定して、見積書に對する根本の手續も矢野から平松技手に渡して、平松は今村を連れて工務課を出て、さうして平松が庶務課へ行つて手續を

進め、今村は庶務課員とは直接に交渉をせず歸つて居る。此點に就て今村の上申書にも、土木局公判の時にも又去る九月十五日の公判廷の陳述にも極めて明瞭に上申されて居ります。其請書を持つて来たときも午前七時五十五分で庶務課員の出勤前であつたが爲に、多分給仕ではないかと思ふのでありますが、さう云ふ者に渡して歸つたと云ふことになつて居ります。工事の實權を握つて居るのは工務課長及び現場の平松技手であります。更に竣工検査の時も平松がやつて居るのであります。若し今後の工事請負と云ふことが唯一の望から贈賄したと云ふならば、何故に工務課長や平松技手を除外したのでありますか。今村を主體として考へますならば、直ちに此不合理が発見されるのであります。併しこゝに捏造されて居ります事件は、山根が出發點であります。山根は責められたから自己所屬の岡田課長、其上の局長のことを述べて、庶務課から見れば傍系である工務課を除外した陳述が出来、此不自然が生れて居るのであります。

檢察當局は少しでも役所の實情を御調べになり、贈賄者の身になつて御考があつたならば、此矛盾は直ぐに判るのであります。單に自供せよの一點張り、少しも檢察當局の頭が働いて居ないことは憫むべきことであると存じます。贈賄の相手方が全然的を外れて居るのであります。此的が外れて居ると云ふ事柄は此事件のみではありません。今回御調を受けて居る澤山の事件は總てが購買係を中心にして組立てられて居ります。其爲に事件に非常に無理が起つて居るのが澤山

あります。此觀點に立ちまして裁判長殿には何卒御判断を御願ひ致したいのであります。此購買係を中心にして事件を無理に作つて居ると云ふ、そこに非常な捏造の間違ひのある點が発見されるのであります。

### 其三、贈賄の目的

次に贈賄の目的に就て申し上げます。一つは今回の工事請負たる御禮だ、第二は便宜の取扱の爲めだ、終結決定書には是等工事の請負の爲に便宜の取扱を受くる目的を以てと、斯う書かれて居ります。第三には今後の工事が請負ひたしと云ふのが目的であります。此三つであります。併し贈賄の時期が八年八月二十三、四日頃、詰り初めに御調になつて居つたやうな時であります。併しならば、便宜の取扱の爲めとか云ふやうなことが幾分か意味をなすのであります。其時期が一月先になつて、九月十六、七日頃と變更されて居るのを見ますと、其時は既に工事は完成されて居りまして、九月七日に竣工検査が済んで、電氣局では九月十二日に支拂命令が出て、九月十八日に會社が受取つた記載になつて居ります。此事實を何故追及されないものでありませうか。終結決定書には是等工事の請負の爲め便宜を受くる目的を以てとあります。既に取扱が済んでしまつた後なのであります。斷じて便宜の取扱を受くる目的と云ふやうなことが言へるものでありませぬ。何も彼も済んだ後に贈賄が行はれた、斯う云ふことになつて居るのであります。唯形式

的に其目的を並べたに過ぎないことは明瞭であります。殊に僅に貳千餘圓の工事の爲に六百圓の贈賄をすると云ふことは餘りにも多額であります。尙ほ是は諄くなりますから省きますが、電氣局には工事が無いと云ふことは前にも申上げました。第三の今後の工事を請負ひたしと云ふ意味は全然成立たぬと云ふことだけを少し申上げます。磯子方面の工事云々と云ふことが度々記録されて居りますが、其後今日まで此會社商品を用ゆるやうな仕事は絶対にやつて居りませぬ。今村は參萬圓程度の工事と言ひ、大芦は壹萬圓程度の工事と言ひ、何れも何等根據のある陳述とは思はれませぬ。假に電氣局が金が出来て磯子杉田方面の残工事を施行すると致しましたが、それは敷石工事であつて、此會社商品を用ゆるもの、或は日本鋪道株式會社のものを用ゆるやうなものにはならないと私は考へて居ります。斯様に極めて不確實なる將來の工事を目標として、利益金全部を贈賄すると云ふやうなことは出鱈目であると申さなければなりません。

以上申上げました通りでありまして、此贈賄の目的理由が成立たぬのであります。殊に先程も申しました通りに、大芦は當時大阪支店長の役を持つて居つて、横濱には居ない人なのであります。横濱には社長の川口が居つてそれ／＼の仕事をして居つた筈であります。此留守中に關係して居ない工事に就て獨斷で贈賄したと云ふことが甚だしく不合理と見られるのであります。

### 其四、贈賄金の出所

贈賄金の出所であります。此贈賄金の出所に就きましては、私も相當詳細な検討をして上申書を出して居るのでありますが、是は既に大声が極めて詳細に明瞭に御説明がありましたから、それに譲ることに致します。併し私の上申書の主要なる點、贈收賄がなかつたと云ふ主張の主なる一つでありますから、其點は十分御認識を御願ひする次第であります。

#### 其五、贈收賄者相互に名を明にする迄の経過

贈收賄者相互に名を明にするまでの経過も上申書に詳記して居りますから、別に管々敷申上げませぬが、大體にお互に全然名を知つて居ない相互の間に贈收賄が行はれたと云ふことになつて居つて、度々訊問されて居る間に暗示、明示、誘導に依り、其姓名が明かとなつて、遂には各人の職務権限まで明細に陳述したことに出來上つて居ります、即ち此調書は全く檢察當局者自身の作文であると云ふことが明なのであります。

#### 其六、贈收賄の金額及札の種類

其次は贈收賄の金額及び札の種類であります、是も管々敷申上げませぬが、札の種類に就きまして、贈賄者側の大声、今村は永田、岡田に對しては百圓札だと云ふ趣旨の陳述になつて居ります。さうして收賄者側の岡田、取次者の山根、是は何れも拾圓札だと云ふ趣旨の陳述になつて居ります。是も極めて眞實らしく厚味がどうだとか、大きさがどうだと云ふやうに述べて居るの

であります、全く兩者の陳述が一致して居ないのであります。元來今回の事件全體に互ることでありすが、此贈賄の金の包の外に名を書くことだけでなしに、金額を記したと云ふことも非常に澤山の事件に行はれて居るのであります。澤山の事件と云ふのは、澤山の贈賄者側が悉く贈賄金の袋の外に金高を書いた、斯う云ふことになつて居るのであります。何の必要があつて左様なことをするのでありませうか。又苟も贈賄物である、相當の禮儀を整へた形のものである可き筈だ。此點は先に新井、稻葉、外の方々からも論難された點でありますが、こんな非常識なこととは恐らく商人も請負人も一人も考へて居ない事柄だと思ひます。全く當時の檢事諸公が各自の頭で左様な非常識なものをでつち上げたものだと思ふのであります。

#### 一 結 語

結論と致しまして、此ピチユマルス事件も以上申上げました通りの検討を致して見ると、全然事實無根のことで、事柄自體がなかつたのであると云ふことは十分御認識願へたことゝ存するのであります。之にてピチユマルスに對する分は終ることに致します。

#### 四 東京電燈株式會社事件

是より東電事件に就て御聴取を御願ひ致します。東電事件其ものは他の事件と全く同一であります。簡單なる贈收賄でありますして何等特色はありません。唯關係人數が多く社、局共に十一人宛二十二名に及んで居るのであります。今回の横濱疑獄中最も大きなものとして、檢察當局が無理に組立てられた事案でありますからして、私は各方面から本件を詳細に検討を致しまして、全然空中樓閣である所以を申述べたいと存じます。其趣旨は、既に私が前回に提出しました上申書の中にあります東京電燈株式會社事件検討の項に申述べて居ります。是から申上げます論旨の根據とする所は上申書中に詳細に載つて居るのでありますから、今日の供述で足りない所は此上申書を御参照願ひたいのであります。

### 一 電力供給契約に就て

#### 其一、歴史的考察

其一としまして、歴史的の考察を申上げます。

横濱市には元來横濱電氣株式會社と云ふのがありまして、電燈電力の營業を致して居つたのであります。其會社から電力の供給を受けて、別に横濱電氣鐵道株式會社と云ふのがあり、電車事業を營業致して居つたのであります。而して前者電燈電力を營業して居りました會社は、大正十年五月一日に東京電燈株式會社——以下是は東電と申します——此東電に合併されたのであります。

す。後の方の會社は大正十年四月に横濱市に買収されたのであります。而も電力の需給關係は従前通りに繼承されました。従ひまして電氣局が東電から電氣を買ひ受けると云ふ關係がそこに生じたのであります。其後兩者の間に年々貳拾五萬、參拾萬圓見當の電力需給が續けられて今日に至つて居るのであります。それが横濱市と東電との間の一つの關係であります。今一つ市と東電との關係が別にあります。それは所謂報償契約であります。此報償契約は原則として市内一圓の電氣事業は東電の獨占すると云ふ條件の下に、報償金が定められて居ります。其後幾多の變遷がありまして、大同だとか、日本、富士、さう云ふやうな各電力會社が市内の一部の電氣事業の營業權を持つて居りますけれども、事實は横濱市内は東電の獨占と云ふことで今日に至つて居ります。鶴見區に極く少部分に除外例があります。極めて簡單であります、之を歴史的考察と致します。

#### 其二、契約の性質

東電と電氣局との契約の性質を申上げます。電氣局と東電との電力需給の關係は、相互に密接な重要なものであります。半永久的のものであります。需要者の立場として市は發電所を持つて居らないのであります。電車事業に對する電力の需要は絶對的のものであります。又供給者の立場から申上げますれば、東電は獨占の公共事業經營者でありますからして、供給の責任を持

つて居るのであります。従ひまして若し兩者の關係を斷つて他の會社と需給關係を結ぼうと致しますならば、第一に電力供給契約と並んで存在をして居ります報償契約に重大な影響を及ぼし、之を變更する必要があるのであります。第二には相當多額な經費と時日を要する所の新たな設備を要するのであります。是は先日矢野技師から約八拾萬圓見當の工費を要する仕事が必要であると云ふことを述べて居りました。即ち事業の性質上此需給其ものは半永久的關係に置かれて居るのであります。從來甲の商店から買つた所の筆紙のやうなものを、乙の商店から買ふことに變へる。さう云つたやうな簡單な變更は出來ないのでございます。然るに一方電氣局の電力料金の豫算面上の形式を見ますと云ふと、筆紙を買ふ費用と同じやうに毎年其年度中のもを計上して居ります。

又東電との電力需給契約も、契約自體は會計年度一年限りと致しまして、毎年四月から更新するやうに出來て居るのであります。是は局の使用する電力は普通の經常費に屬するものでありますから、年度を超える繼續事業、市制の第三百三十五條に相當致します繼續事業の形式に據ると云ふことは、多少考慮を要する點があるからであります。元來此種類の事業に關する需給契約は、普通は短くても五年、或は十年、さう云ふ期間を定めて契約をするのが實社會の實情でありまして、唯其間に社會の變動に應じて單價を變へて行く、斯う云ふやり方が多く行はれて居るの

であります。が併し横濱市としては公共團體と云ふ立場から、市制上其永い間の契約を結ぶことが困難な點がありますからして、形式だけは年度限り、斯う云ふことになつて居りますが、實質は半永久的のものであります。先づ此全體を最初に御認識を御願ひ致すのであります。

### 其三、檢察當局が認識不足の點

次に檢察當局の認識不足と思はれる點を申上げたいのであります。

#### (イ) 契約變更の時期に就て

其一つは契約變更の時期であります。契約の性質が前申すやうな半永久的のものでありますから、契約變更と申しましても單に價格の變更であります。價格は何時變更するのであるか、斯う云ふことになりますると、形式上は毎年四月一日を契約變更期と致して居ります故に、實際と云ふ風に考へることは一應尤もな考へ方であります。併し實際は決して左様な簡單なものではないのであります。之を豫算編成と云ふ點から觀察を致して見ますと云ふと、市の豫算編成は毎年前年の遅くも九月から着手致して居ります。若し次年度替りに單價の變動を要望しようと云ふ考でありますならば、遅くとも豫算編成の九月前後に會社と交渉を進めて豫算の編成をせなければならぬのであります。檢察當局は契約更新期が四月一日だと云ふ外形上に甚しく拘泥して内部に於ける活動の時期を、少しも御考になつて居ない。贈賄時期を三四月頃だと局限して居られ

るのは全く認識が間違つて居るのでありまして、春に花の開くのは冬に肥料が要るのであります。若し贈賄を必要とするならば、春は既に時期が遅れて居るのであります。前年中でなければならぬのであります。是は豫算編成と云ふ観点から申上げたのであります。が併し實際上に於ける電力料金の値上とか値下とか云ふやうな事柄は、是は全く特殊のものでありまして、決して一定の時に膠着するものではないのであります。一言に申しますれば其機会を捉ふるにありと申すべきであります。試みに東電と市との契約變更が事實行はれた日を列挙して見ますと云ふと、昭和三年一月九日、私は一月十日に就職致して居ります。其次は昭和四年三月三十一日、其次は昭和五年十月一日、其次が昭和六年四月一日、其次が昭和八年六月一日、斯う云ふ風な時に契約變更が行はれて居るのでありまして、必しも豫算面上にある契約更新期の四月一日とか、或は當事者間に交換されて居ります三ヶ年有効の覺書と云ふやうな、期間には拘泥して居ないのであります。社會の情勢其他各般の事情に應ずるのでありまして、偶々年度替りに變更されて居ることもあると云ふ風に見るべきものであると存じます。而も變更の交渉は契約の出來上るよりも少くとも三四ヶ月以前から行はれて居るのが實際であります。稻葉が九年四月から變更しようと思つたのは、年度替りと云ふよりも偶々局長就任と云ふ其時期が丁度年度替りにぶつかつたのであつて、就任の機会を捉へた、斯う云ふのが本當の見方ではないかと思ひます。さうして出來上つ

たのは何ヶ月か後に出來上つて居るのであります。私の申上げたい點は檢察當局が毎年四月一日契約更新、斯う云ふ外形に甚しく拘泥して、贈賄時期を四月前後と推定して居る其認識の誤を指摘致すのであります。此意味に於きまして記録中に度々見る値下交渉の提案を阻止せんとするのであるならば、四月前後の特定の時期と見るのが間違つて居るのでありまして、其時期は既に豫算も市會に提案せられ、或は議決済みでありまして、交渉をする特別の時期では決してないのであります。

#### (ロ) 契約變更に關する當事者に就て

次に契約變更に關する當事者が誰か、一體誰が此契約變更に關して話合ひをするのか、斯う云ふ點に就て申上げたいと思ひます。會社では支店長以上の方、局では局長以上の者が直接當つて居るのでありまして、社、局共に課長すらも關係して居ないのが實際であります。高島通出張所長は集金の責任があるのみでありまして此値下問題には少しも責任を持つて居ないのであります。此點が極めて重大なる要點でありますからして、十分に御認識を御願する次第であります。集金事務を執つて居る現業員であります。偶々稻葉の時に値下と料金支拂とを不可分に致しました。が爲に、出張所長は支拂停滞と云ふことから出發して、料金問題を口にするに至つたのであります。而も料金問題は唯上局に早く始末して呉れと頼む外何もし居らないのであります。又出

來ないのであります。此點に關しまして局並に會社の各被告が記録上残して居ります點を少しく申上げて見ます。局吏員の方で永田の記録に、「私は直接交渉して」と斯うあります。稻葉の記録に、「佐藤を局へ招致し、私自身も右支店に赴き交渉を重ねた」、多田庶務課長は、「稻葉局長、矢野工務課長（是は電気技師であります）等が直接交渉して居ります故、私は何程の値下を要求して居るのか知らぬ」庶務課長がさう云つて居るのであります。矢野は、「私は技術上の意見を聽かれる爲局長に呼ばれたことがあります。其他は局長と支店長との間で話を進めたのであります」、岡田庶務課長は、「私の在職中其やうな問題（詰り値下の件であります）は耳にさせぬでした」、坂田會計課長「尤も私共としては料金の當不當を調査するの權限なし云々」、山根は、「購買主任は電氣の購入に關する契約には關係しなかつたのであります」、斯う云つたやうな陳述の記録になつて居るのであります。他の安藤、秋山、岸、是等の者は値下問題に關して何等の陳述記録がないのであります。會社員の方の記録を調べて見ますと、新井は、「料金値下のことは當時屢々報告を聽く、支拂の件は報告なし」、佐藤は、「稻葉が値下の申出をして居るから四五回面接に行つた。料金の支拂の請求に行つたのではない」、此兩人の供述で明かに看取されますやうに、値下問題は支店長以上の重要な事柄で、支拂問題の如きは下僚の仕事であると云ふ意味が十分に出て居るのであります。更に佐藤は、「料金の問題は多田等の手に依つては到底實施し難いと多寡を括つて居りま

した」、即ち料金問題では局の庶務課長を眼中に置いて居ないのであります。一杉營業課長は、「電力料金値下に關する交渉は從來より益田支店長が直接陣頭に立つて其折衝を爲し其後佐藤穩徳が支店長となつて以來同支店長も亦直接該問題を折衝し、私共は餘り關係しなかつたのであります」、營業課長が既に此通りの陳述になつて居ります。小林は、「契約は營業課の事務で、私は具體的内容は能く分つて居ない」、福島は、「四月頃更新されることは知つて居たが、料金値下を要求して居た事實は知らなかつたのであります」、福島此の陳述は、又明瞭に料金問題に福島が關係して居なかつたと云ふことを明かにして居るものであります。野澤は、「其事は全然考へなかつたのであります」、其事と云ふのは料金値下の問題であります。「私は其點まで考へなかつたのであります」、斯う陳述をして居ります、集金人として當然の答であると思ひます。是等の記録に依りまして、値下問題が局長と支店長との直接交渉の重要事でありまして、其他の者は殆ど干與して居ないと云ふことが記録上既に十分御認識が願へることと思ふのであります。以上申述べましたことに依りまして、供給契約値下問題は時期が必ずしも年度替りに發動するものではないのだと云ふことと、局長、支店長の間の問題でありまして、他の者は多く干與して居ない。此二つの點の實相を十分御認識下さつたならば、記録中に値下に就て社員某が發動したと云ふやうなもの、殊に高島通出張所長が發動したと云ふやうなもの、及び値下阻止を目的とする贈賄時期が必ず三四

月を中心とすると云ふことが全く意味をなさないと思ふのであります。斯の如き誤謬に陥つて居るのは檢察當局の認識不足の誘導に依つて、實際此事に干與して居ない方々を苦しめて、それ等の方々が苦し紛れに想像して陳述の迎合を致したが爲に斯様な間違つた記録が生れて居るのであります。土木局の仰筒用の電力料金七年夏頃の分が滞納して問題を起したと云ふやうな事が記録中各所に見えて居ります。此事が電氣局料金の値下問題と關聯あるが如き供述になつて居ります。併し是は贈賄理由を強ひて此處に連結したのであります。全然問題の性質が違ふのであります。土木局の仰筒用電力と云ふやうなものは、謂はば筆紙を買ふのと同じ程度のものであります。小口電力であります。何等の重要性を有つて居ないのであります。私も當時土木局に左様な問題の起つて居たと云ふことは全く知つて居ませぬ。知らなかつたのであります。電氣局の電力契約と、土木局の仰筒用電力とは並べて論すべきやうな筋合のものではありません。茲にも認識不足がありました。事情を知らない者を迷はすやうな記録になつて居るのであります。故意に作られたのか、無智な爲に出來たのか、注意すべき事柄だと思ひます。

一 東電事件の經過

次に東電事件の經過を申し上げます。  
東電から電氣局吏員への贈賄は、

- 第一回 七年春頃
- 第二回 八年三月頃
- 第三回 九年五月頃
- 第四回 九年七月頃

此四回に行はれたものと終結決定されて居るのであります。而して檢察訊問の經過を記録に依つて通覽致しますと、第二と第三を中心として捜査を進められ其間に第四を派生して居る。さうして一番終ひに第一に及んで居ると云ふことは明であります。各回共に局、社の下級の關係者を責めて、恐るべき拷問に依つて無實の自供を強ひ、之を基礎として局、社共に其上層部に及ぼして居るのであります。私は關係被告の上申書を悉く精讀致して見ましたが、事件の檢察根據として、何等の中心點、據り所を見出すことが出來ないのであります。多數の上申書には千萬言を費し、血涙を絞つて記述されてありますが、其内容は實に簡單明瞭に千遍一律であります。何れの被告の上申書を見ましても「先方がやつたと言ふて居る、先方が貰つたと言うて居る、故に貴様は白状せよ」斯う言うて責められる。其次は拷問であります。其次は迎合陳述であります。此數語に盡きるのであります。そこに何等の物的證據なきことは勿論、何等疑念を挟むべきやうな點が微塵もないのであります。檢察の仕方は何等の手段も智慧もない、少しも事實を調べない



で、又。辨。明。を。聴。か。な。い。で、先。づ。犯。行。あ。り。と。豫。断。し。て、單。に。自。白。せ。よ。と。云。ふ。一。言。に。盡。き。て。居。る。の。で。あ。り。ま。す。こ。ん。な。調。べ。方。で。あ。り。ま。す。る。な。ら。ば、言。葉。は。悪。い。か。は。知。り。ま。せ。ぬ。が、暴。力。團。が。調。べ。れ。ば。も。つ。と。手。つ。取。り。早。く。調。書。が。出。來。る。の。で。は。な。い。か。と。云。ふ。感。が。致。す。の。で。あ。り。ま。す。其。暴。狀。は。實。に。呆。れ。る。の。外。な。い。の。で。あ。り。ま。す。

九月二十三日に、山根が七、八、九の各年四月頃集金人より受け收賄した。斯う云ふ自供に端を發して居ります。三ヶ年同一時期に貰つたのだと無造作に述べて居る。此陳述も七年の分は會社側の發動者と目されて居る福島が職務上偶々關係のない位置に居つたと云ふことと、又一つは支店長が佐藤でなくて益田の時代であつたと云ふ事の爲に、已むを得ず他の經路を取つて進んで居ります。それで七年は他の經路になつて、主として八年九年の兩年を中心に捜査が進められて居るのであります。私の關係のありますのは第一、第二、詰り七年と八年の兩回でありますから此兩回に就きまして詳細に申上げ、尙ほ後の二回も東電事件の全貌を達觀して戴く希望の爲に聊か自分の思ふ所を述べさして戴きたいと思つて居ります。

### 一 七年春頃事件

是より七年春頃の事件に就て申上げます。七年春頃の事件に就ては詳細に申上げたいので、是から暫くの間は全部七年春頃に限つて、此事件のみに就て申上げるのであります。

### 其一、事件の經過

其一つの要件として事件の經過に就て申上げます。本件は山根が九年九月二十三日の陳述に端を發して居るのであります。其後永田、岡田に取次いだ、更に灰塚に取次いだ、斯う云つたやうなことになつて、以下順次私が前回上申書を差上げました圖面のやうな關係日取になつて進んで居るのであります。前回上申の九十四頁に圖解して差上げてありますが、是は唯其順序を示したのであります。

社の方では小林(經理課長)、一杉(營業課長)、關根(横濱出張所々長)、阿部(同上料金係)、齋藤(集金監督)此五人であつて、益田(横濱支店長)と新井(本社營業部長)とは關係がないことになつて居ります。

局の方では永田(局長)、岡田(庶務課長)、灰塚(同課書記)、山根(同上)、矢野(工務課長)、秋山(同上技手)、安藤(同上書記)、坂田(會計課長)、岸(同上書記)の九名、合計十四名に及んで居るのであります。さうして永田、阿部の自供は後に訂正取消され、矢野、一杉は始終否認をして居ります。證人益田も亦否認して居ります。極く大體であります。是が事件の經過であります。

### 其二、本件の特異性

其次に春頃事件の特異性と名付けて申上げたいと思ひます。

東電事件の前後四回の中、本件以外は悉く高島通出張所長の集金責任者である福島、是が發動者となつて上局を動かして贈賄をした、斯う云ふ筋書になつて居るのであります。獨り此七年春頃の事件は、其中心がないのであります。小林の九年十二月八日の陳述に同じやうな筋書で、當時高島通出張所長兼務であつた一杉から頼まれて事を進めたのだ、斯う陳述をして居る。是は恐らく第二、第三の事件と同じやうな筋書に検事の誘導があつて、それを迎合したものだとは私は察して居るのであります。然るに後日に至つて一杉は當時出張所長でなかつたと云ふことを書類の上で検事と共に發見した。斯う云ふ事になつて居ります。そこで其點の陳述を訂正致して居りますが、金を一杉に渡したのは前述通りだ。さう云ふやうな一部分だけ一杉に掛り合が殘されて居るのであります。是が七年春頃事件の組立上注意を要すべき一節であると存じます。

一杉は主役と云ふことが消えてしまひましたからして、そこで今度は當時の出張所長であつた本當に出張所長であつた關根が呼出された。所が關根の陳述を見ると、福島のやうに主動者には成つて居ないのであります。益田、小林、一杉の協議決定して出來上つた贈賄の使を引受けた、斯う云ふ陳述になつて居るのであります。他の事件は主動者が福島である。其福島と同じ地位に在る關根が七年の事件に就ては主動者とはなつて居ないので、上の方で決められたものを持つて行く使を引受けた、斯う云ふ陳述になつて居ります。中心になつて居ないのであります。贈賄の

可否金高等に就き相談はされなかつたか、斯う云ふ御訊ねに對して、「其通りであります」、斯う述べて居るのであります。然らば小林が中心かと云ふと小林の記録では一杉、益田が協議に依つて意見が決つて居つた、それに同意して單に金の取次をしたに過ぎないので、斯う云ふ陳述になつて居ります。其他の關係者として阿部及齋藤、此兩人は初めから使であります。さうして一杉、益田は全然否認して居るばかりであります、更に多數の自白者が本件の本尊として述べて居る所の益田を事件の圈外に置いて終結決定されて居るのであります。以上申しましたやうに、本件關係の總ての人が全部中心にはなつて居ないのであります、全く據り所のない事件であります。即ち終結決定書には小林、一杉、關根共謀、斯う云ふ風に終結決定されて居るのであります、記録から見まして益田を除外した此終結決定は餘りにも檢察當局の推定獨斷、杜撰の甚しきものでありまして、調書自體に全く事件が成立つて居ないのであります。

### 其三、贈賄の時期

次に贈賄の時期であります。他の三件は贈賄の月が指定して終結決定されて居りますが、本件に限つて春頃と云ふやうな決定であります。而して七年の四月八日には支店長の益田が佐藤に代つて居るのであります。支店としては極めて重大且つ明瞭であるべき此大事實があるに拘らず支店長が誰の時に行はれたのかすらも檢察が出來て居ないのであります。春頃だ、斯う云ふので

あります。小林の陳述に、「其金參千圓を私に手渡しされた支店長は、益田元亮さんであつたと前回陳述したのは、其時期が三月中であつた事を前提としての話でありまして、現在の私の記憶ではそれが益田支店長であつたか、佐藤穩徳支店長であつたか判然致さぬのであります。併し當時の支店長から受取りて一杉榮君に渡したことは間違ひありません。其の支店長が誰であつたか、一杉君、兩支店長及其現金を電氣局に届けたる者、其他受取つた人々の記憶に依り判断を願ひます」、斯う云ふ陳述があるのであります。全く實社會の陳述とは思はれませぬ。こんな自信のない夢物語がありませうか。私は各人の陳述記録に依りまして、時期に關する表を作つてみました。此表に依りますと云ふと、檢察當局は初め山根を七年四月で起訴して、次に岡田に對しては七年三、四月頃、斯う變つて、十年一月頃までは檢察當局では七年三月だと云ふことでずつと事件が進んで居ります。關根が十年一月二十八日に調べられて、七年二月二十日頃だ、斯う云ふ風に月も日も決めての陳述が起つてから、其後は檢事局では七年二月下旬頃だ。斯う云ふことで進んで居るのであります。然るに收賄者側の方を見ますと云ふと、最後まで陳述の時期が一致して居ないのであります。庶務課の關係の三人は七年四月と云ふことで整理されて居ります。工務課關係の二人は七年二月下旬頃、斯う云ふことに整理されて居る、會計課關係の二人は七年二、三月頃斯う云ふ風に整理されて居る、是はどうも電氣局は課別に一つの決つた時期に整理されて居ること

とが實に不思議な現象だと思つて居ります。

社の方では七年二月中、或は七年二月二十日頃と云ふ結末になつて居るのであります。其爲に終結決定に於ては遂に春頃、斯う云ふ極めて曖昧なことにせなければならなかつたのであります。此點に於て既に此春頃事件と云ふものゝ實在性がないのであります。茲で一吋附加へて申上げて置きますが、本件に關する調が東電事件の一番終ひ頃に進んで居ります爲に、其當時は既に檢察當局は金額は毎年參千圓だ、斯う云ふことに勝手に御決めになつて、其御決めになつた儘で各人の陳述を誘導されたものと思はれるのであります。金額に對する變遷は第二回、第三回第四回の事件とは全然違つて、殆んど初めから各人の陳述は變動がないのであります。是が又他の事件と違つた現象になつて居ります。金額を左様に確定的に誘導して置きながら、期日に對してのみ斯う云ふ風な區々なことになつて居るのであつて、全體の統制が取れて居ないのであります。

其四、贈賄の目的

次に贈賄の目的は七年春頃事件に限りませぬで、各回共

第一は料金の支拂を早くする爲め、

第二には電力料金値下問題を阻止する爲め、

斯う云ふ二つの點にあるものとせられて居るのであります。而して七年春頃には第一料金の延滞と云ふ事實がないと云ふことは、關係被告が詳述致して居ります書證で既に明瞭であります。事實がないのであります。第二に料金値下問題は當時起つて居ないのであります。是も各人の既に申上げた所で明瞭であります。即ち目的として居る二つの點が全然問題になつて居ないものを、當時如何にも非常な滞納があつたかの如くに、又値下問題が喧しく論議されて居つたかの如き陳述になつて居るのであります。故らに原因を作製して居ると云ふことを御明察を願ふのであります。檢察の局に當られた皆様も、又被告も、九年四月以後に起つた實狀（註 九年四月以降は料金値下の提案を成し、其れが解決する迄は料金の支拂を停止せり）を八年にも七年にもあつた様な氣持で事を進めて居られて、全くの錯覺か故意ではないかと思ふのであります。關根の第二回の訊問に對して斯う云ふ記録があります。「電氣局の空氣を緩和し料金値下要求の阻止、料金支拂の手續の進捗を圖る爲めでありました」、是は七年春頃事件に對する理由であります。福島第三回訊問に、是は八年三月事件に對する理由でありますが、「電氣局の空氣を緩和し右の如き主張を撤回し一日も早く電力料金の支拂を受たきと考へ云々」、それから渡邊の九年五月事件に對する記録は、「其空氣を緩和し料金値下の主張を撤回し電力料金を一日も早く支拂ふて貰ふ趣旨」、九年に對する分も、八年に對する分も、七年に對する分も皆同じ記録になつて居るのであります。全

然事情が違つて居るに拘らず、まるで九年四月以後に起つた事情が七年にも八年にもあつたと云ふ様な氣持で陳述が出来て居るのであります。全くの故意ではないかと思ふのであります。此點が全事件を通じて心證上非常な大きな暗影を投掛けて居ると思はれるのであります。重ねて申しますが、七年、八年には九年四月以後に起つた事情は全然無かつたと云ふことを御承知を願ふものであります。殊に三人の用語が同じ文句であることは奇怪なる内容を持つものと私は直感するものであります。小林の陳述に、「七年度の契約更新の場合料金値下等面倒の問題の起らぬやう」、斯う云ふ風なことを述べて、直ぐ其次に、「値下の要求を受くる氣配は當時具體的に其徴候は見えなかつた」、斯う云ふ風に打消して居ります。關根は、「益田支店長は私に對し横濱市電氣局から早く料金を支拂つて貰ふ關係上云々」とありますが、當時何の滞納の事實の無かつたことは前に申述べた通りであります。尙ほ、「當局が料金値下に就て煩く申込んで居るのを阻止する爲め」、斯う云ふ陳述がありますが、當時値下問題は起つて居なかつたのであります。又「値下を要求し交渉が相當面倒でありました」斯う云ふやうな陳述がありますが、こんな要求はして居なかつたのであります。假に要求があつたとしましても關根は全然關係のないことでありまして、交渉が相當面倒でありましたと云ふやうなことは知らない筈であります。即ち七年春頃事件の創作者である小林並に關根、此兩人の陳述は全く當時事實がなかつたことを理由として述べて居るに過ぎな

いのであります。阿部も齋藤も同じやうな趣旨のことを述べて居ります。併し此二人は單なる使でありまして別に目的を詮議するだけの者でないと思ひます。逆に斯かる間違つた事實を根據としての陳述で阿部も齋藤も小林も關根も、四人が四人共同じやうな陳述が出来て居ると云ふことは、検事が誘導強要したと云ふことを明瞭に證明して居るものだと思ふのであります。益田の證言に、「七年三月には東京市に値下なし、故に横濱に其問題の起る懸念はなかつたのであります」、一杉は、「昭和七年、八年二、三月當時東電對電氣局間に電力料金に就特に紛争を生ずる程の問題なく、従つて其頃東電側より局員に對し金員を提供しなければならぬ程の急迫した事情はなかつたのであります」、岡田は、「私の在職中其やうな問題は耳にしませぬでした」、更に又、「供給契約は毎年殆んど同一で、何等手加減を入れる餘地がないのですから、私は供給契約締結の禮は含まれて居なかつたと思ひます」、斯う云ふ陳述になつて居ります。此岡田の陳述は味ふべき意味を持つて居るのであります、岡田は當時既に收賄を自認して居る時なのであります。だから畢竟收賄の原因の中に値下の件があつたと言つても一向差支ない事情にあるのであります。それにも拘らず値下の件は當時問題になかつたのだ、随つて含まれて居なかつたのだ、斯う言うて居るのでありますから當時全然値下問題が無かつたと云ふことを雄辯に立證して居るものと存じます。是等の供述を通覽致しますると云ふと、何が目的で贈賄と云ふやうな非常手段を講ずる程の事由が存

在致すのでありますか、全く理由が無いのであります。

次に使者として齋藤が使に行つたと云ふのでありますが、其齋藤の口上は、「電力料金の支拂に就ては色々世話になつたが、今後も宜敷く云々」斯う云ふ趣旨を述べて贈賄した、斯う云ふのであります。隨つて値下問題には少しも觸れて居ないのであります。又豫審終結決定書を見ますと云ふと、「値下要求の提案を阻止し、電力料金の支拂に付き便宜の取扱を受くる目的」斯う云ふ風に二つの目的を前提として書き上げてありますが、其決定書の中で齋藤の使に行つた時の模様を書いて、「直接面接の上電力料金の支拂等に關し便宜の取扱ありたき趣旨の請託をなし云々」斯う書いてあります。少しも値下の點が表示されて居ないのであります。便宜の取扱と云ふことは値下とは關係がない筈であります。斯う云ふ使の口上では値下提案阻止と云ふことの目的が先方には届いて居ないと云ふことになるのであります。終結決定書自體が前後一貫して居ないのであります。二つの目的で計畫したのだと終結決定されて居つて、さうして先方へは一つだけ通じたのだ、斯う云ふ終結決定になつて居るやうに思ふのであります。檢察當局は常に贈賄の趣旨を値下要求阻止と云ふことと、料金支拂と云ふことと此二つのものだとして、恰も九年四月以後の實情に應ずるやうな風に被告の陳述を誘導整理して居るのであります。各回共に肝腎の使に行つた者は何時も支拂の方の事だけは言うて居るが、値下の方の問題は少しも觸れて居ないのであり

ます、是は彼等の頭には値下問題と云ふものは全く無いのであつて、又彼等の責任でもないからであります。幾ら検事から誘導されても其心持にはなつて来ないのであります。値下問題は會社では支店長、局では局長以上の問題で、社、局共に課長が既に此事に干與して居ないと云ふことは先に詳細申上げた通りなのであります。檢察當局は此認識を誤つて、高島通出張所長が此事を主なる理由として發動した如くに事件を組立て、居る、茲に根本の捏造錯誤があると云ふことを看取して戴きたいのであります。

次にそれならば目的が支拂便宜と云ふことにあると致しました時には、十日や二十日取扱を早くした所で、それを目的に参千圓贈ると云ふことは全然商賣にならぬのであります。關根が先日計算をしたと云ふて當法廷で陳述するのを聴きますと、七年度は大體十九日平均遅れたものとして計算しても、それが爲めの利子は百六圓にしか過ぎない。又東電側の共同上申書と云ふのを見ますと、一年間全く滞納をして居つても、其間の利子計算は千百四十三圓にしか當らない。斯う云ふ數字が出て居ります。それに對して参千圓の贈賄と云ふやうなことはまるで考へられぬのであります。又事實延滞のことが七年春にはなかつたのであります。益田や一杉の言ふて居ります如く、何等懸念のない、急迫した事情のない其時に、贈賄の理由が何處にあるのでありますか御明察を願ふ次第であります。

#### 其五、贈賄資金の出所

次に贈賄資金の出所に就て申上げます。終結決定に依りますと云ふと、小林と一杉、關根が共謀して参千圓を出資して阿部を介し齋藤を使用した、斯う云ふことになつて居ります。さうして益田、新井が干與して居ないのであります。是は又實に不合理千萬なことであります。新井は斯う云ふて居ります。「支店長は雜費の中から捻出するか、若くは營業部長である私に稟議をして本社から送金するか何れかでなければ出資の方法はない、然るに支店には左様な雜費の餘地はない又自分に稟議もして来ないのであるから出資して居ない、假に新井を除外して他の重役からやつたものと想像して見ても一應は私の耳に入るべきである」。洵に御尤な筋道と思ふのであります。一杉は、「豫算外に於て自由處分を許される金員は右支店には全然無いのであります」斯う言つて居ります。益田は、「在職中豫算外支出の要求をしたことはありませんね」、「遊金は全然ありませんね」、「支店長たる私に相談なくして小林信秋以下の係員が、其やうな金員を電氣局掛員に提供する筈はなく、又同人等のみの力では左様な金員を調達し得るとは思はれませぬ」全然資金の出所がないのであります。更に資金の出所と云ふ事に就きましては、掘。檢。事。の。搜。査。願。末。書。と云ふものがありますから、それに就て一言致したのであります。併し願末書自體に付きましては、既に先日稻葉が相當詳しく申述べましたことでもありますから、願末書自體に就て申すことは出

來る限り省略致しますが、之に關聯して申上げたいことの第一の點は掘檢事の顛末書に依りますと云ふと、「小林信秋が益田元亮より受取りたるは明白にして、益田は新井より受けたる事情を窺ふに足る」七年の春に對しては斯う云ふ斷定を下して居られるのであります。さうして支店からは全然金は出て居ないのだ、出しようがないのだ、斯う云ふて檢事自身が證明されて居るのであります。だから七年春頃事件に對しては支店の方では金が出て居ないと云ふ證明を、檢事自ら明瞭に下してあるのであります。さうしまして終結決定書に依りますと云ふと、七年春頃事件は本店と關係がないのだ。斯う云ふ終結決定になつて居るのであります。此兩方を合せますと云ふと、七年春頃事件に對しては檢事と豫審判事と總掛りで資金の出所がないと云ふことを御自分で御證明になつて居ることに相成るのであります。

次に申上げたいことは、七年は左様なことになりましたが、兎に角掘檢事の報告書に依りますると云ふと、本店の文書課長の手を経て金が出て居る、斯う云ふ趣旨になつて居るのであります。此點に就ては先程會社側から證人申請の御説明のあつた際に色々御話がありました。先日の新井の此法廷に於ける陳述趣旨を御考へ願ひたいと思ひます。新井の申されたことは、贈賄の金の必要があるならば自分の主宰して居る營業部から何時でも金が出せるのであります。左様なものを自分の所から出さずには他の部へ頼んで、他の部の者を刑事々々に捲込むと云ふやうな事を持つ

て行つた所で、それは一笑に付せられるのであります。斯う云ふ趣旨の陳述がありました。私は此趣旨は洵に尤もな筋の通つた申し分だと承つたのであります。隨て掘檢事の捜査顛末書で文書課から金の出て居る疑があると云ふやうな點は、甚だ根據の無い、極めて薄弱な、單なる一つの疑を持つたと云ふことにしか見られないものと思ふのであります。是が此捜査顛末書に關係しての第二點であります。

第三點に就て斯う云ふことを申上げたいのであります。此捜査顛末書を見ますと云ふと、先に申上げましたやうに「小林信秋が益田元亮より受取りたるは明白にして、益田は新井より受けたる事情を窺ふに足る」斯う云ふ風に確定的に斷言して居られるのであります。さうして置いて如何なる理由で斯様な斷言が出来るかと次々に讀んで見ると、「送金の形跡なく」とか、「雜費に餘地なく」とか、「記載を發見し得ず」、「支出の中になされたことなきを保し難し」、「秘書課にもなし」、「文書課長支出と推定する」、「此法に依りたるものならん」、斯う云つたやうな内容であります。何處にも明白にして窺ふに足ると云ふ結論が出て來ないのであります。最後には、「探知捕捉すること極めて困難なり」斯う云ふことで結んであります。それでは何も明白でも何でもないのであります。私は此掘檢事の捜査報告書の姿其儘が、今回御審議を受けて居ります吾々の事件全體の姿を茲に縮圖してあるやうな感じが致すのであります。事實明白だとか、窺ふに足るとか。

云。ふ。や。う。な。意。味。に。於。て。公。訴。事。實。が。無。數。に。出。來。て。居。り。ま。す。け。れ。ど。も、其。内。容。は。少。し。も。な。い。の。で。あ。り。ま。し。て、唯。想。像。と。か。推。察。と。か。云。ふ。や。う。な。こ。と。ば。か。り。し。か。あ。り。ま。せ。ぬ。此。顛。末。書。自。體。の。此。姿。が。本。件。全。體。の。姿。で。あ。る。斯。う。云。ふ。こ。と。を。私。は。感。ず。る。の。で。あ。り。ま。す。

#### 其六、益田の證言

次に益田の證言に就て申上げます。益田は昭和二年に東電に入社致しまして、五年六月から横濱支店長となつて、七年四月八日まで在任をして、其後退社して東電系統の東電電球會社の社長になつて居られる方であります。其益田の證言に依りますと、「五年十月二十二日附値下は、前支店長馬渡が四年五月二十七日附で將來東京市への供給電力料金を變更の場合は横濱市に對する分も考慮すると云ふ約束を永田に申入れてある、之に據つたのである、以後も同じ」次に「七年三月には東京市に値下なし、故に横濱に其問題の起る懸念がなかつたのであります」、次に、「局員の名は永田、矢野の兩名の外は知らぬ」、次に「六年末東電より退社の内命を受けて居る自分は横濱支店と關係を斷つことは既に分つて居たので、それ故係員に金員を提供してまで右支店の爲め盡す決心はなかつたのであります」斯う云ふ證言になつて居ります。是等は動かすべからざる證言でありまして、益田が本件に全然關係のないと云ふことを立派に證明して居るものと思ひます。

#### 其七、何故に益田を除外せしや

次に何故に益田を本件から除外したか、此點に就て申上げます。

強制處分請求書中に見ますと云ふと、關根に對する十年一月二十四日、二月一日附の分、阿部に對する一月二十二日、一月二十五日附の分、是等は何れも益田が此主謀者と見做されて強制處分の請求がされて居るのであります。二月二日は等の方々に對する豫審請求以後は益田を除外して居るのであります。元來本件は支店長である益田とは不可分の關係事件であります。佐藤は初めから本件に關係のないことになつて居ります。堀檢事の顛末書を見ましても、其他小林、關根等の關係被告の陳述に依りましても、支店長である益田を除外しては本件が存在し得ないと云ふことは何人も肯定せざるを得ない事柄であります。でありますから、益田が如何に明瞭なる否定を致しましても、檢察當局一流の筆法に依つて一應は益田を被告として取扱ふべきものであらうと思ひます。若し益田を入れないのならば、同時に本件は全然存在せないとしなければなりません。

然るに終結決定に於て其何れをも採る勇斷なく、茲に中途半端な小林以下の共謀事件として其殘骸を止めて居るのであります。若し益田を除外して本件が成立つものでありますならば、他の三件も強ひて本店を衝き、絶對否認をして居る新井を出資者として引入れ、佐藤を苦しめる筋合にはならぬのであります。他の三件を組立てるのに佐藤、新井を缺くべからざる要素として居



りながら、本件に限つて益田、新井なしに存在すると云ふ結論が何處から出て来るのでありませうか。冷静に全局を通覽して戴いたならば、如何にも無理な終結決定であると云ふ事が知れると思ふのであります。人或は曰く、本件は東電事件最後に追究されたものでありまして、當時檢察當局自身にも漸く東電事件と云ふものは全體的に無いのだと云ふことを自覺された際に、益田の證言に依つて如何にもどうしても益田を本件に引入れると云ふ暴舉が出来なかつた、が併し、さりとて本件を全然無いものにするると云ふと、勢ひ他の三件も消えてしまふやうな虞があるから、して已むを得ず斯かる不徹底なる形の儘に残されたものであらう、斯う云ふことを言ふ者があるのであります、實に咄々怪事と申さなければなりません。

## 其八、小林の陳述

次て小林の陳述に就いて少しく検討致します。

七年春頃事件は小林の陳述が主體を成して居るものでございます。それで少しく同人の陳述を検討致したいと思ひます。小林の記録に、「報償契約更改で電氣局の吏員に色々御世話になりました」、斯う云ふ陳述があります。全く出鱈目であります。小林自身が此の報償契約に全然關係がなく、事實を知つて居ないのであります。又電氣局々員も報償契約には全然關係がないことは、私が九年十二月十二日の檢事聽取書に述べて居る通りでございます。又「支拂を早くして貰ふため」、

斯うありまするが、七年には滞納の事實がないのであります。又「贈賄は從來の恒例云々」、實に出鱈目の限りであります。小林の此の陳述に就ては私共は甚だ心持を好くすることが出来ないものであります。更に又、「益田から參千圓を受取つて一杉に渡した、何程、誰に分配したか分りませぬ」、更に又、「一杉、關根より其後何の話もなし」、次に又、「參千圓を私に手渡された支店長は益田か佐藤か判然致さぬ、他の人の判断に任す」斯う云つたやうな趣旨の陳述があるのであります。どの陳述を見ても、餘りに超世間的で實社會の事實を述べて居るものとは思はれぬのであります。次に、「吏員の氏名や金額などは具體的の相談はなかつたのです」、又、「其點に就ては益田と一杉の間に打合せがあつたのではないかと思ひます」、斯う云ふ風に述べて小林は内容を述べることも出来ないで居ります。然るに益田の陳述には、「局員の名は永田と矢野兩名の外は知らない」と云ひ、一杉は、「直接交渉を有つて居なかつたから、書記等の氏名は全然知らぬのだ」、斯う申されて居るのであります。さうして關根は單に使を引受けたに過ぎないと云ふことになつて居るのでありますから、一體七年春頃事件と云ふものは誰が中心になつて收賄者の氏名金額を決定したのであるか、全く調書上中心が出来て居ないのであります。更に又小林の陳述に、「益田から受けた紙包を開披しなかつた故、内容は判りませぬ」、斯う云つて居ります。全く子供の使であります。此の點に關して一杉は、「其の金額を同人が調べないと云ふ筈はありません」、斯う述べて居

ります。その他色々ありますが、どの陳述を見ても小林の陳述は徹頭徹尾出鱈目であります。少しも自信のある陳述になつて居りませぬ。之れに何の證據力があるのでございませうか。而も七年春頃の事件に關しましては、此の小林の陳述が中堅になつて居るのであります。小林の陳述に就てはこれで止めて置きます。

#### 其九、贈賄金傳達の方法

其の次に贈賄金傳達の方法に就て申し上げます。各人の自供並に堀検事の言ふ所を綜合致しますと云ふと、贈賄金は本社の新井から出資して、益田、小林、一杉、關根、阿部、齋藤、斯う云ふ順に授受され、終結決定には新井と益田が省かれて居ります。前のやうな順に授受されて、齋藤から今度は局の山根、安藤其他に贈られ、山根、安藤は更に各其同僚、課長、局長に取次いだと云ふことに終結決定されて居るのであります。少しく社會の實情に通ずる者が、冷靜に此の贈賄傳達方法を見ましたならば、直に如何に無茶苦茶な拙劣な捏造であると噴飯を禁し得ないことと思ふのであります。第一金の性質が極めて秘密を要するものであります、第二に現金であつて而も請取の取れない金であります。社員相互の間に假に非常に信認し合つて居るものと致しまして、無用なる秘密漏洩であります。集金人は實は社員でなくして、單に集金請負人であります。下級の者は兎も角と致しまして、上局の者は重大なる秘密を必要ない多數の人に知らすと云ふこ

とは、如何に社のためにも、又各自のためにも不利不安であるかと云ふ位のこととは考へらるべきことと存じます。更に請取の取れない現金であります。大金であります。途中で横領されても詮議のしようのない性質のものであります。上局は其傳達の方法手段に萬全の策を講ずべきでありまして、斷じて漫然と集金人などの自由意志に委すべきやうな性質の金ではありません。更に又局の吏員に取次を頼むと云ふことが又極めて不自然千萬なことと存じます。局の書記などに對しては、社の上局の人々は全然名も顔も知つて居られないことは先に申上げた通りであります。況んや其の人の性格、そんなことは知らう筈がないのであります。餘計な事を頼んで反噬される危険がないのでありませうか。或は又逆に局員が横領してしまふかも知れないのであります。更に之れを收賄者側から觀察を致して見ますに、不用意に不正なものを上局に取次ぐやうなことを致しましたならば、即ち山根が左様な使を局長である私に取次ぐやうなことを致しましたならば私は直に山根を免職したに違ひないのであります。そんな危険を冒すものではなからうと存じます。又部下の書記から取次がれたる賄賂を上局の者が直ちにそれを懐ろへ入れることが出来るでありませうか。永田と山根とは偶々時を同じくして電氣局に奉職をしたと云ふ外には何等特別の關係を有つて居ないのであります。昔のやうな主従關係とか親分子分と云ふやうな間柄ではありません。謂はば紙一枚の辭令に依つて連結されて居るに過ぎないのであります。山根の取次を

受けるやうなことを致したならば、極端なる弱點を部下に握られたることになりまして、私の到底堪へ得る所ではありませぬ。私の十年五月十日の陳述に次のやうなことが記録されて居ります。此の記録は八年の事に關する記録になつて居りますが、七年に對しても同じ趣旨でございますから、茲で申上げたいと思ふのであります。其の記録には永田の陳述と致しまして、「昭和八年春頃私は東電横濱支店長佐藤穩徳に屢々會見して居りましたが、當時同人より私が右の金員を入手したか否かに就き問合せを受けたことがありませんでした」、此の文句は一寸妙な文句になつて居りますが、此の陳述を致しましたときの實情は、私は初め社から或は金が出て、其の金が永田に達して居ない途中で横領したものがありませんか云ふやうな疑を持つた時代があつたのであります。が併し段々考へて見まして、斷じて社から金が出て居ないと云ふ確信を持ちまして、其の事を豫審判事殿に切言致しました。其の言葉の現はれとして斯様な記録になつて居るのであります。其の記録を又續いて申上げます。「又千圓と云ふ多額の金員を提供するに支店長其他同支店の上役を除外して、集金人と云ふ如き下級の者の手を介し私に提供すると云ふが如きは、秘密を要する金員の提供方法として洵に拙劣であると考へられるのであります。又一面私は局長として局員を監督する地位に在るのでから、被監督者たる下級吏員の手を経て此の種の金員の提供を受けると云ふが如きことは有り得べからざることであるのみならず、其のやうな金員を受領すれ

ば山根に自分の弱點を握られた結果となり、其の地位に安んずることが出来ないのであります。斯う云ふ記録になつて居るのであります。更に稻葉の記録には、「私は人から賄賂を貰ふに就て自分の部下を介して貰ふたとすれば、其の者に對して自由に人事異動をする事が出来なくなる云々」と述べて居ります。誰にでも直感される事柄です。一杉の記録に、「秘密を保つために小林を介する必要は全然ない」と云ふ趣旨の陳述がありまして、豫審判事も各所で其の點に就ての間を發して居るのであります。判事も之を非常に不思議だとせられて居るのであります。茲に一つ奇怪な陳述があります。それは齋藤の陳述であります。「左様な金が中途で行方不明になると困るために各自に責任を持たせる意味であらうと思ひます。決して中間を省略して私達に渡して呉れないのであります」詰りリレー式に「すつと上から下、次々に授受されて行くことが責任を明にする、中途で行方不明になるのが困るから、さう云ふ方法でやつたのであらう。」斯う云ふやうな意味の陳述であります。之が檢事捏造の筋書であり、隨て誘導精神であつたと察するのであります。併し此の位意味を爲さない、馬鹿げた理由があるでありませうか、中間を省略したならば省略する程行方が明瞭になるのであります。例へば佐藤支店長から直接永田に持つて來るならば、行方は極めて明瞭であります。何のために八人もの手を経る必要があるでありませうか。實に馬鹿げたことに組立てられて居るのであります。何故に斯の如き非常識な傳達方法に捏造されたかを考察

して見ますと云ふと、其の理由は極めて簡単であります。此の事件の初めに山根を責めて、山根は自己に直接する集金人から受けて收賄したと云ひ、一方は自己に直接する課長、其の上の局長に取次いだ、斯う云ふことを述べたことから出發をして、検事は何處までも此の山根の陳述を墨守して、さうして強要捏造を進めたに過ぎない。それがために社の方では集金人から順次本店の營業部長まで延焼した譯であります。局の方は局長まで及んだのであります。此の間、檢察當局に一步退いて全局を靜觀するの餘裕なく、高所から大觀するの親切のなかつたことは實に遺憾至極であると思ひますと共に、洵に情ないことであり、頭腦の化石と云ふことは能く云はれるのであります。實に働がないことだと存じます。私は前年にも申したことでありますが、繪を描くものは毛を慎しみて其貌を失ふと云ふ諺があります。猫の繪を描くのに口髯を一本々々實際に迫るやうに描いて行きますと、出来上がった繪は猫の繪にならずして、口髯のお化けの繪になるのであります。此の甲から乙、乙から丙と云ふ其一つ／＼の授受に就いては極めて明細に、如何にも事實らしく出来上つて居ります。併し之れを全體から見ましたときに、世間に有り得べからざるものがそこに組立てられて居るのであります。此の傳達方法に關聯致しまして、更に大局觀察を願ひたい、即ち官公吏並に社員が悉く賄賂公行と云ふことに相成るならば、縣市を擧げて公務が一日も圓滑に行くべき筈のものではありません。

せぬ。此の傳達方法の一事から見ましても、本件が架空の事であると云ふことを察知出来ると思ふのであります。

#### 其十、稗方辯護士の面會問答

次に稗方辯護士の面會問答のことに就いて申し上げます。

接見禁止解除になつた被告人の小林、齋藤を稗方辯護士が刑務所に訪問しての問答があります。其の問答を立會の刑務所員が報告して居りまして、それが調書中に綴られて居るのであります。之を見ますと云ふと、各被告の眞情を吐露して居るのであります。又夫を何等技巧を弄せず有の儘の文字で記載されまして、實感が躍如として居るのであります。拘禁の苦難を體驗した私共には、痛切に會得されるのでございます。其報告文の中に小林の述べた言葉として、「絶対に何もなし」又「私は事實あつた方がよいと思ふ」斯う云ふ文句があるのであります。長く拘禁されて居る事の如何に苦しいかと云ふ事を物語つて居ると共に事實は何もないと云ふ事を雄辨に物語つて居るのであります。百萬言を費すよりも此の一言「私は事實あつた方がよいと思ふ」此不用意な一言こそ眞情を物語つて居るものと見るのであります。更に齋藤の記録には、「絶対にない、似た事もありませぬ」斯う云ふて居るのであります。漸く接見禁止が解けて初て自己の味方だと思ふ人に赤裸々に悶々の胸中を懇へた此問答こそ、實に貴いものであつて事件の眞相がこんな處に顯

現されて居ると思ふのであります。

#### 其十一、封筒の色

次に授受された封筒の色に就て申し上げます。詳しくは上申書に譲りますが、茶色であつたとか茶褐色であつたとか、白色であるとか、色々に變つて居るのであります。同一の時に同一の順序で贈られたものであるから、本當にあるものならばこんな色は一致すべき筈であります。

#### 其十二、贈賄の効果

次に贈賄の効果であります。阿部の記録に、「永田等は何か便宜の取扱をして呉れたか」斯う云ふ御訊ねに對して、「呉れませんでした」斯う答へて居ります。局の方の吏員に對して安藤、秋山岸、同じやうな問答がありますが、「便宜の取扱をしてやつたか」斯う云ふ御訊ねに對して「やりませんでした」と云ふ御答をして居ります。効果は何もなかつたのであります。此の點に就きましても値下問題と云ふことに對しては問ふ者も答へる者もまるで觸れて居ないのであります。

#### 其十三、收賄者の費途

次に收賄者の費途の點から觀察致します。費途の方からの觀察は昨年九月私に最も關係の深い山根の費途に就きまして、相當詳細に申上げたことありますから、其の點を御覽下さつて御記憶を新らたにして載きたい。それ以上には申上げませぬ。

#### 其十四、贈賄者の相手方及各人の金高に就て

次に贈賄の相手方及各人の金高に就て申し上げます。

此の點は七年、八年、九年の三年間全く同様になつて居ります。それで申上げるとは三年間に亘つて——今申して居ることは七年春頃事件に限つて居るのであります。此の贈賄の相手方及び各人の金高と云ふ點は三ヶ年同様でありますから、三ヶ年に亘つて検討申し上げます。

八年、九年は専ら福島が中心となつて、相手を定め且つ金額を決めて居ります。で福島は贈賄の目的を値下提案阻止と云ふことと、集金便宜と云ふ點にあるのだと陳述して居りますが、度々私の申上げました如くに福島は値下問題には全然關係がない位置の人でありまして、事實本人の陳述をよく玩味して見ますと云ふと、値下の問題には全く興味がなく熱意がないと云ふことが十分會得されるのであります。福島の頭には料金支拂と云ふ一點のみがあります。料金の支拂と云ふ點だけに就て考へると云ふと、單に書類を迅速に取扱ふと云ふ位のこと外有り得ないのであります。此の點から見ますと云ふと局長の如きは一向重要な役割をして居ない者であります。寧ろ書類を實際に取扱つて居る下級の書記とか技手の方がより重要な位置に居るのであります。然るに此の終結決定されて居る各人の金高を見ると云ふと、全く各人の給料に比例して贈賄したと云ふやうな形になつて居ります。實に馬鹿らしき限りであります。是は恐らく關係書類に捺印し

て居る人々は先づ例外なしに收賄した、斯う豫断して、而も收賄金額は其の書類上に捺印する位置に比例せしめた全く機械的、形式的の定め方にすぎないのであります。之を卒直に申しますと云ふと、押収した書類に依つて検事が斯う云ふ分配をしたに外ならぬのであります。さうして各人を誘導自供せしめたに過ぎないと存じます。福島は元來局の人と日常何等の交渉のない、局の人を知らない人であります。福島の陳述に依りますと云ふと、「永田局長は名前は前から聞いて居りますが面識なく、庶務課長岡田も大體名前は聞いて居りましたが是も面識はなく、矢野工務課長は私は昔からテニス仲間知人ですが、次席技師は何と云ふか名前は知りませぬ。庶務課の灰塚、山根の兩人は面識ありませぬ」、更に又「坂田會計課長と次席の岸書記には、私が出張所長就任の際挨拶に行つた」斯う云ふ程度の知り方でありませぬ。局へ態々所長就任の挨拶に來ても、會計課の人のみに挨拶して行く。全く集金のことを考へて居る位置の方であります。此の人が局の九人の收賄者の人選並に金額、之を決めたことと云ふのであります。さうして上局は福島に委したと云ふのであります。全然常識的には考へられない事柄であります。茲に最も奇怪な事象があります。それは七年、八年、九年、三年間整然と人も金額も同一であると云ふこととあります。記録に依りますと云ふと、八年、九年のものは福島が相手の人選金額を獨斷創作したと云ふ筋書になつて居ります。一杉に相談決定したと云ふ陳述もありますが、全體から見ると云ふと贈賄其の事

が福島の發意でありまして、さうして相手方の人選金額も創作であると解さるのであります。さうして七年の事柄に就きましては、僅に齋藤から贈賄の事があつたと傳へ聞いて居つたと云ふ程度の陳述になつて居ります。福島の陳述を見ますと云ふと、「昭和七年中も前同様の意味で市電氣局へ金を贈つて居ることを齋藤清直から聞いて薄々知つて居りました。金額も約參千圓位と聞き及んで居たのであります」、又「私は昭和八年初頃、多分集金監督の齋藤清直であつたと思ひますが、同人より昭和七年二月頃東電は市電氣局の料金値下問題の空氣を緩和し、遲滞なく料金の支拂を受けるため當時の係員まで參千圓程提供したことありと云ふ話を聞いて居た」斯う云ふ陳述になつて居ります。即ち七年の事柄は薄々知つて居た參千圓程、斯う云ふ程度の知り方であつて、福島は七年の例に依つて人選とか分配額を決めたことと云ふやうな確信のある陳述は少しもないのであります。又勿論七年の内容は知らない道理であります。然るに福島の創作である筈の八年の分が七年のものとも金額も全然同一に分配されて居ると云ふことは洵に奇觀と言はなければならぬのであります。七年の分は記録上誰も割當を決めた人がないのであります。兎に角福島の關係する八年事件前に實行されて居る事でありませぬ、それと福島の創作、福島の考が偶然一致したと云ふのであるが、偶然も亦實に甚だしい偶然であると思ひます。九人と云ふ多數の局員の人選及び各人に對する參千圓の分配額が全く一致して居るのであります。何故此の現象が起つ

たかと考へて見ますと云ふと、今回の檢察順序を見ますと云ふと直に會得することが出来るのであります。即ち八年九年を福島島の創作獨斷で金額も人選も決めたことと誘導陳述せしめた後になつて、七年の事件に飛火をした。そこで七年は單に八年、九年と同様に決めたこと云ふに過ぎないのであります。即ち捏造をしたのは八年、九年が先でありまして、其の後に七年も是と同一にしたものに過ぎないのであります。其の爲めに全體的に見ると云ふと、全く奇怪なものが出來上つて居るのであります。曆年は七年が先でありますから、七年の通りに八年も九年も實行したと云ふことになるのであります。而も此の七年と八年との間を連絡する役者が居ないのであります。支店長は益田、佐藤全く別人であります。出張所長關根、福島全く別人で小林は兩回共其の議に與つて居ないと云ふので又内容は知らぬと云ふのであります。一杉は全然否定であるばかりでなく、局の技手、書記の名は知つて居ないのであります。如何にしても七年と八年との兩回の分が局の方の人九人共、人も金額も全然同一に分配されて居ると云ふことは偶然の大奇觀であると笑ひを催せられる次第であります。全くの作り事でなければ斯様なことは成立たぬ筈であります。

其十五、山根の九月二十五日の否認に就て

次に山根の九年九月二十五日の否認に就て申し上げます。豫審判事から「何故當初否認したか」斯う云ふ御訊ねに對して山根は、「最初被疑者として、取調を受けた當時は未だ事實關係が判然して

ゐなかつたため、一應否認したのです」斯う述べて居ります。是は果して何を意味するのでありませうか。若し山根が此結審をされて居りますやうに、事實收賄して居るものでありますならば最初から事實關係は極めて判然として居るの言ふまでもないのであります。身に覺えのないものを捏造するのであるから、初めの間は何が何やら一向判然しなかつたと云ふのは當然であります。此の山根の記録の如く最初被疑者として取調を受けた當時は未だ事實關係が判然して居なかつたため一應否認したのであります。此の言葉は——此の不用意の一言にも真相が窺はれるのであります。今回の事件の真相が此の不用意な一言にも現はれて居ると存するのであります。

其十六、結 語

是まで申上げました如くに各人の供述は變遷極まりなく、それを一々擧げて申し上げますのは煩に堪へませぬ。詳細は上申書に譲ります。而も其の變遷は必要のない變遷を繰返して居るのであります。此の陳述に、此自供に何の信憑力がございませうか。更に七年春頃事件に關係しましては、他の客觀的情勢として、曩に長谷川の事件で申上げましたやうに、六年の暮から七年の三月に掛けて勞働爭議がありました、人心極めて險惡な事情の下に、七年三月十五日に罷業が勃發して居るやうな事情があつたのであります。其の間に吾々が收賄すると云ふやうなことは決して出來ないと云ふことは、先に申上げたと同じやうな趣旨になりますから茲では重ねて申上げませぬ。

以上十五項に分ちまして、七年春頃事件を検討して見ますと云ふと何れの角度から觀察致しましても、全然跡方もない公訴事實であると云ふことを御諒解下されたと信するのであります。元來此の七年春頃事件に對しては調書自體に既に事件が成立つて居ないのであります。之を重ねて申上げます。これで七年春頃事件の検討を終ります。

### 一 八年三月頃事件

#### 其一、事件の経過

此八年三月頃事件は東電事件の本體であります。事件の経過を申上げます。

本件は矢張り山根が述べましたのが發端になりました。順次事件が發展して居るのであります。社の方では新井、佐藤（横濱支店長）、小林、一杉、福島（高島通出張所長）、齋藤、野澤（大口集金人）、此の七人が關係した事になつて居ります。局の方では七年春頃事件と全く同一の人九名合計十六名に及んで居るのであります。さうして永田、佐藤の自供は後に訂正取消されました。矢野、一杉、新井、此の三人は終始事實がないと否定して居ります。山形（社庶務係主任）は福島から關係者だと云ふことで名を擧げられて居ることがありますが、其の後の記録には山形は消えて居るのであります。

#### 其二、贈賄金額の變遷

次に贈賄金額の變遷に就て申上げます。此の八年三月頃事件、茲に表を拵へて上申致しました通りに、初めは總額千參百圓だと云ふことで捜査が進められました。贈賄者、收賄者何れも之れを肯定自供致しました者の陳述、千參百圓と云ふことの基準に一致するやうな記録が檢事局にも豫審廷にも出來上つて居るのであります。而して或る時期の後になつてから千參百圓と云ふことが參千圓に變りました。又各人の自供が全部變更されました。參千圓の總額に合ふやうな陳述に相成つて居るのであります。此の千參百圓から參千圓に變つて居るのが、一人の陳述だけと云ふならば記憶違ひと云ふやうなことも考へられるのであります。大勢の者が——贈賄者も收賄者も同じやうな金額に記憶違ひをして居つて、今度は同じやうな金額に記憶を呼び起したと云ふやうなことは、何としても考へられないことでもあります。悉く檢事の誘導に依つて居ることは火を踏るよりも明かでありませぬ、而も其の誘導に依つて此の多數の人の陳述が如何様にも整理一致せしめ得られると云ふ實證であります。記録自體が之を明瞭に説明致して居るのであります。此の金額が増加するに連れまして、初めは目的が支拂便宜のためと云ふ一つであつたのが、今度は値下提案防止のためと云ふ目的が加つて來て居るのであります。

#### 其三、贈賄の目的



次に贈賄の目的に就て申し上げます。

此目的並に此の點に關する私の申上げたい事柄は悉く前の七年春頃事件と同一であります。併し事件其のものは記録上全く別途の事件でございますからして重複を厭はず茲に多少記録に依つて其検討を申し上げます。八年三月頃事件は發動者は福島であります。最初福島かう山形に申込んだ、次に陳述が變つて小林に申込んだ、更に又陳述が變りまして一杉に申込んだのだ、斯う云ふことになつて居りました、甚しく相手方が變遷して居るのであります。兎も角も福島が發動して上局を動かす、金を引出して齋藤、野澤に命じて贈賄をして居るのでございます。併し福島は高島通り出張所長でありまして、此の所長の職責は單に集金と云ふことにあるのであつて、値下問題に全然關係のない方であると云ふことは是まで續々申上げました通りであります。隨て本件發動の主動者となるべき資格の人でないことは申す迄もありません。少しく各人の記録を検討致して見ます。佐藤の陳述、是は後に取消されたのでありますが、其の陳述に依ると、「電氣料金の支拂に就き便宜の取扱を受くる目的を以て」と云ふやうな陳述、それから次に、「昭和八年三月當時東電對横濱市電氣局に料金値下問題が起きて居たか」斯う云ふ御訊問に對して、答は、「昭和七年度下半年以降一般工業界が好況に向ひ、電力需要が増加し、昭和八年四月右兩者間に於ける電力需給契約の更新に當り、横濱市電氣局係員は電力料金値下の餘地のないことを諒解し、料金

値下の要求は殆どなかつた位でありました」斯う云つたやうな陳述があります。又次に、「土木局の右電力料金は——卹筒料金のことであります——小口の金であり、工業界は好況に向ひつゝあつた時代でありますから、料金値下の要求あることを豫想せず、隨て之を顧慮したことはありませんでした云々」さう云ふことになつて居りました、此の兩項の陳述は卹筒料金の如きは小口のものであつて、電氣局のものとは並べて考ふべき筋合のものではない。又値下の件は當時何等懸念さるべき事象がなかつたと云ふことを明に答へて居るのであります。小林の陳述では、「此の際必ず料金値下の問題が起り云々」斯う云うて居りますが、次に直ぐに又、「昨年二、三月頃——八年のこととであります——には電力料金値下の問題が幾分起きて居たかのやうに申上げましたが、それは私の考へ違ひで昨年（八年）中私が經理課長をして居る時代には左様な問題は起きて居なかつたのであります」八年には値下の問題がなかつたと云ふことを自證して居るのであります。其の次に、「昭和七年六月以降局は料金支拂を延滞し一ヶ月餘も遅れたのであります」斯う云ふ陳述があります。此の陳述に對しては局の方の岸が斯う云ふことを言ふて居ります。「金が無くて小口の拂が多いやうな時は、大口を後にして、小口を先に拂ふやうに致して居りました」是は事實なのであります。こんな風であつて毎月一ヶ月位の延滞のあると云ふことは、各關係被告の述べて居ります調書並に書證の示す通りであります。此の程度の事實が果して贈賄と云ふやうな最後手段

の理由となり得るでありませうか。惟ふに小林は贈賄を肯定して、其の理由を捏造するに困つたために其の際斯様な表を見せられて強ひて原因を茲に結び付けたに過ぎないのであります。此の公判廷で社の方の方々の陳述を承つて居りますと云ふと、電氣局は延滞は少い方である。外の會社其の他から比べると事實拂ひが宜い方であつて、延滞をして居ないのである、斯う云ふことを色々承はつて居るのであります。それから福島陳述を見ますと云ふと、「契約更新の都度料金値下の要求をなして」斯う云つて居るのであります。是は要求の事實がないと云ふこと、値下交渉と契約更新期と斷じて一致して居らぬと云ふこと、福島は値下問題には關係がなく、實際は全然知らぬと云ふことは既に私の申述べた通りであります。其の他福島は、「其の關係上延いて電力料金の支拂が滯滞するやうな結果となつて、出張所の營業成績に關係する」此の點が福島職務上の本音であります。斯様な色々の陳述がありますが、一々申上げますのも非常に煩雜と存じますから、或る部分は上申書に御譲りすることを許して戴きます。野澤の陳述に斯う云ふのがあります。判事から、「料金値下の要求緩和のためではないのか」斯う云ふ訊問を特にせられたのであります。其の訊問に對して野澤は、「其の事は全然考へなかつたのであります、私は其の點までは考へなかつたのであります」如何にも集金人らしい陳述をして居るのであります。値下の問題等は是等の人の頭には無いのであります。而も野澤が局の人に接した唯一の使であります。八年

の事件に關しては、野澤が使を致して居るのであります。其使に行つた野澤が全然値下のことを考へて居ないのである。さうすると如何に社の方が値下防止と云ふことを目標として贈賄した、又檢察當局が爾かく考へて終結決定したと云はれても、局の方へは値下問題と云ふことが少しも通じて居ないのが當然であります。尙ほ一杉、岡田、其の他の記録に依りましても此の點を證明し得る陳述がありますが、それも上申書に譲り、省略致します。

其四、野澤の使者

野澤の使と云ふ事に就て一言申上げます。野澤が自ら言つて居るのに、「私は純然たる東電の社員ではありませんね」單に一の集金請負人です。此の位置の者に此の重大事を委して、局への傳達を一任する法はありません。假に野澤を使すると致しましたならば、社の上局は其の傳達の方法手段を明示すべきであります、野澤の考に委すやうな輕微な事柄ではないのであります。左様に輕卒に取扱ふべき筈のものではありません。茲にも全く非常識のことが終結決定されて居るのであります。

其五、贈賄資金の出所

其の次に贈賄資金の出所に就て申上げます。此の出所に就きましては七年春頃事件に申上げましたので盡きて居ると思ふのであります。堀檢事の捜査顛末書の中に、「文書課長から支出した

ものの中になきを保し難し」斯う云ふことになつて居りまして、其の書抜いてある帳面を調べて見ますと云ふと、其の中に八年三月頃に三千圓と云ふやうな金額のものが見えるのであります。此の金の支拂傳票に吉田と云ふ判が押されて居るのであります。此の吉田と云ふ方を證人として御呼出を願つて御調を願ふことが出来れば、必ず堀檢事殿の疑問の點がはつきりするのではないかと思ふのであります。其他の點に就きましては大體七年春頃事件に申上げたので盡きて居ると存じます。

#### 其六、贈賄金傳達方法

次に贈賄金傳達の方法も七年春頃事件と全く同じでありますから省略致します。

#### 其七、各人の陳述檢討

次に各人の陳述の檢討を多少申上げて見ます。佐藤の陳述の一つに、「新井から受けて小林に渡し、收賄者の人名、金高は全部小林に一任、其の後の報告を聞かない」斯う云つたやうなことを述べて居るところがあります。贈賄と云ふ如き事はこんなにかたくなに取扱ふべきものではありません。支店長自ら自己の納得するまで十分に相手方並に金額を詮議すべき筈であります。此の陳述のみを見ましても佐藤の云ふて居る供述が全然嘘であると云ふことが知れるのであります。此陳

述は後に取消されたのであります。次に佐藤の陳述に、「檢事局に於て私は事件の終結を急ぐため他の關係者の供述に合致するやうに述べたのであります」明に誘導訊問の事實を證明して居るのであります。小林の陳述に、「福島の方が早く取調を受け、福島が其の金を經理課長の私から渡されたやうに述べて居ることを耳にしたので」斯うあります。拘禁中に誰から耳にしたのかと云へば、言ふ迄もなく檢事からより外に耳にする途がない筈であります。又「今日まで福島が云ふところには合はせて来たやうな次第であります」斯う云ふ陳述もあります。檢事の誘導の儘に動いたのであります。誘導訊問が明に記録されて居るのであります。結末に於て小林の陳述は、佐藤と一杉が打合せ済みのことを小林が同意して、數日後に佐藤から金包を貰ふて、内容を調べずに一杉に渡した、斯う云つたやうな意味の陳述になつて居るのであります。此の陳述を一々檢討して行くと随分矛盾の點が色々あるのであります。其の點は上申書に譲り省きます。唯佐藤が新井に申込んで十日程後に貰つた、斯う云ふ陳述が一つあります。さう云ふやうなものを小林は佐藤に申込んで、數日後に貰ふたと云ふ道理がないのであります。詰り佐藤が新井から貰はない先に小林が佐藤から貰つた、斯う云ふ日取りになつて居ります。全く信用の出来ない陳述であります。福島は本件發動者の形をなして居りますが、其の陳述が甚しく變遷致して居るのであります。其の出資者が山形から小林に變り、更に一杉に移つて居る。各回共に極めて詳細な陳述になつて居

ります。其の詳細と云ふ事柄が各回次々に陳述が變つて居るのでありますから、少しも價値のないものになつて居るのであります。「他の關係者が事實を認めて居る以上、否認しても無意味である、取調べの日時が延びるのみである云々」此の考へ方が検事の極力誘導した結果でありまして、他人が既に認めたと偽つて各人を責めて居るのであります。福島陳述が八年三月頃事件の中心を成して居るのであります。福島陳述が實に度々變更されて居るのであります。第一回の被疑者訊問調書で第一回の聴取書を否認し、第一回の豫審廷で第二、第三、第四の聴取書及び第二回の被疑者訊問調書の肯定を否認し、拘禁中に五回上申書を提出して事件を否認して居ります。否認したり認めたり色々なつて、力盡きて最後に肯定して居ると云ふやうな順序になつて居ります。此の自供に何等の信憑力がないと吾々は見るのであります。それから次に安藤の供述に就て一寸申しませんが、安藤は矢野課長に取次いだと云ふのであります。其取次いだ金の包の厚みから考へて矢野の分はいくらだ斯ふ云つたやうな陳述で、詰り拾圓札であつたと云ふ基準で安藤の供述は出来て居ります。然るに岡田と坂田との自供を見ると、百圓札が基準になつて述べられて居りまして、會社の方の陳述を見ると五百圓贈つた方々に對しては百圓札だと云ふのが本筋になつて居ります。隨て安藤が矢野に取次いだのも全體から見ると百圓札であるべき筈が、拾圓札と云ふことで陳述が出来て居ります。茲にも矛盾があるのであります。

#### 其八、封筒の色

次に封筒の色であります。此の封筒並に野澤や齋藤などの取扱つた事柄に就いては先日安藤から詳しく御説明があつたことでありますから、此の點は上申書の記述に譲つて置きます。

#### 其九、稗方辯護士面會問答

それから稗方辯護士の面會問答であります。小林、齋藤に關する事柄は七年春頃事件に申上げた通りであります。此の八年に關係のある野澤は斯う云ふことを云つて居ります。「警察で刑事に責められ、不實の申立をした」斯う云ふことを稗方辯護士に申して居ります。此の辯護士との面會問答に關して私の申上げたい趣旨は七年春頃事件に述べた通であります。

#### 其十、收賄者の費途贈賄の相手方及び各人の金高に就て

總て「七年春頃事件」と全く同じでありますから省略致します。

#### 其十一、結 語

結論と致しまして、本件は福島が發動者として捏造されてある東電事件の本體であります。而して本件が全然成立つて居ないのであります。全部無根虚構の陳述が空中樓閣を描いて居ると云ふ實相は私の以上申上げたことで明であると存するのであります。是で八年三月に關する部分は終

ります。

一 九年五月頃事件、九年七月頃事件

次に私は直接関係のないことではありますが、東電事件の全貌を明にするためには次の九年五月頃事件、九年七月頃事件、此の兩方を何程か申上げて御判断の資料の完結を望んで居たのでありますが、時間もどうかと思ひますから此の點は全部上申書に譲り省略させて戴きたいと思ひます。申上げたいと云ふ筋道は前二件と殆ど變がないのであります。唯僅かづゝ各人の供述が違ふと云ふ位のことでありまして、殆んど變りがないのであります。唯原因として九年の分は料金の支拂が止められて居る、値下の要求が提出されて居る、斯う云つたやうな九年に限る事柄がそこに起つて居りますけれども、さう云ふ事柄があつてもなくても、毎年参千圓宛贈賄が行はれて居つたのだと云ふ終結決定でありますから、左様な原因は一向重きを成して議論する價値がないやうな風に思はれるのであります。

以上七年、八年、九年三年間四回に亘る東電事件は根柢より無實の事でありまして、永田は收賄をして居らぬと申上げると同時に、事件其のものが無かつたのであると云ふことを強調致します。さうして十分なる御諒解を得たものと信ずるのであります。是で東電の事件に關する陳述を終ら

して戴きます。

次に二、三の點に就て御聴き願ひたいと思ふところがあるのであります。

五 昭和十一年九月九日の公判廷に於ける私の陳述に就て

第一に昭和十一年九月當公判廷で私が陳述致しましたことに就て一言申上げます。私は昨年九月九日にこの席から今回の事件全體に關しまして、全く空中樓閣である所以を可なり多方面から觀察をして上申致しました。其の後既に一年餘を経過致しまして、御審議は進行して今や愈々最後の電氣局事件も終結に至つたのでございます。今日より回顧再び曩の上申を檢討致して見まするのに、私の先に上申致しました事柄は順次反覆立證せられて事件の全貌は今や明となつて來ましたが、確信を以て申上げました一年前の私の上申は、何等訂正を要する點がないのであります。私は茲に昨年の陳述と同じ事を何度でも繰返して御記憶を新に願ひ、私の上申趣旨の徹底を希ふものであります。併し重ねて同じことを御聞きを願ふと云ふことは恐縮に存じますから、敢て繰返しは致しませぬ。唯御立會の檢事殿は新に關係されたこととありますからして、何卒私の昨年の陳述の速記録を熟讀して戴きたいと云ふことを御願するに止めて置きます。

## 六 遊興費に就て

次に遊興費に就て一言申し上げます。警部補の浅田信義殿の御調べに、遊興費と云ふのがありません。本件に關して私の申し上げたいことは、私の上申書に記した程度であります。既に御訊問には觸れなかつた事柄でありますから、強ひて申上ぐるまでの必要もないかと存じますので、此の點は上申書に譲ることに致します。

## 七 私の陳述経過に就て

次に私の陳述の経過に就て申し上げます。私の自供するに至つた経過に就て上申致します。九年十二月十日の検事局に於ける自供。

此の時に於ける事情を申し上げたいと思ひます。私は九年十一月九日に召喚をされまして、即日刑務所に收容されました。其の後約一ヶ月、堀、松本兩検事の取調を受けたのであります。當時の心持は千萬言を費して申述べましても、畢竟泣き事を繰り返すに過ぎませぬ。それであります。それから私は唯此の場合自供するに至つた其の筋道を要約して申し上げたいと思ふのであります。收容後丁度一ヶ月頃、私としては心神惑亂の極に達した時でありまして、當時の心境は「迎合の外生<sup>△△△△</sup>きる途なし」斯う云ふ一言に盡きるのでございます。

茲に至つた理由は次に述べます通りであります。

## 其 一

私は召喚と云ふことに依つて、檢察當局が如何に間違つたことでも押通す、暴舉を敢てするものであると云ふことを體驗致しました。此の點は第三者から御聴きになると大した感動を興へないかも知れませぬが、日頃細心の注意を拂つて苟も犯すことのないことを誇と致して居りました。私に取りましては、是程深刻に心の中を搔き穿つたものはないのでございます。

## 其 二

更に驚いたのは事實の有無を調べるのでなくして、有るから云へと云ふ一點張りで、少しも實際を調査すると云ふ氣持を見せないことでありました。吾々は説明すれば分ると思つて其の確信を持ち、其の自信を有つて喚ばれて行きましたところが、全然それが裏切られたので、取り付く島がなかつたのでございます。

## 其 三

検事も人間である、間違ひは有り得るのだと肯定して居る。是は松本検事でありませぬ。検事も人間だ。間違ひはあるかも知れない、間違ひはあるのだ、斯う云ふて肯定されて居ります。此の肯定すると云ふ事柄は私だけかと思ふて居りましたところが、堀江からも度々松本検事から左様なことを聞かされたと云ふ話を聞いて居ります。先日此の公判廷でも近藤博が矢張り同じことを

云ふて居られるのを聴きました。間違ひは有り得るのだ。斯う肯定して、併しお前を召喚するのにはそれ／＼の手順を経て召喚して居るのであるから、召喚した以上は斷じて無疵では歸さぬ。假令無罪になつても再び公職に就くやうなことは許さない。尙ほ極端に市を引くり返すとか、随分無茶なことを云ふたのでありますが、斯う云つたやうな不條理千萬な事柄を平氣で云ふて居られるのであります。其の態度が甚しく私を驚愕と悲觀の淵に投入したのであります。私は不條理極まる検事の言行を正直に正面から受入れまして、私の頭では解決が出来なかつたのであります。全く其の不條理に負けたのであります。検事殿が公判廷で形式的なことを云ふて居られるのと、検事室で被告に對する言動とは全く別であると云ふことを御賢察を願ふものであります。理窟以外の不條理なる不法不當行為が行はれて居ると云ふことを御會得下さなければ、吾々の自供致しました心境は御理解が出来ないと信じます。

其 四

收受して居るから自白せよ。自白をせぬのは強情なのだ。強情を懲らす手段は當方に幾らでもある。お前は捕虜となつて居るのだ。私は捕虜だと云はれました。何の武器もないではないか。検事には幾らでも武器がある。吾々と戦争をして勝てると思ふか。強情者の落ちて行く道筋は、検事には能く見えて居る。單に二月か三月か時間の問題である。體力が有り得ないではないか。

斯う責められるのであります。是等の言動は私には結局心身に堪へ得ない苦痛——拷問——如何様にしても自白を強要するのであつて、茲で正道を通さうとすれば死より外に道はない。死より外に道のない穴に落込んだものと思はざるを得なかつたのであります。

其 五

多くの人はよく公判廷でも死ぬ覺悟で居つたのだ、斯う云ふことを聴くのであります。私は刑務所に收容されて居て廢人となり死ぬと云ふ覺悟にはなれなかつたのであります。暴力と競争をして犬死をするのと同じであると思つた。昭和の聖代に必ず明の立つべきものだと思ふた手段として迎合し、手錠を逃れて後別に潔白を表明する方法を執るの外、途がないと觀念致しました。是が打算的な考であつたと云ふことを今日は残念に思つて居ります。大死一番、死中に活を求めると云ふ覺悟が出なかつたことを残念に思ふものであります。先方が無茶で來て居るのであるから、こちらは無茶で理窟抜きに對應すべきでありましたのを、私は生一本に、正直に、正面から考へたのであります。國家機關と云ふものに對する私の考へ方では解決が出来なかつたのであります。先日此の公判廷で渡邊一俊氏の陳述を聴きますと、渡邊氏は拇印を押さない聴取書が出来て居る。それは三四十分間妙な氣持になつてあの調書が出来たと云ふやうな風の御趣旨を承つたのであります。私の此の自供するに至つた心境は、三日も四日も考へて、考へ抜いた

結果、理窟詰めに考へた結果、どうしても此の道を探るより外に方法がないのだと云ふやうな結論に達しまして、斯様な自供をするやうな心境に至つたのでありました。

## 其 六

私に關する事件は當時五、六あるやうでありました。併し何れも餘り小さな、意想外のことばかりでありましたが、其の中で東電と自動車關係が幾らか局長として關係がありさうに見える主なるものでありました。検事も主なるものを認めれば、他は敢て問はぬ。斯う云ふて責められたので此の二件に就て迎合を致したのであります。

## 其 七

次に九年十二月十九日、豫審廷に於ける自供に就て申上げます。

年末に保釋にならなければ身心が堪へ得られない。萬事は保釋後に解決したいと云ふ考が胸一杯でありまして、検事局も豫審廷も何等の區別を考へる餘地がなかつたのであります。田邊良忠被告が先日公判廷で上申致しました通りに、私共は實際判然たる區別すらも知らなかつたのであります。是はお恥しいことではありますが、事實がさうなのであります。殊に松本、検事から保釋には、検事の同意を要するのだ、斯う云ふ説明で法文を示されまして、それを私は妄信して居つたのであります。結局豫審廷も検事局も同一程度のものであると云ふ位にしか思はれなかつたの

でありました。

## 其 八

此の日に判事に呼出されましたことを非常に喜んで其の前に出ました。検事局で先に迎合致しました通りに陳述する考へで居たのであります。然るに判事は經歷のやうなことを御聞きになつて事件には入らない。それで私は自ら進んで東電のことを述べました。ところが其の時に、今日はまだもう之れまでにして止めて置く。斯う云ふて自動車事件のことを述べる機會を與へられなかつたのであります。私の希望と致しましては、此の日の豫審で判事の方も終つて、數日の中には保釋、少くとも年末には保釋になることを念願して居つたのであります。今日から考へますと云ふと實に馬鹿なことでありました。此の日如何程迎合陳述を致しましても、保釋になるやうな順序にはなつて居なかつたのであります。

## 其 九

次に十年四月六日の豫審廷に於ける陳述に就て申述べます。

前二回の自供に依りまして、進退兩難の心境に煩悶致すことが長い間でありました。十年一月三十日に堀検事に五分間ばかり訊問されるやうなことがあつたのみで、遂に四月六日まで呼出がなかつたのであります。此の四月六日に呼出された時は既に百數十日を経過致して居りまして、



刑務所生活に慣れて来るし、氣候も暖かになり心身共に冷静に處する餘裕を得ました。迎合することは更に事件を紛糾さす所以であると云ふことを覺りまして、其の日の訊問に際して事實通り訂正、前自供の取消を致したのであります。

其 十

其の爲めに其の後検事局に度々呼出されまして、可なり執拗な大勢の係りの検事群に責められたのであります。漸くにして正しき主張を貫くことが出来まして、十年五月十六日、保釋になつた次第であります。以上が私の陳述經過であります。

八 検事の論告に就て

次に検事の御論告に就て少しく私の思ふ所を申述べさせて戴きたいのであります。

其 一

第一に箴智良造の件であります。

箴智組事件に關しまして組主の良造を一回も召喚取調をせなかつたと云ふ事柄は、如何に強辯をすることも検事局の一大失態であります。今回の事件全體を通しまして、検事が事件其のものを親切に検討して居ないと云ふことを私は昨年痛烈に指摘致しましたが、此の良造を一回も調べなかつたと云ふことは其最も顯著なる實例であります。

良造は箴智組に取りましては名實共に歴然たる主人公であります。此の證人臺に立ちました時の良造の堂々たる言動は、事實に於て其貫録を示して居るものでありまして、裁判長殿も十分御認識のあられたことと信じます。弟の友喜知は一事務員であつて、自ら其態度が違ふのであります。凡そ箴智組程度の建築請負業者は、其主人公が必ず技術者でなければ出来ないのであります。大林組とか大倉組とか云ふやうな大組織のものでありますと云ふと、主人公必ずしも技術を知らなくとも、それぞれ専門家を擁して其事に當ることが出来ます。併し箴智組程度のもものは主人公自ら一大工から身を起してそれを自分でやる、それに依つて箴智組なるものが生れて居るのであります。良造、即ち箴智組であります。良造がなければ箴智組はないのであります。此の點が全然檢察が出来て居ない。故に検事の論告に斯うあります、「被告箴智友喜知が本件犯行の當時、久良木組に於ける金銭出納の事務は勿論、兄良造の代理として事實上營業一切を擔當し、屢々工事現場に出入し云々」とありますが、是は机上の空論にすぎないのであります。自白して居るから友喜知が一切やつて居つたのだと云ふが如き議論は、洵に淺薄極る見解であります。事實は當時良造は現場の指揮一切をして、友喜知が時々現場に来るのは良造の指揮を仰ががためであります。全く一事務員として働いて居たのであつて、「事實上營業一切を擔當し」と云ふやうなことは嘘であります。大きな誤認であります。此の根本の實相が全く檢察出来て居ないのであります。

す。論告に斯うあります、「若しそれ被告人友喜知が久良木組に於ける地位如何に拘らず營業名義人たる實兄良造の指圖乃至同意なくして本件贈賄を爲し得るものにあらずと云ふにあらば、此の點は檢事に於ても必しも疑念なしとするものにあらず」斯う言はれて居ります。又「友喜知の供述は必しも本件贈賄當時の共犯關係の真相を如實に吐露せるものなりとは即斷し難しと思料せられたるも云々」斯う云ふ論告になつて居ります。既に論告に「疑念なしとするものにあらず」「真相を如實に吐露せるものと即斷し難しと思料せられる」と云ふのであるならば、何故に良造を召喚して調査し、事の真相を糺明されなかつたのでありますか。更に論告の中に、「特に慎重なる準備と細心の注意とを以て臨み、事實の真相を糺明することに努力し居るものにして云々」斯うありまするが、良造を一回も取調を爲して居ない檢事局が、何の顔を以て此の言を爲し得るのでありませうか。何處に慎重なる準備、細心なる注意があるのでありませうか。十年十月二日の證人良造の言に依りますると云ふと、友喜知が召喚されてから七ヶ月後、初めて證人として豫審廷に呼出された。それまでは何等の調がなかつたと述べて居るのであります。今回の事件は全體を通じて、檢事局は事件の真相を糺明せられようとする努力が少しも見られないのであります。唯豫斷獨斷で妄信して叩き付けて居るに過ぎないのであります。本事件に關して良造を調べなかつたと云ふ檢事は、事件の檢察をして居ないと云はれても、辯解の言葉がないのであります。若

し又良造に考へ及ばなかつたと云ふのでありますならば、全く檢察の能力が無いものだと言はなければなりません。良造を除外して本件は成り立ち得ないと云ふ吾々の信念主張に對しまして檢事は論告に諄々と辯解して居られまするが、其云ふところは益々醜態を曝露して居るものであります。良造を召喚取調べなかつたと云ふ理由には少しもなつて居ないのであります。殊に甚しきは、「病弱なる良造に累を及ぼさざらんとする苦衷に出てたるものとして之を諒とし云々」と云ふ如きは、他の重病者を拷問半死半生の境地に追込んで居る檢事の言として、誰が納得し得られるでありませうか。況や良造は病弱でなくして、檢事局のお膝下の横濱市内の各現場で日々活動しつゝあつたのであります。私は檢察内容の餘りに粗漏不忠實なるなされ方に對して非常なる憤激を感じて居りまするものでありますから、重ねて此の機會に此の一項を上申致すものであります。

## 其 二

次に檢事の言行に就て一言申述べさせて戴きます。

川崎事件に關する竹上檢事の論告中に、警察官吏の拷問に關しまして、拷問はなかつたのだと云ふやうな單なる一言を以つて片付けられました。同檢事が市土木局事件に關する論告中には斯う云はれました、「先づ警察官が過酷なる取調を爲したる事實に就ては、親しく當法廷に於て關

係警察官を證人として訊問せられ居る所にして、當職としては斯る事實なかりしものと信ずるものであります。斯う述べられて居るのであります。然るに其後を引繼がれたる角田検事は水道事件に關する論告中に斯う言はれました、「捜査に當りまして一部警察官吏とは申せ斯る不法なる——不當でなくして不法であります——取調を爲したる者のありしたため本件に非常なる暗影を投ずるに至りましたことは洵に檢察界の痛恨事でありまして、衷心より遺憾の意を表する次第であります。」斯う述べざるを得ざるに至つたのであります。之に對しまして山内確三郎辨護人は當法廷で斯う云はれました、「之を平たい言葉で云ふと、検事一體、一體の検事が所謂法廷に於て平謝りに謝つて、悪うございましたと云ふのとどふ違ひますか云々。」斯う申されたのであります。私は此の點に關する事柄の經過推移を靜に眺めまして、洵に押へ切れない戰慄を感ずるものでございませぬ。それは警察官吏に拷問のあつたと云ふことそれ自身が洵に遺憾なことは勿論であります。更にそれに幾倍して遺憾至極に存じます事柄は、竹上検事が拷問のことを十分に知悉して居りながら、私は直言致します、如何なる遁辭を以てしても竹上検事が當時拷問の事を知らなかつたと云ふ辯解をなし得るものではありませぬ、知つて知つて知り抜いて居つたのであります。それでありながら、法廷に於て眞赤な嘘言を弄して、當法廷を愚弄して、寧ろ人間を愚弄し來つた其心情行爲であります。重要な國家機關で、決して一刑事や一巡查ではありませぬ。重要

なる立會検事、主任検事の職に在る人が、事件の真相を糺明すべき公職に在りながら、事柄を歪曲して、公判廷を瞞著し去らんとせられた其心情行爲であります。角田検事は拷問の有つたことに遺憾の意を表すと云はれましたが、立會検事の本問題取扱振りに一層重要な遺憾の内容があるのであります。檢察界の痛恨事があるのであります。私は斯様な検事に取調を受ける運命にあつたことを悲しむと共に、今少しく大きな意味に於きまして蔽ふことの出來ない不滿と戰慄とを感ずるものであります。

更に検事の暴行と云ふ點に就て申し上げます。竹上検事は土木局事件の論告中に、「全般的に暴行の事實なきことを言明致して置きます」斯う云ふ風に述べられました。次を承けた角田検事の水道事件論告中、「當職と致しましては検事中に斯る不法なる取調をなす者あらうとは到底信ずること能はざる次第であります」斯う述べられて居ります。併し検事の暴行のあつたと云ふことは議論でなくして事實であります。重て山内氏の辯論を援用致しまするが、山内氏は斯う云はれました。「其検事は私の最も親しい子供の時から可愛がつた検事である。人權蹂躪ありと云ふことが検事にも認められる——」實は是は云つてはならぬのかも知れませぬけれども——此處は速記を止めて載きたい」斯う言つて速記を御止めになつて、さうして次のやうな趣旨のことを當法廷で公言されたのであります。「自分は某検事を世話をして居る。名古屋に左遷すると云ふから止

めて呉れと内部運動をしたが、事實拷問があるから仕方がない、北海道に左遷された云々」此の某検事と云はれるのは堀<sup>△</sup>検事<sup>△</sup>を指して居らることは、吾々聽いて居た總ての者が明に諒解致したところでありませぬ。検事暴行の事實も、警察官拷問の事實を平謝りに謝るに至つたと同じ道程を進行して居るものと私は思ふのであります。私は是れ以上は申しませぬ。唯國家機關自らが行を敢てして其事が各方面から立證されて、最早蔽ふべからざるに至つて居るに拘らず、單に形式一片に依つて頼冠り主義に進まんとせられることを不可解に存するのであります。斷じて檢察當局の威信を保つ所以でないと思存するのであります。

## 其 三

次に田邊良忠被告に對する論告に就て少しく申述べさせて戴きます。

今日までの検事論告は前後四回ありました。川崎事件、市土木局事件、市水道局事件、縣土木部事件であります。各回共數千言を費して長々と論告されて居ります。併し其要點は、「被告が自白して居るから犯罪は有るのだ」と云ふ一言に盡きるのであります。其他には何もものもないのであります。然るに田邊は終始一貫自白して居ない。故に検事の此の一般論法は適用出来ないであります。之を如何に論告したかと云ひますと、田邊は自白して居ない。故に相手方の賀田を調べる際に、田邊が既に自白して居るのだと云ふて責める道具が無かつた筈だ。それに拘らず、

賀田が自白して居るから田邊も罪を犯して居るのだと云ふ論旨であります。検事論告文を見ますと云ふと、其趣旨は賀田を調べる際に於て、「取調の検事が事實の有無を追究こそすれ、斯々なるべしと指示して迎合せしむる何も持たなかつた筈でありまして、之に對して賀田が自白した所に捨て難き價値の存す云々」斯うあります。即ち田邊の自白して居ないと云ふ事實を立論の出発点と致しまして、それだから田邊に犯罪があるのだと結論して居るのであります。全く文章の遊技としか思へぬのであります。言ふまでもなく、此の論旨には大きなギャツプがあります。それは何もものも持たなかつた筈だと云ふ前提から、直ちに結論に移つて居るところに大きな缺點がある、底抜けの議論だと思ひます。筈だと云ふことは、「嘘言を用ひては責めなかつた」と云ふ證據にはならないのであります。筈を筈通り實行して居なかつたと云ふ一言が抜けて居ります。こんな奇妙な薄弱極まる理由で論告をされることは、洵に迷惑至極なことだと思ふのであります。併し私の上申致したい要點は、更に他の點にあるのであります。それは田邊が自白をして居らぬから検事は賀田を責めるときに、田邊は自白して居るとは言へぬ筈だ、責め道具がない筈だ、斯う云ふ趣旨の論點に就てであります。捜査に當りまして検事は有ゆる手段を弄されました。其中に相手が既に自白して居るのだと云ふ責め方は、千遍一律誰にでも言つて居るのであります。誰の上申書を見ても皆同じやうに記されて居るところであります。現に私の體驗から致し

ましても、稲葉が既に自白して降参して居る。くたばつて居るのだ——くたばつて居ると云ふのは甚だ下劣な言葉であります。松本検事がさう云ふ言葉を使はれたのであります。是は松本検事から度々聴かされたのであります。當時私は稲葉も遂に落城したのかと正直に思ふて居りました。處が保釋後調べて見ますと云ふと、稲葉は全然否認で通つて居る。一回も紛はしい態度を示した形跡がないのであります。私を責めるのに現にそんな虚術を用ひて居るのであります。田邊が自白して居らぬから、賀田を責める道具がなかつた筈だと云ふ此の論旨は、捜査の實際とは全然相違したる、余りにも白々しい、圖々しい嘘であります。角田検事と雖も検事室の取調振りが如何様なものであるかと云ふことは知悉されて居りながら。斯る御都合主義な勝手すぎる論旨を進められるのが心外でなりません。其の心持は丁度前の竹上検事が拷問其他あらゆる不法不當の行爲を熟知して居りながら、當法廷に於て被告を貴様とも言ふたことがないと云はれたのと全く同巧異曲であります。今日の言葉で言へば吾々は何だか支那の外交宣傳を聞いて居るやうな感じが致すのであります。事實を全く枉げて、併も相手方を前にして白々しい嘘言を弄して居るのであります。國家機關が何故に斯くまで鐵面皮に、唯形式一片に此の法廷を瞞著し去らんとせられるのでありますか、私は眞に痛憤に堪へぬのであります。又一面慨歎に堪へぬのであります。私は何度でも此の點を絶叫致します。檢察當局が斯様な御心持を反省されない以上は、再び今回

のやうな大きな間違つた事件が何度でも繰返されることと思ふのであります。

## 其 四

次に申上げたいことは立會検事の論告理由と、自動車事件に關する東京控訴院吉田裁判長の判決理由との對照であります。

是は昭和十一年八月二十八日付の判決であります。此の點に就きましては、渡邊が既に觸れたのであります。重要な内容があると思ひますから、重複を厭はず少しく述べさせて戴きたいと存じます。此の自動車事件と、只今御調を願つて居ります吾々の事件とは同じ検事に依りまして殆ど同時代に連續檢舉された事件でございます。隨て其内容に極めて密接似通つた點があるのであります。私が此の對照を上申致して御聽きを願ふ所以でございます。

角田検事が市水道局事件の論告中に斯う云はれました、「故に本件被告人の供述にして當初と終りに於て犯行の時期場所等に付相違し、或は同一收賄事實に付關係人の供述一致せざる點あるも、斯の如きは其供述の眞實性に影響なきものと信す」詰り平たく申しますれば、場所だとか時期だとか、金額だとか、さう云つたやうなものに對する陳述が、如何様に變化齟齬致して居ても供述の眞實性には影響がないのだと信する、斯う云ふ御論旨であります。實に極端なる論告であります。影響のないものならば、何も調べないでも宜くはないかと思ふのであります。是と同じ

ことで對照になることがあります。吉田裁判長の自動車事件に對する判決理由を見ますと斯う云ふことがあります、「其贈賄行爲の主要點とも云ふべき日時、資金の出所、其包裝、交付者等に關する被告人等の供述區々にして著しき變更若は齟齬せる點あることを看取し得べし。凡そ過去の行爲に付ての人の記憶が必しも正確を期し難きことは經驗則に照し疑ひなき所なれども、單純なる日常の行爲と異り、刑事責任を伴ふ行爲等の主要なる日時に關しては今少しく正確なる記憶を有すべきものと認むるは條理上當然なれば、右供述の變更矛盾の點のみに鑑るも被告人等の右供述の眞實性を疑はしむるに足る。」斯う云ふ判決理由であります。即ち右供述の變更矛盾の點のみに鑑みても被告人等の自白の眞實性が疑はれるから、自白して居つてもそれは嘘だ、無實だ。だから無罪だ、斯う云ふ意味の吉田裁判長の判決理由であります。曩の角田検事の言はれた眞實性に影響なきものと信ずと云ふことと全く正反對の見解であります。更に竹上検事が土木局事件の論告中に、川崎事件の論告趣旨を繰返して次の如く述べて居られます、「業務上の關係を以て平素屢々出入する官公署内に於て、黄白の授受をなすことは料亭に招致し、或は自宅訪問の方法に出するよりも、外形の行動自體に於て證據を貽さず、且つ世人より疑惑視を免れ得る點に於て寧ろ巧妙なる贈收賄の手段なりと云ふべきである。」斯う云はれました。白晝公然公館群衆の中で黄白の授受を爲すのが巧妙なるやり方だ、是が本件の特異性だと強調されて居るのであります。

角田検事は水道事件の論告中に、此の趣旨を承け繼がれて斯う論告されました、「官公署又はホテル・ニューグランドの如き公開の場所に於て現金の授受を致したと云ふのでありますから、一見奇異の觀なきにあらざるも、出入り自由なる官公署其他に於て寸隙の間之を他人に知らしめずして實行することが出来、却て之を怪しまざる便宜があると云ふことが出来ます」實に極端なる論旨であります。然るに吉田裁判長が被告人の守屋正一に關する判決理由書を見ますと、其中に斯う云ふことが書かれてあります、「當時保安課長事務室に於ては課長席に接して下僚が机を並べて執務し居り、不正に授受されたる金員に付ての謝辭を述べ得るが如き場所的關係にあらざりしことは當時の檢證の結果に徴し洵に明白なれば云々」又被告人佐藤延由、二見重太郎に關するものの中に斯う云ふて居られます、「其の贈賄の場所と供述せる、神奈川縣警察部保安課入口外廊下は斯る不正の金員授受の場所としては極めて不適當なるを以て自白は之を信憑するに足らざるものと認む」斯う云ふ風になつて居ります。即ち一は廊下を授受の場所として不適當と斷定され、一は課長席で單に謝辭を述べると云ふことすら出来る場所ではない、それだから自供して居つてもそれは嘘の自供だ。斯う云ふ判決理由であります。然るに今茲に御審議を受けつゝあります事件は、驚くべき多數の官公吏が打揃つて其自席で黄白を授受した。それが本件の特異性と立會検事が強調して居られるのであります。私は此の自動車事件の當時度々石原保安課長の席

に参りまして公務を辨じたことがあるのであります。當時の石原課長の席の様子は熟知して居るのであります。今日吾々の事件の公席と何等違つたところはないのであります。實に此の兩方の——即ち立會検事の方の御意見と、吉田裁判長殿の御意見と何たる對照的御意見でありませうか、同一の内容に對しまして極端なる反對の結論になつて居るのであります。凡そ小説は作者の人格の反映であります。唯々御明察を願ふものであります。

尙ほ吉田裁判長の理由書中には各件毎に斯う云ふ風に云はれて居ります。「請託して贈賄すること。必要とする如き特殊の事情の下にあらざりしこと云々」斯う云ふ趣旨の觀察が下されてあります。吾々の事件に關する検事の御論告は「有り得る」と云ふのであります。「有り得る」と云ふことと「必要とする如き特殊の事情」とは非常なる相違であります。検事の如くに單に有り得ると云ふのでありますならば、總べてが有り得ると云ふことになります。贈賄の如き極端なる事柄は、必要とする如き特殊の事情がなければ實行さるべきものではありません。確實にあつたと云ふ立證をされないで、有り得ると云ふことで求刑されるのは何たる暴斷でありませう。検事の論告は各回共に相當長文のものであります。が、要は豫審庭に於て自供をして居るからと云ふ一項に盡きるのであります。他に何等の論據がないのであります。而して其の自白は何等信憑力のない所以を吾々各被告が幾多の反證を擧げて反覆上申致した通りであります。此の點に就ても十

分御明察を御願する次第であります。

其 五

更に本件檢舉當時の検事局に就て。もう一言申述べさせて戴きます。

土木局事件の論告中に竹上検事殿は、昭和二、三年頃に横濱市吏員中に起りました瀆職犯罪の二、三の例を擧げまして、今回の事件の實在を強調せんとせられたのであります。併しながら、數年前の特別の人に係る特別の事件を以て、今日の一般を律せられようとするものが甚しき間違つた無理な事柄であります。斯る論法を以て進まれますならば、多數検事の中にも犯罪事例は少くないのであります。妙な結論に陥ることになります。吾々に犯罪がありと主張されるには吾々の行動に立脚して御論告が願ひたいのであります。斯様な論告を承りましては私は次のやうな論旨を上申せざるを得ないのであります。

吾々の事件を檢舉されましたる竹上検事外當時の横濱検事局の方々は、曩に無罪の判決のありました自動車事件を取扱つた方々であります。事實無根、調査粗漏と云ふ判決理由に對して、上告し得なかつた方々であります。更に目下世論囂々の放火事件を取扱つた方々であります。一ケ年以上拘禁の苦しみを敢てせしめた被告の中で、九十二名の豫審免訴者を出して居る事件を取扱はれた方々であります。他の人がした仕事ではありませぬ、吾々を檢舉したと同じ方々がなされ

た仕事であります。私は卒直に申し上げます。當時の横濱検事局は全く病的状態であつたと云ふことを如實に示して居るものであります。無理なことを敢てする、さう云ふ症状が顯著なることを見受けられるのであります。此の方面より觀察を御願ひ致し、まして吾々の事件が如何なる素質を有つて生れて居るか、と云ふことを十分御賢察を願へることと信するのであります。

此の事件に關する私の上申は是で終りと致します。

### 九 結 語

尙ほ最後に一言申し上げます。

私は百八十九日の拘禁生活から保釋の身となりましたのは、昭和十年五月十六日でございます。心身共に甚しく衰弱致して居りましたから、専ら静養に務めまして、漸く外出が出来るやうになりました際に、先づ第一に六月五日、明治神宮に参拜を致しました、七月二十二日、伊勢大廟に参拜を致しました。今回の事件に關して私の押へられない心情を神の御前に言上して大いに自ら慰むる所があつたのであります。伊勢まで参りますれば、私としては京都の舊知を訪ねて事件中の好意に對する御禮を申述べたかつたのであります。それは私の大廟参拜の心持に副はない點がありましたから直ちに歸濱致しましたのであります。私が神の御前に御祈をした、最後

の一言は、「正しき者をして終りを全からしめよ」と云ふ言葉でありました。當時此の言葉を記して伊勢から事件に關係連坐された各官公吏の方々に御送りしたのであります。其の中の一つが先年裁判長殿の御覽に入つたのであります。私は圖らずも今回の被告百數十名の最後に御調を受くる順序となりまして、今其陳述を終るに當りまして、全被告のために「正しき者をして終りを全からしめよ」と云ふ一言を上申致します。併せて長々御鄭重なる御審理を戴きましたことを厚く御禮を申上ぐる次第であります。

右の陳述一兩日後、佐藤穩徳氏より來信あり、書中に、

正しき者に正しき終あらしめと、言ひ結び友の肩ふるひ居り。

此言葉神もきこしめせ罪なくて、しひたげられし民草の叫。

この涙悲にあらず罪なくて、しひたげられし憤なり。

國の名によりてせられきその故に、此暴虐は憤ろしき。



## 検事の論告

昭和十二年十一月二十六日電氣局關係事件に就て大石検事の論告があつた。同検事は本事件主任検事であつた竹上半三郎其他關係検事の失脚左遷後を承けて、單に記録の上より立論し、先任者不始末の跡を彌縫せんと努め、自白供述の豫審調書を唯一の立脚點として總ての公訴事實を根據ありと強辯したに過ぎない。

論告は總論各論に分ち頗る浩瀚なるものであるが、何れも一事件毎に抽象的に論じられ、私に關する論告として特に摘出し得ざるものである。だから爰では其要點に就て批判をして見やうと思ふ。

總論は事件の全貌として、川崎市關係より説き起し、順次に土木局、水道局、縣土木部關係事件を述べ、電氣局關係事件の全貌に及び、「本件電氣局關係演職被告事件が就中重大なる案件たるは冗説を要せざるべし」と云ひ、被告人の氏名、地位、職務關係等を羅列したる形式的方面を長々と述べたるに過ぎぬ。但し其の中、「警察官又は検事、豫審判事の取調に對して不穩當なりとの非難に就て」との項目の下に次の如き言葉があるのは注目し値する。

所謂川崎市關係演職被告事件に就ても、所謂横濱市水道關係演職被告事件に就ても、各被告人

は法廷に於て捜査官吏又は豫審判事の取調に際し其言動、態度に不穩當なるものありと陳述して非難したるところなるが、更に本件電氣局關係演職被告事件に就ても亦各被告人が同様の陳述非難を爲し居れり。

而して前回審理の水道局關係演職被告事件公判中、立會検事は同事件のみならず本件電氣局關係演職被告事件に就ても、亦一部被告人に對し警察官吏中の或者が不穩當なる言行を以て臨みたる事實の存したることを言明し其論告に際して遺憾の意を表したる所にして本件に就ても亦茲に重ねて遺憾の意を表せむとす。

檢事が法廷に於て陳謝の意を表明せられたのである。併し續て左の言がある。

本件の被告人中には當法廷に於て檢事より威迫的態度に依り自白を強要せられたりと申立て居る者あり、或は直接暴行をすら加へられたりと陳述する者あり、然りと雖も如斯事實は當職の到底信する事能はざる所なり。況や豫審判事に不穩當なる取調ありとの申立の如きは信を措き難し。即ち豫審判事が檢事聽取書又は他の豫審訊問調書を机上に置き之に基き被告人の陳述を聽かず、自問自答の形式に依り機械的に調書を作成したるものにして被告人の申立たる事實の記載に非すと主張するが如きは豫審廷に於て如斯事のあり得べき筈なく當職の當底措信し難き所なり。

「信すること能はず」「信を措き難し」「當底措信し難き所なり」とは、獨大石検事のみならず、誰しも左様に思ひたいのである。併し事實は被告の云ふ通りで有つたのである。被告の方は公訴事實は元來虚無の事である。即ち「無」と云ふ事を反證を擧げて立派に證明したので、裁判官、辨護人、新聞記者、傍聽人等滿廷の人々が得心したのである。然らば、検事の方も「信する能はず」と言ふばかりでなく證據を擧げて證明せなければならぬ筈であるが、之は出來ない。事實無い事に對する「無い」と云ふ反證は必ず可能であるが、併し事實有つた事に對しては無いと云ふ反證が出來得る筈がない。金山検事長に拷問問題で度々折衝せられた今村力三郎先生の辨論中に次の言葉がある。

裁判長より川崎事件其他當裁判所に繫屬中の全事件に於て人權蹂躪の行爲ありたるものと解して宜しきやとの質問があつて検事は之を承認したのであります。爰に於て公判の劈頭に於て立會竹上検事が拷問の事實無しと強く否定した事が根底より覆つたのであります。検事竹上半三郎は、神聖なる法廷に於て公々然と虚偽の發言を爲し自他を欺いた事が暴露致したのであります。竹上検事は自ら警察署に出張して警官の拷問を目撃したのみならず、或時は、「ヨシ、俺ガヤツテヤル」と上着を脱いで自ら手を下した人であります。立會大石検事は検事に非行なしと陳辯是れ努められました。是は去つた同僚への交誼と見れば大眼に見てもよろしいが大石検事の「否定を以てしては検事の不法不當を拭ひ去ることは不可能であります。(公判速記録より)

法廷に於けるこの強い斷言は、確固たる根據を有するに非ざれば出來るものではない。しかも金山検事長と折衝したる今村先生の言である。而して竹上検事は引責辭職の形式に於て其職を去らしめられた人である。法廷に於ける検事の言と、今村辨護人の斷言と、其言葉の強弱に依つても事實の有無は自ら了得せられるであらう。又大石検事は總論中に於て次の如く述べてゐる。

検事は法に基き犯罪の捜査を遂げ、適正なる公訴の提起維持を爲し、公正なる法律の適用を請求するものなる事は今更喋々を要せざる所にして検事として之を夢寐にも勿緒にせず致々として之に背かざらむ事を努むる所以のものは、社會惡に對し嚴として臨み、社會秩序を維持せむか爲にして、聞くが如き検事への非難は當職の想像すらせざりし所なり。然れども如斯非難は非難夫れ自體に於て、既に光輝ある司法部への一投石にして、犯罪捜査に従事する者の再思三省して暗雲を一掃せむことを期するものなり。

尤もなる理想である。願くばこの理想の實現を期待するのであるが、拷問警察官の犯行を公然承認して置きながら公訴を提起せざるは「社會惡に對し嚴として臨む」でゐない證據であり、從て「暗雲を一掃」せざる所以である。

各論に就ては各事件毎に論ずる所あるも、少しも採るべき論點なく其證據論に至りては、或は「豫審に於て右公訴事實に照應する供述を爲し居り、之に依りて犯罪の證明充分なりと思料す」と云

ひ、或は「本件贈收賄事實を否定するに足る證據無く本件公訴事實は犯罪の證明充分なり」と云ひたるのみにして、豫審供述を唯一の證據とし、然らざれば檢事の獨斷のみに終始し何等犯罪の證明を爲し能はなかつたのである。併し尙私に關する事件の論告中に幾多批議すべき處があつたので、最終訊問の際文書として提出したが、論告自體が一向價值なきものであるから爰には省略する。論告は以上の如く漢としたる抽象論に終始し直ちに次の如き結論に入る。

結 語

以上ノ諸點ヲ考慮シ次ノ如ク科刑セラレンコトヲ望ム

求 刑

收賄者 永 田 兵 三 郎

懲 役 壹 年

(其他 略)

更ニ被告人永田兵三郎以下收賄各被告人ニ對シ各收賄相當額ノ追徴ヲ科セラレンコトヲ求ム

### 今村力三郎先生の辯論

總 論	三〇四
各 論 ノ 一	三〇四
日本鋪道株式會社關係	三〇四
各 論 ノ 二	三〇五
久良木組關係	三〇五
各 論 ノ 三	三〇七
淺野美作關係	三〇七
各 論 ノ 四	三〇六
太平洋貿易株式會社關係	三〇六
各 論 ノ 五	三〇〇
長谷川歎二關係	三〇〇

各論ノ六……………三五  
 東京電燈株式会社關係……………三五  
 結 論……………三五

事件に關し私は橋本庸督先生、渡邊治溇先生(以上横濱)、今村力三郎先生、秋山高三郎先生(以上東京)の四先生に辯護を依頼した。然るに公判の初期に、秋山先生が不幸病氣の爲め逝去せられ誠に残念に堪へなかつた。其後を菅野勘助先生が引繼がれ、各先生共、非常なる努力の下に、其蘊蓄を傾けて熱辯を振はれたのである。

殊に今村先生は私の辯護を述べられると共に、事件全體に就て指導的論旨を進められ、其の論述は横濱事件に關する代表的辯論として、偉觀を極めたのである。

總 論

是迄本辯護人が日本鋪道又は横濱船渠等の事件に於て申上げました總論は、此の電氣局事件に於ても應用せらるべき論旨がありますが、夫等は總て重複を避けて本件に於ては私の關與したる拷問告訴事件の経過と、其他一、二點を申上げて、總論に代へんとするのであります。

私の知る範圍に於ては告訴を提起したる人々は窪田正吉、高藤龍吉、天野操、桑原卯左衛門、宮澤保次郎、田邊耕平、伊藤虎雄、村瀬昇、旗智友喜知、木村利龜太、灰塚傳、大野和、工藤要次郎、西野平治郎、宮崎正夫、橋知秋、齋藤眞一であります。私は此の西野平治郎の代理人として告訴に参加したのであります。告訴状は、東京控訴院検事長宛でありまして、之を提出したのは、昭和十一年四月四日であります。

其後度々検事長に督促致しまして、検事長が控訴院の某検事を主任に定められましたので、此の主任検事某氏に他の辯護士諸君と共に、數回捜査の督促を致しましたので、此の主任検事も漸く捜査に着手して關係者を召喚したのであります。我々は邪推かも知れませぬが、検事局は不起訴の方針を定め、不起訴になる様に、捜査して居るのではないかと疑はれたのであります。何故左様な疑を懐くかと申しますと、此の検事は我々が面會する毎に、水掛論で駄目だと申すのであります。其後此の主任検事が轉任して、後任に某検事を定められたのであります。此の検事も少しも捜査を進捗せしめた様子は見えなかつたのであります。九月二十四、五日頃に、一松辯護士が松阪次席検事に面會した際、

告訴事件に就き、横濱刑務所の醫者を呼んで調べたが、刑務所に記録もなく、又當時被告の身體に創傷のあつた記憶もないと云ふから、證據がなくて駄目だ。

と語つたと云ふことでありましたから、九月二十六日に、一松、牧田、塚崎、江橋の四君と私とが松坂次席検事を訪問し、西野平治郎の身分帳に、顔と胸とに創傷のあることを指摘し、身分帳の寫を示して、斯くの如く、公文書に創傷が記入してあるではないか、斯る立派なる公の記録があるのに、刑務所に記録がないと云ふのは、不起訴にする方針で、捜査して居るのであらうと申したとこゝろ、松坂次席検事は、夫では新に調べ直させると言明したのであります。

拷問の告訴に就ては、松坂次席検事が我々に約束された如く、調べ直しを致されたことゝ見えまして十二月末に至つて金山検事長より、

拷問の事實は認めるが、告訴状が時期に後れて提出したること、告訴の内容が幾分誇張せられ、あること等に依つて、不起訴處分にする。但し拷問、警察官は、行政處分に附することに、行政官廳へ交渉する、若し行政官廳が之に應ぜざれば、起訴不起訴につき再考する。

と、一松君と私とに、言明せられたのであります。

我々が、不起訴處分の不當を論難しても、職權を有する検事が、起訴致さないと決定して居るのですから、議論しても無益でありましたが、一松辯護士や、其他の諸君が種々折衝の結果、「拷問の行はれた事實を立會検事をして法廷に於て言明せしめる」と云ふことになつたのであります。此の結果が法廷に現はれて、昭和十二年二月二十二日、一松辯護士と、立會検事の問答となり、次で、

裁判長より川崎事件其他當裁判所に繫屬中の全事件に於て、人權蹂躪の行爲ありたるものと解して宜しきやとの質問がありました。検事は之を承認したのであります。茲に至つて横濱事件の公判の劈頭に於て立會竹上検事が拷問の事實なしと強く否定したことが、根柢より覆つたのであります。検事竹上半三郎は、神聖なる法廷に於て、公然と虚偽の發言を爲し、自他を欺いたことが曝露したのであります。竹上検事は、自ら警察署に出張し、警官の拷問を目撃したるのみならず、或時は「ヨシ、俺ガヤツテヤル」と、上着を脱いで、自ら手を下した人であり、立會大石検事は、検事に非行なしと陳辯是れ努められましたが、是は去つた同僚への交誼と見れば大目に見てもよろしいが、大石検事の、一否定を以てしては、検事の不法、不當を拭ひ去ることは不可能であります。

金山検事長の言明の如く、縣警察官に對する行政處分が、申譯的に行はれたのであります。之に次で、二月十日検事堀眞道が旭川區裁判所へ左遷せられ、同月同日検事竹上半三郎の退職が發表せられ、二月二十四日に検事長金山季逸が大阪へ左遷せられ、其他相前後して、本件に關與したる二三検事の異動が行はれたのであります。

以上の検事の異動は、社會の表面に顯はれた事實であります。私は少しく此の事實の裏面の事情の觀察を試みたのであります。裏面の事情を察することに依て、檢察當局の事件に臨む態度が、どんなものであつたか、判り、牽て被告事件全體の上に影響を及ぼすものがあると信するが故であ

ります。但し以下申上げるとは私一個の觀察でありますから、誤つて居たならば御垂教を願ひます。

初め告訴状を提出したとき、我々は拷問の證據が舉れば、検事の公訴が崩壊するから、検事は自己の提起した公訴を、自分の手で崩すやうなことは致さないであらう。検事は此の告訴を揉み消すことに努めるであらうと云ふ、疑懼の念がありました、金山検事長に話しますと、検事長は決してそんなことはない、假に拷問があつたとして、犯罪の證據は別に之を擧げる方法はあるから、夫れが爲め拷問の事實を揉み消すやうな事は致さないと、誠に敬服すべき公明なる意見でありました。然るに下僚の主任検事は、先に申上げました如く、我々より見れば初めより不起訴を目標として、捜査を爲すが如く疑はれたのであります。後に至つて、松坂次席検事が、我々に調べ直しを約束せられてから、漸く形勢が逆轉して、遂に拷問の事實を認め、行政處分の發動とまで進展したのであります。是から後が私の推測であります、初め司法省は、警察官の行政處分丈で、後は臭いものに蓋をする方針であつたと察するのであります。然るに行政處分に處せられんとする警察官達は、拷問は、我々が獨斷で手を下したのではない。検事が警察に出張して、我々に拷問をさせたのである。故に我々のみが處分を受くべき理由はない。我々に凌辱行爲があれば、検事も共同の責任者である。我々のみの行政處分は片手落である。我々のみの行政處分は甘受することは出来ない。

と司法省に逆襲して來たのであります。茲に至つて、若し行政處分より一步進めて、凌辱罪の起訴をすれば、警官達は検事も共犯なり、我々は検事の指揮を受けたものなり、と主張するであらう。検事が警察へ出張した弱點があるから、最初の方針を一變して、検事の責任を認めて、主任の竹上検事の退職、堀検事等の轉所、金山検事長の左遷とまで、延焼したのであらう。

以上は私の推測であります。私は此の推測よりして、本件の拷問は検事と警察官の合作であり、共同行爲であることは、司法省の主腦部の承認する所であると申すのであります。

本件拷問の告訴につき、比較的公平なる態度を執られた金山検事長が、監督の責任上、東京より大阪に左遷せられたことは同情に堪へぬ所であります。

立會検事は、

捜査の當初警察官吏中に、不穩當なる處置ありたることは、屢々前に述べたるところにして、本件捜査に暗影を投じたか否かの觀を呈したるは、頗る遺憾とする所にして、苟も犯罪捜査に當り、此の種の行爲は、到底過去に於ても、現在に於ても、斷じて看過し得べからざるのみならず、將來に於ては、司法警察官教養の施設と相待つて、絶滅を期すべきものとす。

と述べられまして、誠に見上げたる態度であります。斯くした公明正大の御精神に依て、初めて捜査の過誤なきことを期待し得るのであります。人權擁護の完全を望み得るのであります。天下に冤

罪に泣くものゝ一人もなきことを期待し得るのであります。然るに顧みて本件拷問事件の後始末如何と考慮を致しまして、此の如き後始末が、果して立會検事の述べられた如く、拷問の絶滅を期し得るでありましょうか。抑々拷問なるものは、捜査官が或者に犯罪ありとの疑を以て調べながら、自分自身は其調べを受けて居る被疑者以上の法律上の罪を犯しつゝあるのであります。他人の非現行犯を調べながら、自分自身は夫れ以上の現行犯を實行しつゝあるのであります。而して其結果は、司法の信用を失墜し、幾多の冤罪者を製造するのであります。然るに拷問の事實を承認しながら、僅に行政處分を以て一時を糊塗し、天下萬民の耳目を蔽はんとするが如きは、寧ろ不正に與みするものであつて、立會検事の公明正大なる、御論告の精神に甚だ遠きものなりとの憾を禁ずることが出来ないであります。尙此の拷問の告訴に就て一言申添へて置き度きことがあります。

此の拷問告訴に就て、最も獻身的に努力せられたのは、牧田彌太郎辯護士であります。同氏の事務所が交詢社ビルにありまして、同ビルの一室に於て、時々集つて協議し、告訴狀に貼付せる拷問型の寫眞も同所で撮影したのであります。當局者をして拷問のありたる事實を承認せしむるに至つたのは、同辯護士の力が與つて多きに居ると申しても過言でありませぬ。斯る事情でありましたから、自然交詢社の一室が中心と爲りまして、時々茲に集つたことがありましたので、被告も辯護人も何か話があると、此の室を利用したのであります。過日公判の際、或る被告が交詢社に集つたこ

とに就て御訊問を受けましたが、被告や辯護人が交詢社の一室に會したのは、告訴事件に初つたことでありまして、公明正大一點の疚しきことなきことを申上げて置きます。尙總論に於て論及せざるべからざる點が二つあります。一は現金授受が行はれたりとする場所、二は現金の取次を爲した人であります。

現金の授受が、官公衙の事務室に於て、執務時間中に、公然と行はれたりとすることが、非常識であり、不自然であることは、検事も氣になると見えまして、種々工夫して陳辯せられるのであります。

最初には、是が横濱事件の特異性なりと、説かれたのであつたが、特異性と云ふ言葉は、同時に非常識、不合理、不自然の意味を含むので、其後は此の言葉を用ひられませぬ。次に水道事件に於ては、

料亭へ招いたり、私宅を訪問すると、回を重ねるに従ひ、却て人目に觸れる虞があるが、商用の爲め出入自由の官公署に於て、寸隙の間に他人に知らしめず實行することが便宜である。との意味を述べられました。

今回の立會検事は、此の水道事件の検事の論告を援用し、水道局關係瀆職被告事件に於て、検事が論破し盡したる如く、

と云ひ、更に之を敷衍して、中村久吉の豫審調書を援用し、論據とせられましたが、中村の豫審調書夫れ自ら事實無根の空中樓閣たることを表示して居るのであります。此の調書に依れば、時間は書いてありませぬが、五分か十分の間に、渡邊一俊、山根龍吉、灰塚傳、安藤新二の四人に、現金を交附したることになつて居ります。而して突然金を突きつけられて、之に對し、誰一人として何とも挨拶を致して居りません。此の調書では、中村久吉が通り魔の如く、現金を撒いて歩くのですから、挨拶の暇もなきやうであります。

出入商人が、執務中に、事務室へ侵入することさへも、目立つのでありますが、其商人が衝立の蔭へ呼出して、應接用の圓テーブルの側で、現金包を渡したと云ふのですから、之が人目に觸れぬで済むでしょうか。加之中村は、渡邊に參百圓渡した後、二間離れた處に居る、山根龍吉を一寸御願ひしますと、同じ衝立の蔭に呼んで、ポケットから貳百圓出して渡すと、今度は、灰塚が呼ばれもしないで、自分から席を立てて來たから、之にも貳百圓渡したと云ふのであります。既に机を離れて、衝立の蔭に行くことが、見る人をして不審を懐かしむるに充分であります。夫が一人のみならず、三人迄繰返してやつたと申すのでありますから、單に一讀したのみで、中村の拵へ事であることは直に察せられるのであります。想ふに中村久吉も、無根の事實を強ひられ、止むを得ず贈賄したりと自供したもので、收賄者と指示せられたる人々の住所も知らず、役所以外では顔も見たこ

とのない人ばかりでありますから、據なく役所で交附したと供述したのであります。豫審判事、或は検事より、大勢の公吏が執務中には人目があつて贈賄することは出来ないかと反問せられ、之に理由を附ける爲め、衝立を持出したのでありませうが、實は事務室に衝立は一脚もないのであります。中村久吉は隠れて贈賄するために、衝立を持ち出したのではなく、判、検事の追究を逃るゝため衝立を考へ出したのであります。

豫審判事や、検事が、職權を振り廻はして、被告や證人を責め立てると、眞實を通り越して、此の中村のやうな嘘の供述を致すのであります。如何なる辻褄の合はない嘘でも、夫れが犯罪を肯定するものであるなら、直に之を眞實なりとするところに、智慮の淺薄を認められるのであります。併し拵へ事は何處まで行つても拵へ事で、不合理不自然は免れないのであります。検事が豫審調書を援用なさるならば、今少しく其眞實性を検討された後に、援用すべきであります。唯間に合はせに調書を援用することは、却て馬脚を顯はすに過ぎませぬ。

私の調査する處に依れば、横濱事件に於て、公務所に於て現金を授受したりとして決定書に載せられたものが、

一、横濱市土木局

九十九回

二、同 水道局

五十四回



三、同 電氣局	六十六回
四、神奈川縣土木部	五十回
五、同鎌倉水道部	十二回
六、同茅ヶ崎試験場	十二回
七、内務省横濱土木出張所	七回
計	三百回

であります。

全記録を通して、一回たりとも現場で他人に発見せられたものはありません。三百回、公務所で賄賂を授受し、一回も他人に発見せられなかつたと云ふ。眞に奇蹟以上の事を何と見るのですか。一回や二回ならば、若しかしたらと云ふ見方もあり得るが、三百回行つて、三百回同僚に発見せられなかつたと云ふことを眞實として受入れるものは一人もありません。此の事は私が水道事件に於て既に申上げて置いたことでもありますから、検事が同じやうな主張をなさるならば、少しく研究して後に主張して戴きたかつたのであります。

二は、賄賂の目的物を、下僚が受取つて、上司へ取次いだと事實を捏造した點であります。

此の争點は、既に結審となつた他の事件に於て、既に論争し盡された點であります。立會検事

は、此の争點には觸れなかつたのであります。検事も此の點に就て、強く主張する自信がなくなつたと察するのでありますから、私は多くは申しませぬ。

假設の例を擧げて、諸公の御聰明に訴へんとするのでありますが、或る検事が被疑者を取調べて居る際に、其被疑者が、検事局の書記を通じて、賄賂を提供し來つたとして、其検事は之を黙つて受けるでしょうか、如何に墮落した。廉恥心皆無の人と雖も、之は受取りますまい。

昔長崎控訴院に、池田正誠と申す判事があつて、刑事民事の訴訟關係者より、五回收賄し懲役八年の刑に處せられた事件がありました。判決は明治四十五年二月二十九日に言渡されたのであります。此の池田正誠と雖も、部下を介して收賄したことはありません。大阪の検事を奉職した人で、瀆職罪が確定し、服役中の人があると聞いて居りますが、此の人と雖も書記を介して收賄したことはありません。まゝ。

本件に於て局長、課長に關する賄賂は、殆んど全部が部下の購買掛を介して、提供したことに捏造してあるのであります。是皆拷問の結果であります。

警察官が拷問して、不實の供述を強ひ、検事は、被告が警察の供述を取消さんとする、再び警察へ戻して拷問の蒸返しを行ひ、豫審判事は、被告が検事廷の供述を取消せば、再び検事の手へ戻し、検事は三人も四人も相携へて、刑務所に赴きて被告を責める。甚しきに至つては、接見禁止が

解かれた後、稗方辯護士が、小林信秋、山形朗、野澤良三郎、齋藤清直に接見した爲め、検事は稗方辯護士を召喚して、訊問致したことがありました。是は誤れる検事優越感の顯はれでありまして、検事は何をしても構はぬ、辯護人が被告に接見すれば、直に不正があると疑ふのであります。斯の如くして被告の自由意思を尊重することなど、到底望む能はざることでありまして、

検事は吾々に向つて、本件豫審調書の信用を力説せられましても、説けば説く程不信用を増すに過ぎないのであります。

横濱事件なるものは、全部拷問に依て捏造せられたる冤罪であります。若し拷問なかりせば、一事件と雖も發生致さなかつたと信するものであります。

拷問を以て強て賄賂行使を自白せしめたるも、提供者と收受者との間に連絡がありませんから、據なく下僚の取次と云ふ、不自然、不合理の捏造を敢てするに至つたのであります。此の點は彌縫の餘地がないので、立會検事も論及を避けたものと察します。

### 各論の一

#### 日本鋪道株式會社關係

永田兵三郎は、昭和七年七月頃高藤龍吉を介して、日本石油株式會社道路部横濱出張所員西野平

治郎より、金貳百圓の供與を受けたと云ふのが、日本鋪道に關する公訴事實であります。

日本鋪道に關する嫌疑の端緒は、昭和九年九月六日、天野操の堀検事の聴取書に初まつたのであります。同日天野が、

昭和七年七月、十二月、同八年七月、十二月、百圓宛、合計四百圓、西野平治郎より收賄したりと供述したる爲め、同月十一日西野が勾引せられ、水上署に於て秋澤武、丸山繁男、佐藤圭治の三人に拷問せられ、苦しさに堪へずして、不實の供述を爲し、検事に不實なりと訴へれば、警察官へ逆戻しされ、豫審判事に不實なりと訴へれば、検事に逆戻しされ、拷問の鹽廻はしにされて、昭和九年九月十五日、十六日、十八日の検事聴取書が出来、又九月二十二日の豫審調書が出来たのであります。九月二十二日迄は電氣局關係は、一言半句も調書の上には現はれて居ないのであります。然るに高藤龍吉が、九月二十三日望月検事に對し、

昭和七年七月頃、自分が西野より五拾圓貰ひ、又永田局長に貳百圓、岡田課長に百圓取次いだ、と不實の供述を致しましたので、十一月二日に、西野が呼出され、川原検事の聴取書が作成せられ西野も高藤に口を合はせることになりまして、茲に初めて日本鋪道と永田兵三郎との關係を、記録の上に現はすに至つたものであります。

此の際一言申して置くことは、警察署や検事の智能の問題であります。彼等は被告が遣つた貰つ

たと云へば、夫で直に犯罪あり、犯罪の證據ありと輕信するのであります。一歩進めて被告が口では遣つた貰つたと云ふが、果して其供述に、眞實性があるか無いかと、考慮する智能が缺けて居るのであります。彼等は犯罪の舉證とは、被告の口で言はせることだと考へて居るのであります。被告が口で云へば、夫れが拷問であらうと、不條理であらうと、非常識であらうと、一切左様なことを考究する餘裕を持たないで、被告が自白して是で證據十分なりと獨斷するのであります。此の被告に言はせる主義が、一步を誤まると、拷問の大罪惡を犯すに至るのであります。本件は正に其標本的、代表的事按であります。

電氣局關係に於ける、高藤龍吉と、西野平治郎の聽取書を一讀すれば、少しく思慮あるものならば、直に其虚偽虚構たるものが容易に看取することが出来るのであります。高藤の供述に依れば、初面會の西野より、鋪裝の指名を頼むと云つて五拾圓呉れた。永田局長宛に貳百圓、岡田課長宛百圓を預つて、之を局長席課長席で渡した。と申すのであります。

西野は、檢事より此の山根の供述を種にして、責められきすから、山根の申す通り口を合せて同様の供述を致したのであります。檢事は、此の兩人の供述の眞實性に就ては、少しも考慮を拂つて居らないのであります。山根の聽取書を作つたのは檢事望月幸三であり、西野の聽取書を作つた

のは檢事川原一郎であります。如何にも智慮淺薄であります。

山根と西野と、電氣局で面會したことも、談話を交へたこともないのが事實でありますか、假に兩人の聽取書の如く、昭和七年七月、兩人が會つたとすれば、是れが初對面であります。其初對面のものが突然電氣局へ來て、

指名を頼みます。

と云つて五拾圓を差出し、之を黙つて受取つた、加之自分の監督者たる局長、課長に賄賂の取次を頼まれ悠々として取次を爲し、局長課長が黙つて之を受取ると云ふ、此の不合理、非常識のことが我々の社會に行はれることでありませうか。

檢事は電氣局事件の論告に於て、「事務室に於て授受する方が却て他人に覺られなす」と云はれましたが、露見するとか覺られなしか云ふ問題にあらずして、初めから公然に賄賂を授受したと云ふことになるのであります。

・檢事の「他人に覺られない」と云ふ言葉には、秘密にすると云ふ意味がありますが、此の山根や西野の聽取書は、秘密にした意味はないではありませんか。夫故檢事の知識を以てしても賄賂は秘密の者であるのに、是は公然授受した事になる、どうも少し變だと氣附かねばならぬ筈であります。初對面のものが、突然賄賂を持つて來た、加之上役に取次を頼んだ、夫れを唯々諾々として受取

つたり取次いだりした、是は少し不合理なりと考へるのが常識であります。其處まで考へ及ばないものが、非常識とか智慮淺薄とか申されるのであります。

検事は自白々々と云つて、絶對の證據の如く、唯一の論據とせらるゝのであるが、其自白と稱する供述の内容を検討すると、却つて供述夫れ自身に於て嘘構たることを證明するの資料となるのであります。

元來證據法上自白が證據力を有するは、供述其のものが、自由任意の供述であるからであります。本件の如く、警察官や検事の凌虐に依つて、不任意の述供を強制せられたるものは、本質より見れば自白ではないのであります。自白の形に似たる他白であります。

更に翻つて、其所謂自白の経路なるものを研究致しますと、警察官や検事に強制せられた跡が歴然たるものがあります。

先づ西野平治郎に就て之を視れば、

西野は、昭和九年九月十一日、突然水上署に勾引せられました。秋澤武、佐藤圭治、丸山繁男の三警官に拷問せられ、其苦痛に堪へ兼ねて不實の供述を致したのであります。翌十三日望月、川原兩検事が水上署へ來たとき、検事ならば靜に自分の云ふことを聽いて呉れると思つて、無根の事實であることを訴へると、検事は聽くどころか、却つて怒號したり、威嚇したり致しまして、再び

警察官の拷問に委せたのであります。検事公許の拷問でありますから、翌十四日は前にも増して慘酷なる拷問が行はれたのであります。其日の夕刻は遂に屈服させられて仕舞つたのであります。其翌十五日、又望月、川原兩検事が來て、聽取書を作つたのであります。其聽取書が十五日附二通十六日附一通でありまして、記録に添付致してあります。此の聽取書には、縣と市の土木部の官公吏多數に贈賄した旨の記載がありまして、是が本件一大疑獄の端緒となつたのであります。西野は、豫審判事は、真相を聽いて呉れるものと思ひまして、同月十五日の強制處分の被疑者訊問に於て検事に言つたことは全部出鱈目であると否認したのであります。此の時の被疑者訊問は天野操に關する部分に限つてありますから否認は天野に關する否認であります。

其後西野、關根に對する豫審請求が、九月二十二日、十月一日、十一月十二日、十一月十四日、十二月三日、と數回に提供致されましたが、西野も關根も、十二月十七日の第一回豫審訊問に於て全面的に否認致したのであります。西野が豫審判事に向つて否認すると、検事は直に西野を呼出して早速否認の取消を爲さしめたのであります。其間、検事が如何なる態度を爲したか、と云ふことは、検事局の威信の爲めに、此の法廷では申しませぬが、同人より提出したる上申書を御一覽を願へば、極めて明瞭であります。御取寄の處遇表に依れば、

西野は九月十五日に收容せられたのでありますから、其日以後の呼出が書いてなければなりません。

ぬが、九月二十日以後のみ書いてあつて、十五日より二十日迄の五日間が不明であります。川原  
 検事は十八日に西野を呼出して、三通の聴取書を作成してあります。一日中に三通の聴取書を作つ  
 た事夫丈けでも検事の取調の苛酷を知ることが出来ます。況んや此の時は、西野は拷問の爲め身體  
 に負傷致して居るときであります。

西野が、十二月十七日に、豫審(富岡孝助判事)に於て否認すると、翌々十九日、川原検事は西  
 野を呼出して、午前十時より午後四時迄取調べたことは處遇表にて明白であります。此の時検事が  
 如何なる言語舉動に出たかは是亦本人の上申書に譲ることに致します。

之を要するに、検事は警察署に出張し、警官の拷問を公許し、甚しきは検事自ら腕力を振ひ、被  
 告をして不任意の供述を爲さしめ、一たび不實の供述を爲した被告が、豫審判事に向つて之を否認  
 すると、検事は百方手段を施して其否認を取消さしむるのであります。被告は任意の供述を爲し、  
 自己を防禦する権利を持つて居るのであります。検事は宜しく、被告の権利を尊重し、任意自由の  
 供述を爲さしめ、若し夫が眞實に非すと認むるならば、検事は捜査権を行使して、犯罪の舉證をな  
 すべきであります。夫が法律に依つて與へられたる。検事の権利であり、義務であります。然るに  
 検事が職權を悪用して、被告に自由の供述を許さないから、本件の如き一大冤罪を醸成して、法治  
 國の體面を汚すのであります。

日本鋪道關係に於ては、贈賄資金の出所なきことは、私は先に詳細に辯論致しましたが、此の電  
 氣局關係の參百五拾圓も、全然資金の出所がないのであります。

日本鋪道と電氣局の關係は、高藤龍吉が堀検事や水上署警官の凌虐と拷問に堪へられずして、自  
 分が五拾圓貰ひ、永田局長に貳百圓、岡田課長に百圓取次いたと虚偽供述を爲したのに初まつたの  
 であります。高藤の上申書に依れば、警察の拷問は昭和九年九月二十二日でありましたが、之が翌二  
 十三日、望月検事の聴取書となつたのであります。警察官の拷問に先ち、高藤に暴行を加へたのは  
 堀眞道検事でありましたが、聴取書を作つたのは望月幸三検事でありました。若し堀検事が、自分で聴  
 取書を作成してあれば、辯護人も、被告人も、検事は拷問に依つて無理に供述せしめたるものなる  
 ことを承知の上で聴取書を作成したのであると、攻撃の論鋒を検事に向けることが出来ますが、暴  
 力を振つたのは堀検事であつて、聴取書を作成したのは望月検事でありましたから、望月検事は善意  
 であつて、前日の拷問のことは知らないと辯解する餘地があるようでありましたが、望月検事も堀検  
 事と一緒にあつて、二十二日に水上署へ来て居たのでありますから、高藤が堀検事に暴行せられ、  
 警察官に拷問せられたことを知らないと認めることは出来ないであります。苟も検事たるものが  
 警官の拷問に依つて強制せられたる被告の供述を、其儘に受入れて聴取書を作成するが如きは、明  
 かに不法行爲であります。不法の聴取書であります。斯る不法の聴取書と雖も、一度検事に依つて

作成せられたるときは、之が有力なる材料となつて、他の被告を苦しめたのであります。

西野平治郎は、此の高藤の聴取書に依つて苦しめられた一人であります。西野は、貰つた山根が既に自白して居るのだから隠しても駄目だと責められ、十一月二日に至つて、高藤の虚偽の供述に迎合して、山根五拾圓、永田貳百圓、岡田百圓を承認したのであります。

贈賄資金に就ては、關根、西野兩人の辯護の際、詳しく申上げましたから、本日は略して置きますが、此の山根、永田、岡田關係の參百五拾圓のみに就て見ますと、關根は此の三人の關係を除きたる、他の關係に於ては、偽つて自分が資金を出したと供述致しましたが、夫が偽りであることは確實なる證據に依つて證明し得たのであります。

然るに、此の電氣局關係に於ては、關根は検事、豫審を通して、否認致して居ります故に、豫審終結決定に於ても、此の電氣局關係のみは、關根を共犯とせず、西野の單獨行爲と認められたのであります。故に此の電氣局關係は、豫審決定に於て、既に贈賄資金の出所なきことを承認したと申すべきであります。

次に電氣局と日本鋪道の取引關係を見ますと、昭和七年五月二十三日、安全島用のアスファルトブロック二百枚單價拾壹錢合計貳拾貳圓の納入あるのみであります。貳拾貳圓の納入に對し參百五拾圓の謝禮では平仄が合ひませんから、検事は將來の注文を頼んだのであると、被告に云はせたの

であります。相憎と西野と高藤とは一度たりとも顔を合せたことがないのであります。若し將來の註文を目的とし、參百五拾圓を贈賄したならば、西野は註文を取る爲め、電氣局へ催促に行くべきであります。然るに西野と高藤とは、本件が起つて何かの機會に、昭和九年十月中検事局で面會したのであります。恐らくは是が兩人の初對面でありませう。検事が將來の爲めに贈賄したと云ふ主張も立たないのであります。

## 各論の二

### 久良木組關係

検事が拷問の行はれたることを肯定したる以上は、拷問を受けた被告が提出致しました、上申書記載の警察官や検事の暴行を肯定されたものと解すべきであります。若し検事が上申書記載の暴行を否認するならば、何れの部分を否定するのか、其否定部分を明白に指定して載きたい。若し又全部を否定するならば、拷問を否定することになりますから、本年二月二十二日の立會検事の言明に反することになるのであります。故に検事が上申書を否定するなら、其否定部分を指定せられざる限り、上申書全部を肯定せられたるものと認めて辯論を進めるのであります。

被告人中、旗智友喜知は最も甚しき拷問を受けた一人であります。昭和九年九月十一日より、九月二十日迄、十日間、磯子警察署に於て連続的に拷問せられたのであります。其暴狀は本人の上申

書に認めてありますが、此の上申書に於ても恐らく其現實の萬分の一をも髣髴させることは出来な  
いでありませう。三人の刑事が掛つて、手足を縛つて練武場の物置へ連れ込んで拷問するのですか  
ら、鬼畜にあらざれば爲し能はざる殘虐の行爲であります。刑事に拷問されて、一人歩行が出来  
ないで、書記に助けられて漸く階段を上る被告を見て、少しも之を怪しまざるのみならず、未だ拷  
問が足りない様な顔をして検事が被告を責めるのです。斯る野蠻的行爲が我國文明の輸入口である、  
横濱市内に於て行はれたることは、實に國家の恥辱であります。過日、江橋、赤尾兩辯護士の質問  
に對し、立會検事はお答へがなかつたのでありますが、是は答へられないのが當然であります。其  
處で結局は赤尾辯護士の申された如く、答がなければ承認されたものとなるのであります。豫審判  
事も十日間拷問を受け、シャツに血が着いて居るのを目撃しながら、少しも之を怪しまない程、  
職務的良心が缺如して居る人ですから、此の人の作つた調書に信憑力のないのは無論であります。

被告友喜知の兄良造は、豫審に於て證人として訊問を受け、

自分は病弱で始終醫師の世話になつて居て、仕事が出来ぬから、一切友喜知に任せてある。

との趣旨の供述を致して居りますが、昭和十一年十月二日、當公判廷に於て、證人臺に立ちました  
良造は、一見して左様な病弱の人にあらざることが、誰の眼にも判る頑丈な肉づきの良い、請負師  
らしき立派な體格の持主でありました。豫審判事が若し職務的良心があつたならば、

君は病弱だと云ふが、弱そうに見へないではないか。

と發問すべきであります。然るに豫審判事は一言も此の點に觸れて、證人を訊問致して居りませぬ。  
其様子が、宛も若し良造が健康であつて、久良木組の一切の業務を指揮監督して居る事實が證明せ  
られると、公訴事實が崩れるから、勉めて此の點に觸れることを避けられたかの如く見ゆるのであ  
ります。

贈賄資金の出處に就ても、友喜知が其辯解に窮し、金庫にあつた現金だとか、工事下金の一部だ  
とか、家賃の一部だとか、銀行より引出した際に残した金だとか、結局吏員に贈つた金  
の出所は判然たる記憶がないと供述致して居るのでありますから、豫審判事に眞實を探究する誠意  
があつたならば、良造の出廷せる機會に、久良木組の會計の組織や、金錢の出納に就て詳細の訊問  
を爲すべきであります。然るに良造の證人調書を閲しますと、

問 證人方の金錢の出納は一切被告人友喜知が擔任して居たか。

答 左様であります。私は營業上の金錢出納は一切友喜知に委せて居りました。

問 被告人友喜知は、右工事の請負に關し横濱市電氣局及同市土木局の吏員に金を贈つたと云ふ  
ではないか。

答 私は、友喜知が右工事請負に關し、横濱市電氣局及同市土木局の吏員に賄賂を贈つたと云ふ

ことは聞いて居りません。又私は左様に金銭を贈ることに關し友喜知から相談を受けたことはありません。然し私は友喜知と終始一緒に居る譯ではありませんから、友喜知が左様な事をしたか否か私には判りません。

との問答に終つて居ります。

久良木組の贈賄金額は參千五百五拾圓に達して居ります。若し是れ丈けの金が、昭和七年三月より九年五月迄、約二年間に不正に支出せられたとしたならば、必ず其證跡を發見せらるべき筈であります。故に豫審判事は良造に向て、

家賃の収入に怪しむべき點はないか、

工事下金の受入に怪しむべき點はないか、

銀行勘定に何か不正はないか、

とか、友喜知が贈賄金の出所なりと辯解したる一々の廉に就て訊問するのが當然の責務であります。然るに此の點に就き一言も發問致して居りませぬ。此の豫審判事は眞實探究を忘れて、只管犯罪構成に専念して、如何にすれば犯罪を構成することが出來得べきかとのみ考へて居たのではないかと疑はれるのであります。而して公訴事實の崩壊する虞ある方面には手を着けないのであります。この久良木組關係に於ても、豫審中遂に贈賄資金の出所は證明し能はなかつたのであります。

公判に於ける兄良造の證言に依れば、久良木組に於て金を出す場合は、良造が指圖して小切手を出させるのであつて、良造の知らない金は一厘も出せないであります。加之、久良木組の主人公たる良造は、永田兵三郎も、岡田和厚も、高藤龍吉も、一面識もないのであります。

友喜知が、保釋後體が痛んで歩行けないと云ふことで、醫師の診察を受けたら、醫師は是は何かに打つ突けたのだと申したとのことであります。加之良造は、朝鮮人より友喜知の身體の皮膚が剝けて出血して居つたとの話を聞き、又宅下げになつた友喜知のシャツに血痕の附着せるのを見て。

や。り。や。が。つ。た。な。

と直感して、差入屋の主人にシャツを見せたと言致しました。

又友喜知が、保釋後役人に迷惑を掛けて申譯がないと云つて謝罪狀を出したのであります。

以上の事實と證據を綜合して、久良木組事件も、警察官、検事、豫審判事の協力に依て、捏造せられたる冤罪たることは、多言を要しませぬ。

### 各論の三

#### 淺野美作關係

淺野美作關係は、事件が小さくて、今日では立派に反證が擧げられましたので、聊か滑稽の感が



ありますが、一步を進めて考察致しますと、實に戦慄すべき冤罪の實例であります。犯罪捏造の検事や警察官と、之に迎合する意思薄弱の人民とで合作するならば、如何なる冤罪でも一日にして之を作り出すことが容易であります、浅野美作關係の事件を見たときに、我々は、法、治、國、民として、一日も安神することは出来ないとの危険を感じざるを得ないのであります。

浅野美作は贈賄したりと自供し、兄弟揃つてメモに

參百八拾圓也役所出資の事濟

兄 美 作

と書たものを、机の抽斗に入れてあつたと言葉を合せ、巧の妻まで此書置を見たと申すのでありますから、實に巧妙に冤罪を捏造したのであります。然れども此事件に干與したる検事、又は豫審判事に、唯一片の眞實探求の誠意があつたならば、斯る冤罪は即座に真相を明かにすることを得たのであります。若し判検事が關係者の陳述の内容を考察して、其眞實性が有るか無いかと云ふ點を検討致したならば、假令關係者が何と陳述しても、是は間違つてゐはしないかと疑を挿むべきでありエス。

美作の昭和九年十二月九日、壽警察署に於ける検事富澤美雄の聴取書に依れば、昭和八年十二月十日に横濱へ來て、十一日に貳百圓、百圓、五拾圓と半紙に包み、其表に寸志と書いたものを、上

衣のポケットに入れ、岡田、山根、永田とに夫々賄賂を交付したら、三人が各夫れを受取つて呉れたと供述したのであります。

浅野美作は、弟巧の妻に電報で呼ばれ、横濱へ來た翌日、電氣局へ出頭したと申すのであります。美作は電氣局が何處にあるか、局長が誰であるか何一つ知らないのであります。其美作がいきなり電氣局へ飛込んで、未知未見の局長課長購買係へ賄賂を提供し、三人が之を受入れたと供述するのでありますから、誰が聴いても是は怪しい、何處にそんな金を受取るものがあるものかと直に疑を起すべきであります。斯る聴取書を作成して其儘鵜呑にして、之が眞實性を疑はざる人があつたとすれば、寧ろ其人の廉恥を疑はざるを得ないのであります。

次に贈賄資金の關係であります。美作は自宅を出るとき、五百圓持て出たと供述して居りますが帳簿には記入してないと申すのであります。凡そ商人が五百圓の金を出して帳簿に記入しないと申すならば、此一點に於て直に疑を起さなければなりません。然るに本件豫審終結に至る迄五百圓の金が出たのか出ないのか、遂に何等の捜査を致した形跡もないのであります。

検事は當然疑惑を挿むべき要點を疑はず、捜査すべき要點を捜査せず、唯一途に犯罪の捏造に盲進したのであります。其中特に甚しきはメモであります。美作と巧とは共に検事に對し、

金參百八拾圓也役所出資の事濟

と自筆で書て聴取書に添附してあるのであります。兄弟が同じ文句を書て見せたのでありますから誰でも一應是を信するのであります。我々も公判に至るまでは此點につき判断に苦んだのであります。美作の公判の供述に依れば、兄弟が同じ壽警察署に於て取調べを受けたので、美作の供述を巧に告げ、巧が其通り口を合せたのであります。記録を見ると美作も巧も同日壽警察署に於て検事富澤美雄の取調べを受けて居りますので、此美作の公判廷の供述を聴て、初めて成程そうであつたのかと首肯せられたのであります。

浅野美作取調の経路を察しますと、警察官と検事は、山根龍吉の昭和九年九月二十三日の聴取書に依て、山根が貴様から五拾圓貰つたと云つて居る、貰はないものを貰つたと云ふ筈がない、貴様が幾ら強情張つても駄目だ。素直に白状すれば歸してやるが、強情張れば暗い處へやると責められたのであります。美作は公判廷で、山根が嘘を言つて其爲自分が責められたのだから、山根と云ふ奴に鐵拳制裁を加へてやると憤慨して申しましたが、山根の爲めに強く責められたのであります。美作も監獄へ入れられては叶はぬと思つて先山根の五拾圓を承認すると、續て山根一人ではあるまい課長や局長にも贈つたであらう、夫を白状しろと責められたが、美作は局長の名も課長の名も知りません。其處で検事や警察官に局長や課長の名を教へられて、局長へ貳百圓、課長へ百圓と供述し、其

次は帳簿がなければ外に何か書いたものがあるかと責められ、美作は出鱈目序に「參百八拾圓役所出資の事済」と書き抽斗へ入れて置たと出鱈目の追加を致したのであります。其處で検事は此兄弟を會はせて供述の打合せをさせたのであります。巧も兄美作が出鱈目を言つて收監を免れて來たのでありますから、兄の口に合はせなければならぬと思つて、兄同様出鱈目を申したのであります。

辯護人が茲で申して置きたいことは、検事や警察官は、被告人の不利益に事實を固めようとするときは、自ら斡旋して被告人同志又は被告人と證人とを公然面會させ、之に反し、被告の利益となる事實に就ては、被告人同志は勿論、被告と辯護人と面會しても直に之を不正呼りすることであり、帝人事件に於ては、検事正が立會て中島久萬吉より三土忠造に偽證の依頼をさせた事實があります。横濱事件に於て、稗方辯護人が看守の立會を以て被告に接見したことを、検事は猜疑の眼を以て睨んで始末書を取つたり、稗方辯護士を召喚訊問迄致したのであります。彼等は自己の横暴を棚に上げ、他人の正當の行爲でも、自己に不便であると直に之を不正呼りするのであります。私は警察官や検事が、犯罪捏造の爲め、浅野兄弟を警察署にて面會せしめ、被告の不利益事實の打合はせを爲さしめたることを以て、許し難き罪惡なりと斷言することを憚らないのであります。

浅野美作も善良なる國民であります。自ら好んで嘘を申す人ではありません。然るに一方では收

監で脅しつけ、一方では山根の供述で責められるのでありますから、其場遁れの出鱈目を申すのであります。而して山根の供述が如何にして作成せられたものであるかは、検事が誰よりも能く心得て居るのであります。

拷問で聴取書を作つたり、警察署内で出鱈目の供述を打合はさせたりして、不利益事實を固めるならば幾らでも冤罪を捏造することは出来るのであります。實に恐る可き捜査権の悪用であります。

私は警察官や検事が、故意に冤罪を作つて無辜を苦しめようとする悪意より出發したものは思はず。彼等の無智が誤りたる認識を爲し、唯一意専心犯罪の構成のみに驀進し、眞實探求の誠意を有せざりしことを遺憾とするのであります。

有罪のみが眞實ではない。否無罪が眞實であることも多々あるのであります。故に捜査の職に在るものは、有罪、無罪の両方面に向つて眞實探求の誠意がなければなりません。然るに本件の捜査に當られた官吏は、唯有罪の一方面のみに走り、無罪の方面を捜査せざるのみならず、却て無罪の方面の舉證を杜絶し、有罪の方面は如何なる出鱈目も悉探して以て犯罪の證左と致したのであります。

私が只今検事と警察間に悪意はなかつたと申しましたのは事件摘發當初のことでありまして、或時期に至つては自家の誤りに心附いたであろうと察します。例之は何れの事件に於ても贈賄資金の出處を突留めることが出来なくなつて、

被告人が白状しなければ判らない、

と検事自ら悲鳴を擧げた時には、最早検事も自家の見込違ひであることを認識した時であります。然るに此時になつても潔く兜を脱がず、牽強附會の説を以て有罪説を維持し、自信なき議論をするに至つては故意に誤を通さんとするものであります。初めは無意であつても中以後は故意があると認めざるを得ないのであります。公益の代表者たる職責に顧みて了解に苦しむのであります。

横濱事件は悉捏造であり空中樓閣であります。浅野美作事件は捏造が餘りに念入りでありますから、遂に議論が捜査権行使の批難に走りましたが是より事實と證據に就て申上げます。

浅野美作關係の公訴は、豫審請求書に依れば贈賄時期を昭和八年十二月中と指定し、豫審終結決定書も、浅野美作の部に於ては同年十二月中と爲し、永田兵三郎の部に於ては十二月頃と認定してありますが、何れに致しましても昭和八年十二月を以て贈賄の時期と認めただけであります。而して何に依て十二月が生れて來たのかと申しますと、夫は浅野美作弟巧、及び巧の妻ヤサの三人が、口を揃へて十二月十日なりと供述致したからであることは申す迄もありません。我々の最寒心するのは何故三人が揃つて虚偽の供述をなすに至つたのであるか、人間は誰でも自ら進んで嘘を言ひ、他人に迷惑を掛け、自分も罪に陥るような事を好むものではありません。美作も初めて検事の取調を受けたときは、正直に有つたことは有つた様に、無かつたことは無かつた様に供述致したのであり

ますが、検事が夫では承知致さない、若飽迄強情を張るならば刑務所へ收容すると脅かされたので、心ならずも不實の供述を爲し、漸く虎口を逃れて巧や妻のヤサに取調の状況を話すと、巧夫婦も兄の供述に口を合せなければ、如何なる事になるやも測り難しと難儀の自分に及ぶことを恐れて、是も兄の口に合はすことになつたのであります。若取調べの局に當る者が、相手に自由の供述を許すならば、決して斯る虚偽虚構の供述を致すものではありません。國家の優遇を受け國家の俸給に衣食する官吏が、職權を濫用し、國民をして虚偽の供述を爲さしめ、其結果多數の冤罪にて泣くものを作り出すに至つては實に懼るべきことであります。

浅野美作の日記に依れば、同人が巧妻ヤサの電報にて神戸を出發したのは、十一月六日でありまして翌七日横濱に到着し、兵庫縣の郷里へ歸つたのは十二月一日であります。十二月十日十一日頃は彼は、横濱には居らないのであります。然るに公訴事實は美作の横濱を去つた後の十二月十日と爲つて居るのであります。

豫審調書や検事の論告では、十二月十日と明確に言ひ切つてはないが、巧の保釋の前日とすれば十二月十日たることは動かすこと出来ないであります。検事や豫審判事は、

## 巧の保釋の前日

とすれば特定の根據があるのだから是なら大丈夫と思つて押通して來たのであります。嘘は何處

迄も嘘であつて遂に見苦しくも土崩瓦壞したのであります。

美作が十二月一日に兵庫縣へ歸つたことは、美作本人は勿論、巧の妻ヤサ店員松浦文吉も能く承知して居るのであります。巧も保釋後直に妻ヤサより、兄が幾日に來て何日に歸つたと云ふことは聞いて居るのであります。然るに此四人が異口同音に、美作の横濱滞在日數や、兵庫縣へ歸つた日に就て嘘を申して居るのであります。

此四人は何れも不拘束であります。然るに揃て嘘を申すのは、彼等に偽りの供述を指導するものがあるから嘘の供述に口を合せることになるのであります。此一事を以てしても豫審調書や検事聴取書に如何に多くの嘘が書てあるか、察せられるのであります。而して是が多くの冤罪を作る原因を爲すのであります。

浅野美作の日記と名義變更の出願書に依れば、同人が電氣局へ出頭したのは十一月十四日であります。而して此日市會議員の鈴木長之、及請負業者濱田某と共に三名同伴したことは、美作の日記鈴木長之の證言にて明々白々議論の餘地はないのであります。

検事は論告の際此點に論及されなかつたのであります。検事が有罪論を維持するならば、先此十一月十四日に就て所見を述べらるべきであります。然るに自説に、不利益なる事實證據に關しては一言も論及せず、頼冠りして通り過ぎんとするは卑怯であります。

賄賂を使ふ者が、能々鈴木濱田の兩人を伴に連れて行く筈もなく、又局長、課長、購買主任と、電氣局中を順次賄賂を配つて歩いたならば、鈴木、濱田の眼に入らぬ筈もありませんから、美作の検事や豫審判事に供述したることは、全部虚偽虚構の空中樓閣たることは、最早秋毫も疑を挿む餘地はありません。

浅野美作の辯護人より詳細に辯論せられたることゝ存じますから、私は是以上申上ぐることは省きますが、返すくも警察官や検事豫審判事が相助けて本件の如き冤罪を作り出したることを遺憾とし、今後斯る過誤を再びせざることを切望致すのであります。

各論の四

太平洋貿易株式會社關係

太平洋貿易株式會社に關する瀆職の公訴に就ては、高藤龍吉、大芦嘉三郎、今村和作の各辯護人より、極めて明瞭にして且確實なる立證がありまして、公訴事實は既に根底より崩壊致したのでありますから、永田の辯護人たる私より、最早蛇足を加へる必要はないと存じますが、之を要約して申し上げますと、

- 第一 今村和作は永田兵三郎、岡田和厚、山根龍吉、小泉賢次郎等悉く未知の人なること。
- 第二 太平洋貿易株式會社か電氣局の仕事に請負たるは、昭和八年八月十七、八日頃、櫻木町驛前

高島町間電車軌道内の鋪装工事を、金貳千貳百圓にて請負ひたることあるのみにして、其前後に請負工事なし贈賄の原因なし。

第三 電氣局に於ける工事一切の擔當者は矢野充、平松秀朗にして他の吏員は工事に無關係なること。

第四 贈收賄が行はれたりとする時期に於て、關係者が横濱に居らざりしこと。

第五 贈賄資金の出處なきこと。

第六 今村和作、山根龍吉、大芦嘉三郎、天野操が悉拷問を受けたること。

等が主たる争點であります。初め検事局は、工事が昭和八年八月なるが爲め、贈賄時期を八月中旬に押付けて、關係者一同の供述を八月中と云ふことに一致せしめたのであります。然るに昭和九年十一月五日、大阪支店より大芦嘉三郎の動靜報告書が提出せられました。検事は急に狼狽して關係者の供述を大芦の横濱滞在中たる昭和八年九月十六日以後に変更せしめたのであります。其詳細は永田兵三郎の上申書にありますから詳しくは省きますが、要するに昭和九年十月三十一日迄の山根、今村、大芦、岡田の供述は悉く昭和八年八月を以て贈收賄の時期と爲し、九年十一月五日、動靜報告書提出以後は九月半と変更したのであります。此時期の変更につき検事が如何に焦慮して強て關係者の供述を九月半に持つて來たかと云ふことは、取寄の處遇表が之を證明するのであります。

す。即ち今村和作は昭和十年十一月九日、検事の聴取書に於て、

昭和八年九月半過頃と云ふ記憶が判然して参りました。

と迎合して居りますが、其前十一月六日、七日兩日検事の呼出があります。此兩日に於て、検事は、今村和作に時日の變更を教育したのであります。

大芦嘉三郎は、昭和九年十一月二十六日の検事聴取書に於て、

今村和作に六百圓渡したのは、昭和八年八月末大阪から歸つて来た時であつたと申上げて置きました。其後私が大阪へ行つた日と、横濱へ戻つた日とを調べて頂いた結果、昨年八月末と申したのは間違で、同年九月十五日大阪から戻つた事が判りました故、夫から考へて見ると九月十五日の大阪から横濱支店へ戻つて来た日か其翌日頃、六百圓今村に渡したと思ひます。

と時期を變更したのでありますが、大芦の處遇表に依りますと、十一月九日、十日、十二日、十三日、十五日、廿二日、廿四日、検事に呼出されて居りますから、此間に教育せられたのであります。

岡田和厚は、昭和十年三月二十六日、第四回訊問調書に於て、九月十五、六日又は九月十六、七日と變更致して居ります。岡田が此間に於て屢々検事の呼出を受けて居ることは勿論であります。要するに八月を九月半に變更したのは悉。檢。事。の。教。育。で。あ。り。ま。す。元來初めより虚無の事實でありますから崩れるのが當然ではあります。第一の八月が崩れて第二の防禦として築き上げた九月も

崩れ、片つ端から崩れて仕舞ふのは痛快であります。

太平洋貿易株式會社は、前後を通じて唯一回昭和八年八月中僅少なる工事を請負たるのみでありますから、此八月を根據として山根が收賄時期を八月と云へば他の被告も口を揃へて八月と云ひ、其八月中は大芦が横濱に居ないことが判ると、被告一同が口を揃へて九月と申したのであります。

岡田和厚は一人が嘘を言ひ他の被告が之に追隨する有様を上申書に於て編。隊。運。動。と。形。容。し。て。あ。り。ま。す。が、實に適當なる形容であります。而して此編隊運動の引卒者であり、號令者であるものは實に檢事でありませう。當時の横濱検事局は斯くして犯罪製造の技手の觀があつたのであります。然り而して検事が苦心して變更したる九月十五日より二十日に至る時期も、公判に於て新に提出したる今村和作の旅行、山根龍吉の缺勤等に依て、遂に關係者が其間に横濱に於て、顔を合せて金員を授受する時の絶無なることを完全に證明し得たのであります。検事は上田和三郎提出の回答書と、大阪支店の大芦嘉三郎の動靜報告書と、矛盾せる點を指摘し云々されましたが、上田和三郎の回答書に九月十五日に横濱へ来たとあり、大阪支店の報告に九月十六日大阪發とあるは、二者何れかの誤であります。夫れは何れにしても、今村和作が九月十四日より十六日迄旅行したること、十七日は日曜で十八日、十九日、二十日の三日は山根の缺勤したることは動かすことが出来ないのであります。夫故検事は此不在證明を承認せざるを得ることになつて、窮餘の遁辭として十月十四日に贈

收賄が行はれたものと論告せられたのでありますが、此日は大芦は大阪に居たことは動靜報告書に依て證明せられたのであります。若強て検事が九月十四日説を維持せんとするならば、自己の有する捜査権に依て、大芦が同日横濱に居たる事實を舉證すべき責任があるのであります。

八月説が破れ又九半月説が破れたのであります。若現實に金員の授受が行はれたものならば、斯の如く片端から順々に崩壊し去るべきものではありません。時の關係の一點より見ても、本件が空中樓閣であり、警察官と検事豫審判事の創作せる冤罪たることは寸毫の疑もありません。

### 各論の五

#### 長谷川歡二關係

長谷川歡二の關係は、昭和六年十二月三十日、磯子園に於て金五百圓、昭和八年四月二十九日、自動車内にて金五百圓を贈收賄したりとの公訴であります。是等の事實が全部無根でありまして警察と検事とが不法の拷問を以て捏造したる冤罪なることは、既に幾多の證人と、永田の日記或は官公署の公文書に依て完全に證明せられたのでありますから、辯護人は是以上無罪の辯論を費やす必要を認めないのであります。

然るに過日検事の論告を拜承致しますと、永田が横須賀沖へ魚釣に行つた事實も、其夜酒井三一が來て棋を打つた事實も、二つながら之を承認しながら、尙且、

#### 磯子園へ行き得る、

と議論せられたのであります。検事が「行き得る」と言ふのは「行つた」と言ふではありませんから、此言葉夫自ら検事が公訴事實の維持に自信なきことを示して居ります。

検事が援用せる長谷川歡二の豫審調書に依れば、昭和六年十二月二十八日午前十一時頃、電氣局長室に永田を訪問し、

明後日磯子園に於て飯を差上げたいから、午後四時頃御出を願ひたいと云ふたところ、同人は之を承諾致しました。

と云ふのであります。若永田が二十八日に長谷川と約束致したならば、永田は同僚と魚釣に行くこととはありません。魚釣は三人で同じ舟に乗つて居るのですから、永田一人途中で別れて歸ることは出来ません。現に賀田、下村と同時に乗り同時に降りたのであります。永田が魚釣に横須賀沖へ行つたことは、長谷川と三十日の約束のなかりし證據であります。

歸つたのは、賀田は四時か四時半と云ひ、下村は五時と云ひますが、何れにしても夕刻歸つたのであります。而して棋の敵手酒井が來たのが七時と云ひますから、其間に二時間ありますから、検事が磯子に行き得ると云ふのは、此時間を指すのでありましようが、釣りに行く人は魚釣の服があるのですから、舟の着た八幡橋から直に魚釣装束で料理屋へ行くことは出来ない。假りに検事所論

の如く魚釣にも行つた、磯子園にも行つた、自宅で棋も打つたとすれば、被告は八幡橋で舟から上り、一度自宅へ歸り、衣服を改めて磯子園に行き、七時には自宅で酒井と棋を打つたと云ふことに成りまして、人間技では出来ないこととあります。若し出来る主張するならば、検事自ら實驗するが宜しい。斯る議論は検事自身も無理と知りつゝ、恥を忍んで強辯するのでありませうから、反駁する必要もないほどに思はれますが、今回の疑獄事件は全部が空中樓閣で職權濫用の産物でありますから、煎じ詰めて行くと公訴事件は悉く崩壊して仕舞ふのであります。

十二月廿九日が電氣局の大掃除であつて、局員は誰も執務して居なかつた事實も證明せられたのであります。検事は此點に就ては一言も論及致されなかつたのであります。想ふに検事も心中既に公訴事實の維持すべからざることを知つて、唯いゝ加減にお茶を濁したのでありませうが、國家が検事制度を設けたのは、左様な不眞面目なものではないと信じます。甚遺憾であります。

昭和八年四月事件は、長谷川歡二が第三回豫審に於て、

昭和八年四月二十八日頃、横濱市中區櫻木町七丁目四十一番地ジャパン、モーター株式會社專務室に於て、百圓札五枚を半紙に包み之を角封筒へ封入し、其翌日午後三時半頃同市磯子區瀧頭町所在横濱市電氣局の局長室に於て、同局長永田兵三郎に對し、自動車々臺購入契約の成立したる禮を述べ、尙今後も宜敷く引立て、貰ひたいと頼み、自分の自動車に同乗させ、同局より

櫻木町方面へ進行中、同市中區長者町附近の路上に於て、私は永田局長に對し毎度お世話になるが、之はほんの御印ですがと云ひながら、五百圓を封入した角封筒を、同人の着て居るオーパーのポケットへ差入れたところ、左様な事をしては困ると一應は辭退したが結局受領し、同局長は右の封筒を受領して櫻木町の驛前で下車したのであります。

とあるのが検事の金科玉條とする唯一の證據であります。而して此豫審調書は昭和九年十月二十日検事望月幸三の作成したる長谷川歡二聽取書に基くものであります。検事は四月廿九日が天長節であつた爲め論告に苦んで、

四月廿九日頃

とあるので、必ずしも四月廿九日と限定したのではない。四月廿九日の前後も頃である、頃の一字を命の綱として、見苦しくも窮地を脱せんとしたのであります。然らば検事は何月何日に何處で五百圓の授受が行はれたと主張せられるのでありますか、検事の主張があるなら拜承致したい、検事が主張を維持せらるゝならば、四月廿九日は誤りで、何月何日が正しいと自己の主張を明かにすることが當然の責任であります。夫れを言はないで頃の一字に隠れるなどは實に醜態の極であります。元來此廿九日の生れたのは、契約の成立が四月廿八日でありまして、其日に五百圓を用意し其翌日之を自動車の中で贈賄したと申すのでありますから、廿九日は確定不動の日であつて頃ではな



いのであります。自動車購入契約が四月廿八日であることは之を動かすことは出来ない。然らば其翌日は二十九日であることは幼稚園の生徒でも知つて居る。堂々たる高等官有髯男兒が夫でも頃だから廿九日とは限らないと言はれるに至つては、實に唯驚入ると申す外はありません。此昭和八年四月廿九日は、永田は、友人甲斐莊と横須賀沖へ魚釣に行つた事實が、日誌と證人とに依て完全に證明されたのであります。

此公訴事實が全然検事の誤りであつたことは内心では承知致されたことと察します。然るに検事が自己の自信に反し、無理に有罪論を維持せらるゝことは、公益の代表者たる職責に顧み我々には諒解致し兼ねるのであります。検事が自信なき議論を弄び強て有罪論を致されることは、検事局の信用を傷めることはあつても、信用を増すことは決してありません。

辯護人は、検事も豫審判事も、四月二十九日が我國三大節の一たる天長節たることを忘れて居たことに對し甚遺憾に堪へないのであります。被告の上申書には、検事や豫審判事の國民精神を疑ふと書てありますが、國家より優遇を受け、彼等の代表者が宮中に参内して祝賀の意を表し奉る身分を有するものが、天長節たることを忘却するに至つては非國民と申されても一言の辯解も出来ないであります。近時國體明徴の聲が朝野に滿つるときに於て、司法部内に斯る徒輩のありしことは痛恨の至りであります。

検事や豫審判事が、苟も自己の職責に鑑み、眞實探求に熱心であつたならば、決して斯る失態を生ずるものではありません。凡犯罪の成立に關して、時と場所とは如何なる場合に於ても缺くべからざる要件であります。若彼等に聊にても眞實探求の誠意があつたならば、四月二十九日が大祭日たることを忘却するが如きことは、到底あり得べからざることでありませぬ。然るに本件の検事豫審判事は自己の職責を以て被告に自白を強要する器械の如く心得、苟も被告が犯罪事實を肯定すれば我能事終れりと爲し、更に一步を進めて夫が果して眞實なりや否を研究せんとする職務上の良心を持たないのでありますから、被告より國民精神を疑はるゝ如き一大失態を醸出したのであります。辯護人が四月廿九日に關して議論を進めるのは、單に永田の五百圓の問題に關してのみ申すのではなくありません。本件の検事や豫審判事が、本件捜査の全部を一貫して唯自白強要の一本槍であつて毫も眞實探求の誠意がなかつたと云ふことを申上げ、其顯著なる事例として此四月廿九日を指摘致すのであります。斯の如き検事や豫審判事が揃つて居たことが、本件の如き冤罪を作り出した一大原因であります。

## 各論の六

### 東京電燈株式會社關係

東京電燈關係に就ては、永田兵三郎、岡田和厚より、詳細なる上申書が提出されまして、是れ以

上一言一句を附加する必要はないのでありますから、事實論や證據論は一切省略致しまして、概括的に論評を加へるに止めたいと存じます。

本公訴に於て原告官主張の最大弱點は贈賄資金の出所なきことであります。

贈賄資金は益田元亮、新井章治に至つて完全に行詰つたのであります。捜査の大詰に及んで、贈賄資金の出處が全然皆無になつた點は、横濱船渠の壹萬五千圓と其軌を同じゆうするものであります。横濱船渠事件に於て、最終に中村房次郎より借りて來て、堀江勝己に贈賄したりと迄生野鼎をして供述せしめたのであつたが、中村が強硬に否定し、又検事局が全力を擧げて中村の取引先を捜査致しても、同人より金の出た形跡がないので、遂に贈賄資金の出所を證明し能はずして終結致したること、此東電關係に於て新井章治が強硬に之を否定したる爲め、遂に贈賄資金の出所を證明し能はざりしこと、全然同一の失態であります。而して検事局は、昭和十年四月十九日検事堀眞道の作成したる捜査願末書なるものに依て、贈賄資金の出處を糊塗せんと致したのでありますが、是が實に未熟千萬なものでありまして、之に依て却て検事の淺薄と無智識とを遺憾なく曝露したのであります。

該捜査願末書に、

會計上の技術に依り捻出し置きたる、所謂機密費中より支出せることも想定し得べく、

とありますが、検事の所謂會計上の技術とは、何を意味するものでありますか判然致しませぬが、會計掛が帳簿上で誤魔化すと云ふの意味ならば、實に無禮千萬の申分であります。大會社の商業帳簿や傳票に誤魔化しがあると云ふのは、何の證據に依て左様な無禮の斷定を爲されるのでありますか、許し難き暴言であります。若少しでも傳票や帳簿に不審の點があるならば、検事は捜査權を持つて居るのであるから、其不審の點を飽迄追窮するが宜しい。自ら捜査權を持ち乍ら之を行使せず、他に向て誤魔化呼りをするには無禮千萬であります。又

捻出し置きたる所謂機密費中より支出せることも想定し得べく、

と云ふ文章は、會計係りが少しづつ鼠が物を引く様にして溜めた金から支出すると云ふ意味でありましょうが、苟も商事會社として、帳簿を備へ金錢の出入は夫々の係りがあつて一々決裁を與へ、毎日の帳簿尻は壹錢壹厘の微に至るまで、勘定尻を其日其日に合せて行く組織になつて居るものがあるなら、こんな馬鹿々々しきことの出来るものではありません。帳簿が一冊もない家庭に於て、主婦が主人より預つた生活費の一部を誤魔化して、臍繰金を溜めると同様に考へられた所に、此検事の幼稚さ加減を示して居ります。而してこんな事が想定される、自分はさう想ふと云ふのでありますから、此人の品性の淺ましさが察せられます。古人は己れを以て人を量ると申されましたが、斯る品性の持主が捜査權を行使することに依て、甚しき見當違の事件を起すのであります。検事の品性を養ふ

こと。は。今日。の。急務。であります。

又捜査顛末書に、

新井章治が其支出を爲したる眞理（實の誤か）を自白し、之に基き關係者を取調ぶるに非らざれば、本件の如き資本總額數億圓なる大會社より、之れに比し前記の如き極少金額の支出を探知捕捉すること、極めて困難なりと云ふ可し。

とありまして、僅此三、四行の文字中に二つの大なる誤謬を包藏致して居ります。曰く其一は大資本の會社故に壹萬圓位の金は容易に誤魔化せるものと考へたこと、其二は被告が自白すれば金は出て來ると考へたことであります。

東電が如何に大會社であつても、正當なる手續に依らなければ、壹錢壹厘と雖も支出の出來ないことは、他の小會社と何等異なる所はありません。大會社なるが故に壹萬圓位は誤魔化が出來ると思ふのは、何と甚しき錯覺でありましょう。帳簿や傳票を調べても、東京から横濱へ金が來た形跡がない、是では横濱支店に贈賄資金がないから、本件は自分等の誤認であつたと退一步して考へ直す餘裕がなく、大會社だから幾らでも誤魔化せると考へたところに、檢事の未熟を遺憾なく表現して居ります。次に新井章治が自白しないから、金の支出を捕捉することが出來ないと云ふことは、此檢事の淺薄と無智とを曝露したものでありまして、新井が口で何と申しても現金は被告の口からは出

ない。のであります。然るに此檢事は、被告が口を開て何とか申せば、夫が直に事實であり眞實である、金は直に出て來ると、所謂自白萬能主義の信者でありますから、新井が自白すれば壹萬壹千圓の現金が、目前へ出て來ると考へたのであります。自白萬能信者でありますから被告に自白を強要する。自白を強要するから拷問が行はれる。凡、捜査に於て被告の口より證據を得んとする程幼稚にして危険多きことはありません。本件に於て警察官や檢事の拷問が行はれたのは、皆自白強要の結果であります。而して檢事堀眞道の此捜査顛末書は、宛も自分が自白を強要したり警察官をして拷問せしめたことを自白したる文書であります。

此捜査顛末書は、東電の雜費が贈賄資金の出所なりと睨んで居るのでありますが、夫ならば押收の支拂證明書領收吉田と判を押して現金を取扱つた吉田某なるものゝあることが判つて居るのですから、此吉田某の訊問は必要缺くべからざる緊要事でありませぬ。然るに檢事も豫審判事も之を閉却して調べない。又此雜費の支出に就ては傳票があつて會計課長藤野、主計係長小林登、出納係長渡邊部長本間、文書課長高橋、係員吉田、と總計六人の認印がありまして、此六人の同意がなければ現金の支出は出來ないのであります。此傳票は雜費の性質又は其支拂先を證明する唯一の證書であります。然るに檢事局は一たび押收しながら東電へ還附し、公判に至つて東電より進んで提出したものであります。檢事や豫審判事が吉田某を訊問せず、又唯一の書證たる傳票を還附した理由は不明で

ありますが、是に就て二つの推測が出来る。其一は判、検事が夫程重要性のものと氣付なかつたのである。其二は福田豊、高橋六藏の訊問に依て、此雜費が横濱支店へ振向けられたるものにあらざる事が明白になつたから、是以上の捜査を必要としない。夫故吉田某も傳票の調印者も訊問致さない、傳票も還附したのであると、斯く二つの推測が出来るのであります。此第二の推測を更に敷衍致しますと、次の如き結論に到着するのであります。

福田豊は昭和十年四月十八日、検事の調を受け、翌十九日、豫審に於て證人として訊問を受けて居ります。又高橋六藏は、四月十七日に検事の調を受け、四月廿五日に豫審に於て證人として訊問を受けて居ります。而して兩人共強く明白に否定致したのであります。此兩人が検事や豫審判事の訊問を受けて居るとき、即四月廿二日に益田元亮が證人として訊問を受けたのであります。小林信秋や關根俊助の供述に依れば、益田元亮は必然起訴せらるべき運命に置かれた人であります。新井章治は昭和九年十二月十日、検事の調べを受け、即日強制處分を請求せられ、同月十九日起訴せられたのであります。若し検事の認識に變化がなかつたならば、益田元亮も新井と同様起訴せらるべき筈であります。然るに昭和九年十二月十日に呼出された新井は不幸にも起訴せられ、昭和十年四月二十二日に呼出された益田が幸にも起訴を免れたのは、此間に何か事情の變化がなければならぬのであります。事情の變化とは、福田豊と高橋六藏との訊問であります。此兩人に依て、雜費が贈賄

資金たり得ざることが證明せられましたので、検事局は漸く自家の錯覺に氣が付いたのであります。同時に益田の否定を眞の事實なりと認めて、起訴致さなかつたものなりと推測せられるのであります。此推測の如くせば、検事や豫審判事が吉田某を訊問せず、又傳票の調印者を訊問致さなかつたことは、此時に於て既に、雜費は雜費にして、贈賄資金にあらざること承認せられたものでありしことを論斷し得るのであります。然らざれば新井を起訴したる検事局が、益田を起訴せざる理由を解することが出来ないであります。既に昭和十年四月本件公訴の誤りを認識しながら、今日に及んでも有罪の論告を爲すに至つては、自ら欺くものであつて甚遺憾に存するのであります。

次に本件公訴に於ける一大缺點は、齋藤清直、野澤良三郎の如き下級社員、若くは社員外の一集金人を介して多額の贈賄を爲したと稱せざるを得ざる點であります。

由來、瀆職罪は、公務員より要求する場合と、提供者より誘惑する場合との二種がありまして、本件公訴は後者に屬するものとして捏造されたものであります。提供者より誘惑する場合には、或は公務員と親密なるものを仲介するか、或は何等かの名義に假托するか、夫々事前に於て相當の工作を施して、收受の見透がついて後提供するのであります。然るに横濱事件に於ては獨東電のみならず、未知未見の人間が、突如公務所に侵入し、宛も給仕が郵便物を配達するが如く、現金たる賄賂を蒔き歩行たり、又は下級吏員をして、白晝公然其取次を爲さしめたことに事實を捏造してあるので

あります。此一點より觀て、本件が拷問に依る空中樓閣たることは明瞭であります。何故に斯る不合理的の捏造が出来上つたかと申しますと、夫は作者たる警察官吏の品性の下劣が反映したのであります。警察官吏が自己の品性よりして、未知未見の人より現金を收受することを怪しまないから、他人も同様と考へて斯る筋書を創作したのであります。併し警察官の品性が反映致したとしても、其上に立つ検事や豫審判事が思ひを茲に致したならば、本件は公判を待たずして冤を雪ぐことが出来たであろうと存じますが、豫審判事や検事迄が警察官同様の過誤を犯したことは甚残念なことであります。検事は御論告に於て、齋藤清直や野澤良三郎の豫審調書を朗讀せられました。此人達の豫審調書を證據とせらるゝに先て、私は検事にお訊ねしたいことがあります。検事は警察官に不穩當の行爲があつたのは遺憾だと述べられましたか、是は廻り遠い言葉を以て拷問を承認されたのでありますが、私は一步を進めて、其拷問の方法手段は如何なる暴虐行爲であつたのか、其暴虐行爲に依て如何なる供述を強わられたのであるか、此點を検事にお訊ね致したい。拷問が行はれたのであるから、其拷問の具體的事實を聴きたい。恐く検事は答へないでしょう。警察官は證人として訊問しても、否認一本槍ですから、此具體的事實は、此拷問を受けた人より其供述を承るより外はないのであります。其詳細は本人の上申書や公判廷の供述に盡されて居りますから繰返す必要はないが、検事が警察に出張して拷問警察官を立會はせて、本人の意に反した聴取書を作り、後に之を否

認し取消さんとしても之を許さず、執拗に刑務所より呼出して責め立てたり、或時は數人の検事が刑務所へ出張して長時間責め立てたりして、被告の抵抗力が盡き果てたる時に、豫審判事が訊問を始め、豫審判事は被告が聴取書を否認すれば叱り飛ばすのであります。警察より豫審に至るまで、一回たりとも自由の陳述は許されないのであります。即警察、検事、豫審判事を一體として拷問であります。拷問の悪影響は、警察、検事、豫審を通じて貫流して居るのであります故に、検事が拷問を承認したことは、畢竟豫審調書の不信用の承認であります。検事が拷問を承認しながら、豫審調書を被告の不利益に援用するは矛盾であります。撞着であります。本件を一言にして盡せば、第一賄賂資金の出所なし、第二有罪を證明すべき適當の證據なしと云ふに歸着するのであります。

## 結 論

検事は論告の冒頭に於て、瀆職被告百三十八名に及び、數に於ても亦被告人等の地位に於ても、重大なる案件なりと疾呼せられたのであります。我々辯護人も固より重大なる案件として、其社會萬般に及ぼす悪影響を憂慮するものであります。検事の所謂重大なる案件とは、犯罪の存在を前提とするものなれども、我々は斯る地位あり教養ある多數の善良なる國民に、冤罪を被らしめたることを以て重大なる案件なりとし、今後我國の司法界に、斯る不祥事を根絶せしめ、國民をして眞に法治國たるの幸福を享受せしめんとして、此法廷に於て赤誠を吐露するものであります。

検事は百三十八名の多數に及んだと慨嘆せられたのでありますが、何故に百三十八名に達したかと申しますと、夫は百三十八名の多數の瀆職者があつたが故ではありませぬ。不法極まる警察官が先商人に接觸する機會を有する下級の吏員を勾引し來りて、殘虐なる拷問を施し、拷問の苦痛に堪へずして不實の供述を爲すと、次には不實の供述に依て指名せられたる不幸の商人を勾引し來りて殘虐無慈悲の拷問を加へ、第二の不實供述を爲さしめ、此の商人の不實供述に依て指名せられたる吏員を拘引し來て、之にも殘虐なる拷問を加へて、不實の供述を爲さしめたのであります。斯の如くして一人の不實供述より二人の不實供述を生じ、二人より四人と、鼠算盤の如く次々と其數を倍加したのであります。故に若拷問の殘虐を停止せざれば、憐れなる被告人の數は其止まる所を知らないのであります。若眞に犯罪の實行ありとすれば、其被告人の數は實行者の數に止まるのでありますから、自ら限定せられるのでありますが、本件の如く拷問を加へて不實の供述を強ゆるに於ては被告人の數は無限に倍加するのであります。百三十八名は悉く拷問に依て作り出されたるものであります。百三十八名に止まつたのは寧ろ不幸中の幸であります。若警察官や検事の拷問が停止せられなかつたならば其數は百や二百に止まらなかつたであろうと戰慄に堪へないのであります。

横濱事件の中大多數の被告は、必先づ警察に勾引せられ、自殺を企てる者として救護を要すとの虚偽の口實を構へて數日若くは十數日警察に不法監禁せられ、其間検事は自ら警察に出張し、此被

救護者より瀆職事件の聴取書を作成したのであります。過日赤尾辯護士より、検事は何の用事があつて誰から何の通知を受けて警察へ出張したのかとの質問を受けて之に答へないのであります。従て我々は如何なる理由で検事が態々警察に出張して、自殺救護者より聴取書を作成せられたか、其理由を知ることを得ないのであります。検事が適當なる辯解を與へざる限り、我々は検事も警察官と拷問の共犯者なりと認めるのであります。此検事と警察官との不法行爲は、嘗に刑法第九十四條の犯罪たるに止まらず、實に帝國憲法第二十三條を蹂躪したる大罪であります。私は既に日本鋪道事件、横濱船渠事件に於て、人權擁護が確立せざれば憲法政治の有終の美を濟す能はざる旨を申上げましたから、再び茲に同じ言葉を繰返すことは致しませぬが、法律を正しく執行することを以て任とする警察官や検事が、自ら法律を犯して之を怪しまず、之が監督の任にあるものが、其不法を責めずして却て之を庇護せんとするが如き風あるは、實に慨嘆に堪へないのであります。曾て原夫次郎が、東京控訴院検事たりしとき、同檢事立會で長野縣上諏訪町某の贓物故買事件がありましたが、公判中上諏訪警察署に於て被告を拷問したる事實が舉證せられますと、同檢事は奇麗に公訴を抛棄せられました。其事件は拷問として、他にも證據があつて、公訴抛棄を餘儀なくせしむるほどの事件ではなかつたのでありますので、私は其後同檢事に會つたとき、彼の事件は公訴を抛棄しなければならぬほどの事件ではないではないか。

と申しますと原検事は、

拷問した事件なぞ物にすることは良くないからぬ。

と答へられたので、私は敬服致したことがあります。拷問した事件を物にすることは反面に拷問を黙許奨励する結果になりますから、假令一の犯罪を逸しても拷問事件を取上げないと云ふ主張は實に立派なものであります。

私は過日司法部の大官と會談したる際、種々の話の中に大官は、

検事と雖も自信のない議論をするのは宜しくない。

と申されました。

立會検事は拷問の事實を認めながら、自信に乏しき有罪論を主張せられるのでありますから、唯驚くの外ないのであります。

此横濱事件の審理進行中に於て、検事や豫審判事の調べが新聞に漏洩せられ、明日は誰が召喚せられるなどと豫報せられましたことは世間周知の事實であります。

然れども私は獨横濱の検事局を責めるものではありません。是は久しき因襲の然らしむる所であつて、曾て東京地方裁判所長今村恭太郎は、部下の豫審判事が、被告人朴烈夫妻の寫眞を撮つたことを監督不行届なりとして懲戒訴追を受けたことがあります。部下の検事が收賄したことがあつて

も検事正が懲戒せられたことを承りません。

検事長の水上長三郎、河村善益の諸氏、及最近では小山松吉、小原直、林頼三郎の諸氏が貴族院議員に勅任せられました。是皆検事出身であります。大審院長たりし横田秀雄、牧野菊之助、和仁貞吉の三博士は何等の優遇を受けて居りませぬ。是に依て我司法部が如何なる勢力を中心にして動いて居るのか察するに難くはありませぬ。

検事が誤まれる優越感を懐くが爲め、帝人事件の主任検事が失脚したり、横濱事件の主任検事が退職したり、補助検事が左遷せられたのであります。左遷せられたる検事が、新任地に於て果して前非を悔いて、公明正大に職務を執行して居られるか、或は僻地で頭を押へるものがないので、更に横濱以上の暴威を振つて居るのか、私共の知る所ではありませんが、誰が過を再びすることなしと保證することが出来ましよう。斯る習癖を有する人物を、監督の眼より遠く離れたる僻地に送ることは人權擁護の見地より甚危険を感するのであります。過日立會検事は、

將來に於ては、司法警察官教養の施設と相俟つて絶滅を期すべきものとす。

と申されたのであります。私も其御趣意には大賛成であります。人權の擁護には、第一に検事の協力を仰がねばなりません。抑我大日本憲法が、第一章天皇第二章臣民權利義務、第三章帝國議會、第四章國務大臣及樞密顧問、第五章司法、の順序に定め

給ひ、第一章天皇の次に、第二章として、臣民權利義務の章を置かせ給ひし一事を以てしても、如何に臣民權利義務を重んじ給ひしかを拜察することが出来るのであります。臣民權利義務を擁護することに依て憲政有終の美を濟すことが出来るのであります。故に人權の蹂躪は憲政の敵であります。吾に蹂躪せられたる個人の問題ではありません。

辯護人は、今次の支那事變と日露戦争當時とを比較して感慨無量のものがあります。日露戦争當時は、獨力にて戦費を支ふることが出来ないので、英米の外債を仰いだのでありますが、今次事變は日露戦役に數倍する兵を動かしながら、獨力を以て戦費を支ふるのみならず、苟も我交戦の目的を妨ぐるものあれば如何なる世界の大國と雖も之と鋒火を交ゆることを敢て辭せずとの覺悟を示したのであります。是一に國力の進展に依るものであります。三十年間に此世界を驚倒せしむるに足る國力の進展は、何に依て來るかと思へば、憲法政治の賜であります。政黨や財閥に關する批難もありますが、夫は弊の一面よりの觀察でありまして、幾多の批難を浴びながらも、今日の國力を養成し來つたものは憲法政治であります。今後國民は弊の一面を除去して、以て益憲法政治の完璧を期せねばなりません。是が我々國民に、永遠に課せられたる義務であります。而して憲法政治の完璧の先驅は實に人權の擁護であります。

今日舉國一致が叫ばれ、又眞に舉國一致の實を示現せるものは、憲法政治の賜であります。憲法

政治なき所に精神的舉國一致は有り得ないと信じます。

横濱事件は、不幸にして人權蹂躪の不祥事が行はれ、遺憾千萬であります。是は過去でありまして過去は如何ともする事は出来ませぬ。唯將來に向つて検事の言はれし如く、堅く其絶滅を期するの外ありません。夫には何よりも、先、検事が過を悟つて之を改むることが第一であります。古人も、「人誰か過なからん。過を知て之を改むるは仁の大なるものなり」と教へてあります。検事は論告の終に臨んで、永田兵三郎、稻葉文毅に各懲役一年を求刑し、以下夫々懲役罰金の求刑を爲し、是が全國の新聞に報道せられたのであります。之を讀んだものは、検事が自信なき無責任の求刑をしたとは思ひませぬから、永田兵三郎や稻葉文毅は、破廉恥の收賄漢なりと信するのであります。之が爲め、若永田や稻葉に年頃の女子があつたならば婚期を失するかも知れない、學校へ通學する子供があつたならば、此兒童の精神に如何なる刺戟を與へるでございませう。私は近き將來に於て横濱事件の全被告が冤罪が雪がれて青天に白日を仰ぐ時の來ることを堅く信するものであります。が、其時検事は自信に乏しき論告を爲し、多數被告は申す迄もなく、其眷族に與へたる深刻なる苦痛と損害に對し、如何にして其罪を謝せんとせらるゝでございませうか。之を思ふと、検事は口には絶滅を期すと言ひながら、未だ其過を改めんとする誠意はなく、唯一の空念佛に過ぎないと認むべきであります。



拷問の責任者たる検事は去つても、其後を受けたる検事尙此の如しとせば、我々國民は何れの日  
に於てか人權擁護の完全を望み得るでありませう。國民は一縷の希望を神聖なる判決に繋ぐの  
であります。

横田博士は曾て私に語られたことがありました。

自分は在職中唯無理は通さぬ。

とは文考へて居たと申されました。唯此一語無理は通さぬ。是で裁判官の職責は盡きるのでありま  
す。正しきものをして終りを全からしむるは無理を通さぬことにあります。

帝人事件に於ては、法廷の壇上より吏道精神を高唱したる検事が、半月ならずして自ら吏道精神  
に反れる行爲ありし爲め、其職を去りました。横濱事件に於ては、拷問の事實を強硬に否定したる  
検事が、幾くもなくして拷問の責任者として其職を去りました。此一事を以てしても、帝人事件、  
横濱事件に無理があつたことが察せられるのであります。

辯護人は多くを望みませぬ。唯無理を通さない判決を期待致します。而して夫は被告個人の爲め  
に止まらず、日本帝國臣民の人權擁護であり、憲法政治有終の美を濟す所以であります。

私の辯論は是にて終りましたのでありますが、尙一言附加して置きたいことがあります。

私は通州に於て我々の同胞三百名が、便衣隊の爲めに惨殺された悲惨事を想起するのであります。

此報に接して悲憤と同情の涙を注がぬ者一人としてありませんが、冤罪者は生ながら虐殺されるの  
であります。名譽や自由は言ふ迄もなく生活までも奪はれるのであります。冤罪者は生きた屍であ  
ります。唯異なるところは通州に於て虐殺されました同胞は、永久に再び歸らないが、冤罪者は神  
聖なる判決によつて再び蘇へることが出来るのであります。私は通州に於て敵の叛亂兵に包圍襲撃  
されて居る人達が救援隊の來着を待つ心持と、冤罪者が神聖なる判決によつて冤罪の汚名の拭ひ去  
られる時を待つ心持とに、共通するものがあると思はれるのであります。

是は私が帝人事件の辯論に於て結びの言葉として述べたのであります。一たび刑事被告人とな  
りますと、無罪の判決を受けましても、完全なる原状回復は困難であります。證據不十分と云ふの  
だから事實はあつたのかも知れないとか、免れて恥なしとか、蔭で悪言するものは少くないので  
あります。帝人事件の裁判官は此點を考慮して、證據不十分にあらず、事實が存在しないのである  
と、無罪の理由を明白にして、各被告の爲め更生を容易ならしめたものであらうと信するのであり  
ます。

私は當裁判所に向て帝人事件の判決に倣つて下さいと失禮なことを申すのではありませぬ。百數  
十名に上る多數の冤罪者の復活の爲に、坦々たる大道を開いて頂きたいと切にお願ひするのであり  
ます。謹で神聖なる判決に依て被告が青天に白日を仰ぐの日の來るを待つのであります。

# 判 決

判 決 (電氣局關係)

本籍 横濱市神奈川區白樂町三十四番地  
住居 同 市神奈川區篠原町富士塚二千百番地

無 職 永 田 兵 三 郎

當六十年

(其他三十六名列記省略)

右被告人三十七名ニ對スル各瀆職被告事件ニ付當裁判所ハ檢事大石一郎關與ノ上  
審理ヲ遂ゲ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人等ハ全部無罪

理 由

本件公訴事實ハ(以下略)

タルモノナリト謂フニ在レトモ右犯罪事實ハ就レモ證明無キヲ以テ刑事訴訟法第  
三百六十二條後段ニ則リ全被告人ノ爲無罪ノ言渡ヲ爲スヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十三年二月七日

横濱地方裁判所第二刑事部

裁判長 判事 中 島 民 治

判事 佐 瀬 昌 三

判事 石 田 哲 一

## 同情と雪冤會

刑事被告人に對する同情と云ふことは、之を社會的に見て、全く特別の事柄である。果して犯罪あるものとすれば、寧ろ同情すべきではない。少くとも其同情の意義が極めて局限されたものでなければならぬ。從來私の長き公生活の間には度々部下或は周圍に種々の不祥事件が起つた。其際は、既に國家機關によつて俎上に載せられた人々である、十の犯罪ありて偶々其一が檢舉せられたのである。かゝる人々に對し同情とか掩護とかは出来るものではない。否爲すべきものではない、と一途に考へて來た。従つて極めて冷酷に取扱つて來たことを白狀する。然るに今回自らが刑事被告人となり、而も絶對冤罪の下に、長い間悲憤の涙に暮れた體驗より、既往の私の考方が如何にも單純に過ぎてゐたこと、此複雑なる實社會を理解してゐなかつたことを染々と痛感し慚愧の情に堪へなかつたのである。國家機關も人間が運用してゐるのである。盲信してゐたことが輕卒であり過誤であつたことを覺つた。

昭和九年十一月九日刑務所に收容され、社會との交渉を遮斷されて全く孤獨の窮地に沈淪したる際、世人は如何に「永田」を見てゐるであらうかと靜思した時、自分が嘗て同じ境遇の人々に對し

て持つた考方を思浮べて、此上なき淋しさを體得したのである。然るに、其後各方面から寄せられた手紙に、差入れらるゝ書物に、殊に毎日攝る食事が意外なる方々の名前にて差入れらるゝことによりて、私に對する世間の人々の宏大無邊なる温情に泣かざるを得なかつた。從來の自己の狹量に較べて世人の胸の大きに感銘したのであつた。私は今爰に一々其氏名を掲ぐることをしない。そんなことで感謝報恩の念を献げることが出来ないからである。寧ろ永久に私獨で其芳情に浴してゐたいのである。長い刑務所生活の終頃には、所員特に看守の態度が全然變つて、親切になつて來た。看守は晝夜我々被告全部に接してゐるから、相互の間に交す片言隻語の中にも、自ら事件の真相が會得せられ、自然に湧出る同情の念が窺はれて、爰にも美しい人情を感じ得たのであつた。又出所後間もなく、同じ境遇の者四、五名と共に、市内某氏宅に招かれ、心からなる慰問同情の眞心に接した際は、誠に有難く感じた。此際、我々被告人を招待されると云ふことは、檢察當局に對する一の反逆であり、又不信認ともなつて、爲に、如何なる災禍が此人に降りかゝるやも知れぬ懸念さへもあつたのである。然るに、平然此事を敢てせられた勇氣と同情と更に我々を信認して下された眞情とに對しては、實に筆紙に盡し難い敬虔の情を覺えたのである。當時の市長大西一郎氏は實に信念の固き人であつた、斯く迄大量に部下の幹部が拉致されても、寸毫の疑念をも懷かれず、少くとも幹部には絶對の信認を堅持されて總ての行動を執られたことは、我々感謝の極であつて、又敬服す

る所である。更に數氏の「特別なる同情」は之を筆にせざるによりて特別なる感謝の意を表する。又私と特別懇親なる十數名の方々が連名で、上申書を提出され、特に野田辯護士を法廷に送られた眞情に對しても唯々深謝する次第である。

昭和十三年二月七日無罪の判決ありて以來、世間の同情は全く公式に發露されたのである。多くの雪冤會は隨所に盛大に催され、慰藉と激勵の祝辭とを賜り、更に官公吏は殆んど全部復活の恩典に浴したのである。斯く名實共に冤罪の汚名を雪ぎ得たことは、從來此種の事件に全く其例を見ざる明朗さであつた。

私に直接關係あつた雪冤會の主なるものを擧げて見る。

一、二月十五日 横濱市電氣局主催雪冤會

一、二月十六日 横濱市土木局主催雪冤會

一、二月十八日 事件關係者慰靈祭並雪冤會

久しく冤罪に泣いた事件關係者百十九名相圖りて雪冤會を横濱記念會館に催す。關係辯護士各位の列席を乞ひ、先づ階下に祭壇を設け、事件中悼しき犠牲となりたる五氏の慰靈祭を嚴肅に舉行して後、更に席を階上に移して小宴を張る。會々此席は検事局と指呼の間に相對峙し、當時を回想して押切れぬ感情の激發するものあり、有志交々立つて其感想を述べ、氣焰萬丈大に自己慰安に陶醉

した。

一、二月十八日 元市長大西一郎氏主催雪冤會

一、二月十九日 紫明會雪冤會（京都帝國大學出身者の會 於東京）

一、二月二十二日 京都帝國大學土木部東京支部會雪冤會

一、六月二十三日 土木學會内務技術官、有志主催雪冤會 於上野精養軒

内務技監辰馬鎌藏氏、土木局第一技術課長鈴木雅次氏、同第二技術課長佐藤利恭氏と土木界の先覺名井九介氏、中川吉造氏、生野團六氏等發起人となり、事件に連坐した土木主腦部田邊良忠、長濱時雄、村瀬吉雄、三宅秀太、里見富次（以上縣關係）大岡大三、堀江勝己氏等に永田兵三郎（以上市關係）を加へ八名の爲に、雪冤會を催された。天下知名の士、斯界有數の方々三百名の會合を得て、上野精養軒に於て開かれたのである。此會合は今回の「馬鹿らしき事件」を天下に闡明せられた第一のものであつた。辰馬氏主催者としての挨拶、貴族院議員有吉忠一氏、衆議院議員一松定吉氏（事件關係辯護士）内海清温氏、京大教授瀧山與氏、愛知縣土木部長山口十一郎氏等の鄭重なる祝辭と感想談あり、大岡大三、田邊良忠兩氏の謝辭報告の挨拶を以て之に報ゆ。余は會々風邪の爲此會合に列することを得ず、病床より、

「病氣の爲め出席出来ぬ。折角の御厚意を無にし残念なり。來會者諸君に宜敷御傳へを乞ふ」と打電せざるを得なかつた。此會合は社會的に意義ある重要なもので、私としては是非出席して事件内容の實感を披瀝したい熱情に燃えてゐたのであるが、如何にも残念であつた。

一、三月十日 横濱官民有志主催雪冤會 於横濱小學校

陸軍記念日を卜して、有志多數の發起の下に、一大雪冤會が事件發生の地元に催され、事件連坐の官公吏全部(四十五名)が招待された。此日會々降りしきる雪をもともせず會する者無慮八百五十名、横濱に於ける一流の人士を全部網羅し盡し、餘す所なき盛況であつた。公的會合として空前の内容であつて、其間に醸された雰圍氣に明かに事件に對する市民否國民の憤激を表徴するものがあつた。

會は青木市長の挨拶に始り、田邊、大岡、堀江、稻葉の諸氏並私が代表として謝辭感想談を叙べ次で、今村力三郎、赤尾彦作兩先生の關係辯護士としての感懐、熱情溢るゝ祝辭があつて、緊張裡に閉會された。

私は久しく風邪に悩まされてゐたが、此日は病を押して出席、別項感想集中の「拷問關係官吏に對する司法處置」記載の如き挨拶を述べたのである。

元九州鐵道に關係して居た人々の一團で東京附近に今尙數十名居らるゝのである。私個人の爲に一席を設けられ、米山辰夫氏の懇切を極めたる挨拶を受け、私は座談的に長時間に涉り、事件の内容容實情を語り、舊友各位の御懇情を感謝した。

一、三月二十二日 九鐵溫古會主催雪冤會 於東京丸之内會館

一、三月二十八日 土木學會關西支部主催雪冤會 於大阪電氣俱樂部

京、阪、神有志二百餘名の集會で、田邊、長濱、三宅、村瀬、大岡、堀江の諸氏と私七名の雪冤會が催された。

私は二十七日横濱を出發、其夜鳥羽に一泊して、翌二十八日朝、春雨靜かなる中を伊勢大廟に参拜した。懐へば、昭和十年七月二十二日、妻と共に大廟に詣で、押え難き悲憤の情を懐きつゝ、事件の真相を神の御前に言上して、以て大に自ら慰むるところがあつたのである。爾來惡戰苦闘の三星霜を經過して來た。今や身は青天に白日を仰ぎ、春風駘蕩、櫻花は既に三分を開き、満山の神樹皆潑瀾たる新芽に萌えてゐる。先年の参拜を回想し夫妻相顧みて感慨無量なるものがあつた。

のどかさや祈る事なき神詣で。

午後大阪に着、直に市役所に福留氏を訪ひ、舊友二、三と共に雪冤會に臨んだ。土木學會關西支部長、大阪市水道部長島崎氏の熱誠溢るゝ懇篤なる挨拶を受け、大岡、堀江、田邊の諸氏と共に余も亦交々立ちて、謝辭感想を述べ事件の真相を報告すると共に來會者各位の厚意を謝したのである。此の席上に寄せられたる今村力三郎先生の演述を茲に掲げ、其芳志に應へると共に、事件其ものの真相を廣く世間に闡明致したい。

大阪に於ける横濱事件關係者雪冤會へ送るの危言

今村力三郎

横濱事件と帝人事件とは、昭和の司法歴史に於ける二大罪惡として、永く其醜骸を千載に傳へるであります。事件の内容を此席に於て説明することは、時間が許しませぬから、抽象的に申しますと、此二大罪惡を冒した檢察當局の思想には、一の共通せるものがあります。其思想とは、彼等の誤れる社會觀、誤れる優越感であります。彼等は、現代社會は總て腐敗して居る、政治家も、實業家も、技術者も、官公吏も、一切が腐敗して居る。唯腐敗せざるは檢察當局あるのみである。此の腐敗せる社會を匡救するのが我々に與へられたる任務であると盲信し、憲法や法律の明文も、人權の尊重も、之を忘れて、只管、彼等の腦裏に妄想したる犯罪の構成に突進したのであります。

固より、毫末も犯罪の影も形もなきところへ、強力を以て犯罪の形を捏造せんとしたのであります。固より、其捏造したる犯罪の外貌のみを見ただけでも、極めて不自然であり、非常識のものが出來上つたのであります。此點が兩事件を貫く共通點であります。

横濱事件も、帝人事件も、瀆職が事件の重點でありましたが、二事件とも拷問や、革手錠や、誑詐騙瞞を以て作り上げられた按件であります。然れども、拷問や、革手錠や、瞞着手錠は人間には感應しても、物質には無感覺であります。拷問を以て物質を造り出すことは出來ない。故に、横濱事件も帝人事件も瀆職罪でありながら、賄賂を贈つたと稱する物質の出所に至つて行詰つて仕舞つたのであります。帝人事件に於ては、保險會社の金庫の奥に嚴重に保管され、曾て一度たりとも金庫外へ出たことのない株券が、瓦斯の如く幽靈の如く金庫の外へ抜け出して賄賂となつて舞ひ歩いたと、主張せざるを得ざる程檢察の主張が極端なる不合理に陥つたのであります。横濱事件に於ても、賄賂側の被告が此の金を賄賂に使つたと供述して、檢事や豫審判事の追窮を免れて來たのであります。公判になつて少し調べると、被告が賄賂に使つたと稱する金銭は他の正當なる方面に使用せられたものであることか、直に判明したのであります。特に、私の關係した電氣局事件、水道局事件、市土木局事件に於ては、豫審判事が押収した帳簿、傳票等によつて、完全に金銭の行先が證明せられたのであります。豫審判事が自ら押収した帳簿や傳票を見れば、此金は賄賂に使つたのではな

く、正當な目的の爲めに使はれたことが判るにも拘はらず、夫には眼を閉じて公判に移したのであります。公判判事が安神して無罪の判決を言渡された理由の一是此點にあることと察します。拷問すれば、生きた人間には何とでも言はせることが出来ても、株券や、金錢を作ることは、出来ない此點も亦兩事件共通であります。横濱事件の根本は、横濱市會が、大震災後の復活には、政黨の争を棄て政友、民政の二大政黨が妥協して市政に當らなければならぬと自覺して、兩政黨が一致して市當局を援け、着々市政の効果を擧げ來つたのでありますが、檢察當局は、此の妥協市政の裏面には何か不正が伏在して居るに相違ない、之を摘發して遣らうと、例の誤れる社會觀、誤れる優越感を以て一舉に此伏魔殿を壊滅しようとして掛つたのが唯一の原因であります。而して、其檢察の手段方法が合理的であつたならば、天下後世に斯る醜態を貽すやうなことはなかつたのでありますが、初めから、暴力を用ゐ、下級の吏員や出入の小商人を警察へ勾引して拷問し、強て不實の供述を爲さしめ、誰から幾ら貰つたとか、誰に幾ら遣つたとか供述すると、直に其の指名された誰彼を勾引して來て、又之に拷問を加へるのであります。其の者が拷問に耐へずして、誰に幾ら貰つた、誰に幾ら取次いたと根も葉もないことを供述すると、又直に其の指名された誰彼を勾引するのであります。斯の如く、宛も枯野に放火するが如き有様で、次から次へと延焼して、遂に百五十名に達する一大疑獄を造り上げたのであります。而して、今夕雪冤會の主人公たる永田、大岡、田邊、堀江、長濱

村瀬、三宅の諸君は、拷問に依て下級吏員より指名された不幸なる諸君であります。

諸君は前後五年間、此事件の爲め人生を中斷せられたのである。五年間假死の状態に置かれたのであります。諸君は、五年間、刑事被告人と云ふ解剖臺に載せられ、肉を剝がれ、骨を削られ、心臓まで抉り出されて、殆んど將に生命さへも絶たれんとする絶對絶命の境遇にまで追ひ詰められた後、漸く、昭和十三年二月七日、汝の肉體にも、精神にも、一抹の悪いところはないから歸してやると申渡されて、前後五年間の惡戰苦闘の幕は閉じたのであります。今日は無罪になつたと云つて世を擧げて同情して頂きますが、此五年間の死の苦闘は言語に絶したものであります。

帝人事件に連座した永野護君の令夫人の歌に、

父はいづこと問ふ子を見れば抱きしめて

たゞ頬すりの答へするかな

と云ふ一首があります。私は幾回讀んでも涙なくしては此の歌を讀むことが出来ない。讀むたびごとに涙が頬を傳はるのであります。而して同じ悲劇が毎日、各家庭で連續して行はれるのである。人生の不幸冤罪に過ぐるものはありません。然り而して、此冤罪を捏造したものは、誰であるかと云ふと、我々國民の安寧幸福を擁護する爲め、公益の代表者として、國家より優遇を受けて居る、檢事や、警察官、其人であるのであるから、順逆顛倒と申しませうか、暗黒世界と申しませうか、

形容すべき言葉を知らないであります。

大日本帝國憲法は、第一章天皇、第二章臣民權利義務、第三章帝國議會、第四章國務大臣及樞密顧問、第五章司法の順序に規定し給はつたのであります。臣民權利義務は、天皇の次、帝國議會の前に定められてあります。之を以て見ましても、明治天皇、並に其の輔弼の臣が、臣民の權利義務を重視し給ひしことが拜察せられるのであります。

長くも御勅語中

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

と仰せられたのであります。然るに憲法發布五十年後の今日に至るも、酷吏の爲め、憲法上の臣民權利義務が蹂躪せらるることあるは、實に痛嘆、長大息の至りであります。我々は敢然として、立つて臣民の權利を擁護致さなければならぬ。是が國基を鞏固にする所以であり、又民生の幸福を増進する所以である。而して我々臣民が、明治天皇の御宏恩に酬ひ奉る所以であります。

横濱事件の被告人たりし諸君は、無罪となつて五年間の桎梏より僅に免れたのでありますが、戦は今後にあります。我々は今後永久に人權蹂躪者と戦はねばなりません。戦と申しましても、諸君に向つて口に、筆に、人權擁護を絶叫せよと申すのではありません。若、茲に人權蹂躪者があつたな

らば、假令問題が諸君に關係があるかと否とを問はず、國民の一人として、人權蹂躪者の責任を問ふことを忘れなければ夫で宜いのであります。今日の如く、一般社會が、人權蹂躪者の責任を寛假するのみならず、時としては人權蹂躪の責任者を却て重用するが如き傾向がありましては、明治天皇の附與し給ひし所の臣民の權利も、次第に其影が薄くなりまして、眞に恐懼の至りであります。而して其影響は、生民の權利や、財産の安全を害ふのみならず、牽て國家の基礎を危くするの虞があるであります。願くは、事件關係者のみならず、今夕お集りの諸君に於かせられましても、人權擁護は國民の義務であり、常識であるとして、夢寐にも之をお忘れなきを切望するのであります。

#### 一、四月四日 京都市有志主催雪冤會 於京都ホテル

京都市在住の私の舊知が全く私個人の爲に催されたものである。大學の恩師、同僚、前市長、前知事、貴族院議員、市會議員、市吏員、民間各方面の有力者約百名の會合であつた。總て私に對する特別なる同情者の集りであつたから私の氣持も又自ら他の會合とは異なるものがあつた。平野博士が主催者としての鄭重なる挨拶祝辭を叙べられ、盟友安田靖一氏の親情に接し、更に中川喜久氏、川橋豊治郎氏の祝辭をいたゞきたる後、私は約一時間半に互り種々の角度より今回の事件を説明し



相當詳細を盡したのである。最後に石川芳次郎氏の挨拶にて閉會された。十年前に奉職した此地にて、今日この鄭重且熱情溢るゝ取扱を受けることは私の最も光榮感銘に堪へない所で、長年の間終始變らざる人の情は實に有り難いものであつた。

一、五月十四日 東北土木學會主催雪冤會

其他個人的なものも可成の回数を重ねたのである。是全く各位の御懇情の賜物であつて、私にとり光榮且感激の至であり、唯々感謝する次第である。又一面、斯くの如く各方面よりの同情は今回の事件が餘りにも極端に馬鹿々々しいものとして、世人の注目を惹いた爲でもあらうと思ふ。

感 想 集

一	はしがき	三六八
二	辯護士の天職	三七八
三	辯護士の辯論	三七九
四	人權蹂躪に對する國民の關心	三八二
五	官憲の非違を匡正するは誰か	三八六
六	拷問關係官吏に對する司法處置	三八八
七	非常識なる公訴事實の筋書	三九四
八	裁判に私心ありとの國民的常識	三九五
九	刑事補償と民事賠償	三九七
一〇	横濱事件と帝人事件	四〇六
一一	無實自白の心裡	四〇七
一二	法と其運用	四〇九

## 一 はしがき

婉曲とか、言外に意味を持たずとか云ふやうな表現法は、時に誤解を招く虞がある。それで私は自分の感想を極めて卒直に述べて見やうと思ふ。或は「無禮なことを云ふ奴だ」とのお叱りを受けるかも知れぬが、それは甘んじてお受けする。だがこれは隠すところなき私の感じなのである。

## 二 辯護士の天職

辯護士の天職は、獨逸で此頃護法士と言はれて居るやうに、崇高なるものである。被告は自己の依頼した辯護人に頼り切つてゐるのである。此事件の依頼を受けた辯護人諸賢は孰も、拷問事實の内容を充分に知悉し、其不法を極度に憤激せられ、併も拷問の有無を判明することが、裁判の結果に重大なる影響あることも充分認識せられてゐる。然るに、之れに對する法律的對策、即ち告訴告發の方法に進まんとする人は非常に少なかつた。甚だしきは、被告が告訴せんとしても、之を阻止せんとした人もあつたとの事である。試みに其理由を聞て見ると、(一)告訴しても採用さる可きものでない、(二)徒に檢察當局の御機嫌を損ずる、(三)一步を誤れば身邊に危害を感じる惧れなしとせず。と云ふ如きである。之が今日、在野法曹中の多くの人々が檢察當局に對して持つ考へ方である。

私。は。か。ゝ。る。考。へ。方。を。起。さ。し。め。て。居。る。在。野。法。曹。(司。法。當。局)に。對。し。て。も。又。か。ゝ。る。考。へ。方。を。し。て。閉。塞。し。て。居。る。在。野。法。曹。に。對。し。て。も、共。に。甚。だ。し。き。不。滿。を。感。ず。る。

今回の事件關係辯護士は百九十四名である。而して贈收賄ありとせらるゝ被告双方共に、その事實無根を主張してゐるのである。されば、其辯論要旨の大綱は全部同一方向に一貫したる一筋道である。そこに敵も味方もないのである。若し百九十四名の諸賢が一團の勢力となつて足並を揃へて進撃せられたならば、極めて効果的であつたと思ふ。併し、遺憾乍ら連絡統制を缺いてゐた。例へば拷問告訴問題に就ても、一部の人が自己の身邊の危険を顧みず懸命の努力を以て進まんとすると、他の人は君等の力でやれるならやつて見よ、自分達は力を貸さぬと云ふやうな態度に出る。客觀者は之に對して「偏狹」との評を捧げてゐた。「宗論はどちらが負けても釋迦の恥」である。かゝる場合、全辯護士諸賢が一團となつて勇往邁進せられたならば、公判廷の外に於ても活動の天地は非常に廣い筈であり、且又將來に向つてかゝる國家的不祥事を絶滅すべく多大の貢獻をせらるゝに絶好の機會ではなかつたかと思ふものである。

## 三 辯護士の辯論

私は大體洩れなく拜聴した。元來、この事件は根本に事實がないと云ふのであるから、法理論は

一つもなく、辯論は全く常識論に終始してゐる。辯論趣旨の適不適、其表現法の巧拙は、自ら千差萬別であるが、被告として聞いて居ると概して熱がない。川崎事件の一辯護士は、「假りに罪ありとしても軽くせよ、未決勾留が長かつたから云々」といふやうなことを言つた人があつた。吾々は冤罪を絶叫して居るのである。然るに、辯護士が「罪ありとしても」といふやうな自信のない辯論をせられたのでは、誠に迷惑千萬である。又或る辯護士は、「第二審の時云々」と云ふやうなことを述べた人もある。吾々は第一審で當然無罪たるべきことを確信して戦つて居るのである。第二審を云々することは第一審の有罪を前提とする言葉である。之亦自信の無い辯論である。辯論に熱のないのは當然であらう。

抽象的即ち總論的辯論は無難であつても、一度具體的即ち公訴事實の各論になると、動もすると間違つた事を平然として述べて居る人がある。被告としては冷汗の流るゝを覚える。夫れは一人にして二十數件も公訴事實に關係ある被告數人を同時に擔任する辯護士があるから、公訴事實が非常に澤山になる。其中には専門的、計數的、技術的事項等も含まれて居るのであるから、人と事柄とが甲乙混同し、或は誤解等が生ずるのも無理からぬ事と思ふ。又他に民事事々件の多數を引受けて東奔西走多忙な事務を執掌せらるゝ實情を推察すると、止むを得ぬ事かとも思はれる。併し、聞てゐる被告、殊に辯論の目標となつて居る裁判長や陪席判事は、長時日この事件のみに専念し、公訴

事實の内容に關しては、調書の検討は勿論、被告の上申書及陳述、或は他の辯護人の辯論等に依り熟知し、且何回となく同一事項を繰り返して聞いてゐるから、些少の點でも誤りたる事項に基いて論を進めるならば、直ちに其缺點を感得せられて、其人の辯論の信用が甚だしく減殺せらるゝのである。或辯護人は先づ確實なる辯論稿を作製して、豫め之を被告に示し熟讀せしめられる。被告は自分の事であるから克明に之を研究して、萬一事實に誤謬があれば正確に訂正する。洵に用意周到であり、又親切なる方法であると思ふ。口に、まかせて、懸河の辯を振ふ如きは、實証的には寸効もなき事である。

一事件に關係を持つ被告が十數名あると各被告の依頼辯護人は二十數名になつてゐるのがある。かゝる場合に、甲の辯論の際、乙は法廷に居ない、乙の辯論は丙が聞いてゐない、と云ふやうなことがあつて、辯護人相互間の連絡統一がないために、同じ論旨、同じ事實の例證が何回となく繰り返され裁判官に對し實に御苦勞なことであると恐察したことも度々あつた。

元より多士濟々の事であるから、我々の到底企て及ばざる巧妙なる論法、透徹骨を刺すが如き警拔なる辭句、大處高處よりする崇高なる卓説、詳細綿密を極めたる論述など、自ら頭の下るやうな名辯論に接した事も度々ある。恰も群鴉狂噪の日に孤鶴の清唳を聞くの感がした事であつた。

## 四 人權蹂躪に對する國民の關心

人。權。蹂。躪。に。對。す。る。國。民。の。關。心。が。極。め。て。稀。薄。で。あ。る。最。近。續。發。し。て。ゐ。る。刑。事。々。件。に。し。て、極。端。な。る。人。權。蹂。躪。の。結。果、無。實。の。捏。造。が。盛。に。行。は。れ。て。ゐ。る。も。の。少。か。ら。ず、而。も。檢。舉。當。時。世。人。の。耳。目。を。聳。動。せ。し。め。た。や。う。な。重。大。事。件。ほ。ど。そ。れ。が。多。い。例。へ。ば。帝。人。事。件、橫。濱。事。件、松。田、城。ヶ。島。の。集。團。放。火。事。件。が。夫。れ。で。あ。る。併。し。世。人。一。般。は。殆。ん。ど。無。關。心。で。あ。つ。て。恰。も。對。岸。の。火。災。視。し。て。ゐ。る。郵。税。や。煙。草。が。値。上。げ。と。な。る。と。國。民。は。騒。ぐ。電。車。賃。を。一。錢。値。上。げ。し。て。も。燒。打。を。す。る。ほ。ど。の。熱。の。あ。る。國。民。で。あ。る。が、如。何。に。人。權。を。蹂。躪。せ。ら。れ。て。も。一。向。に。反。撥。が。な。い。人。權。に。對。し。て。は、一。錢。の。價。値。も。認。め。て。ゐ。な。い。や。う。で。あ。る。我。國。民。は。官。憲。が。不。法。に。人。權。を。蹂。躪。す。る。對。照。と。し。て。は。最。上。の。適。格。者。で。あ。る。

英國の實話（三土忠造氏著幽囚徒然草より）

## サーヴィッジ事件

千九百二十八年の春、英國の議會に於て、サーヴィッジ事件といふ、人權蹂躪問題が起つて盛なる論争が行はれた。

倫敦の電話會社にミス・サーヴィッジといふ二十二歳の女事務員があつた。或日の夕刻に、ハイド

パークといふ公園の中で、一人の老紳士と立話をして居た。偶々巡回中の警官が之を見付け、風俗壞亂の嫌疑をかけて警察署に引致したが、區裁判官は證據不十分なりとして之を放免し、警察署は拾磅の賠償金を支拂ふ旨を申渡されたのであつた。

事件は唯是れだけの事である。然るに最も人權を尊重する英國では、是れが議會の大問題となつたといふ所に、我々は無限の興味をそゝられる。

下院に於て先づ一議員より痛烈なる質問を發し、且つ人權蹂躪の事實に就いて速に調査すべしと要求した。内務大臣も之を承認して、直ちに検事長の手に依つて係り警官の査問を行ふことになつた。検事長は警視廳に於て最も老練の聞き高きコリンズといふ警部長に、其の基礎調査を依囑した。警部長はサーヴィッジ嬢をも参考人として喚問するの要を認め、警部補及び女巡查を其勤務先なる電話會社に派遣した。兩人は會社の重役に面會して來意を告げ、其女の出頭方取計ひを希望したが、本人も快く承諾して、警視廳へ同行した。

取調べは五時間に亘つたが、其間には紅茶を飲ませ、煙草を供するなど、頗る歡待し、其の上歸りには復た前の警官二名が附添ひ自動車を以て自宅に送り届けて、何の苦情も聞かずに、別れたのであつた。

然るに人權蹂躪の事實を究明すべきコリンズ警部長が、事件の取調べに當つて、自ら人權蹂躪の